

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由									
	<div data-bbox="973 226 1724 814" style="border: 1px solid black; height: 280px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1219 835 1475 869" style="text-align: center;">第4図 変圧器配置図</p> <p data-bbox="1023 951 1668 1020" style="text-align: center;">第5表 同時火災発生時における各変圧器の離隔距離と放射熱強度の関係</p> <table border="1" data-bbox="1006 1024 1688 1287"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>放射熱強度が1.6kW/m²となる火炎の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉 主変圧器^{※1} 所内変圧器^{※1} 起動変圧器^{※1}</td> <td style="text-align: center;">約32</td> <td style="text-align: center;">約37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器^{※1} 主変圧器^{※1} 所内変圧器^{※1}</td> <td style="text-align: center;">約32</td> <td style="text-align: center;">約65</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="991 1291 1555 1316">※1：絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出</p> <p data-bbox="991 1318 1670 1373">※2：各施設のうちアクセスルートに一番近い2号炉主変圧器及び3号炉補助変圧器の防油堤からの距離を記載</p> <div data-bbox="1181 1413 1718 1457" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div> <p data-bbox="943 1524 1442 1556">(4) 変圧器火災発生時の消火活動について</p> <p data-bbox="964 1564 1760 1749">変圧器にはそれぞれ水噴霧消火設備が設置されているが、水源タンクや消火ポンプの損傷により消火ができない場合は、自衛消防隊による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、万一同時発災した場合は、アクセスルートへの影響の大きい箇所から消火活動を実施する。</p>	変圧器	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2	2号炉 主変圧器 ^{※1} 所内変圧器 ^{※1} 起動変圧器 ^{※1}	約32	約37	3号炉 補助変圧器 ^{※1} 主変圧器 ^{※1} 所内変圧器 ^{※1}	約32	約65		<p data-bbox="2626 191 2873 407">【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、補足資料(2)「火災の重量による熱影響評価について」において同様の内容を記載。</p>
変圧器	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2										
2号炉 主変圧器 ^{※1} 所内変圧器 ^{※1} 起動変圧器 ^{※1}	約32	約37										
3号炉 補助変圧器 ^{※1} 主変圧器 ^{※1} 所内変圧器 ^{※1}	約32	約65										

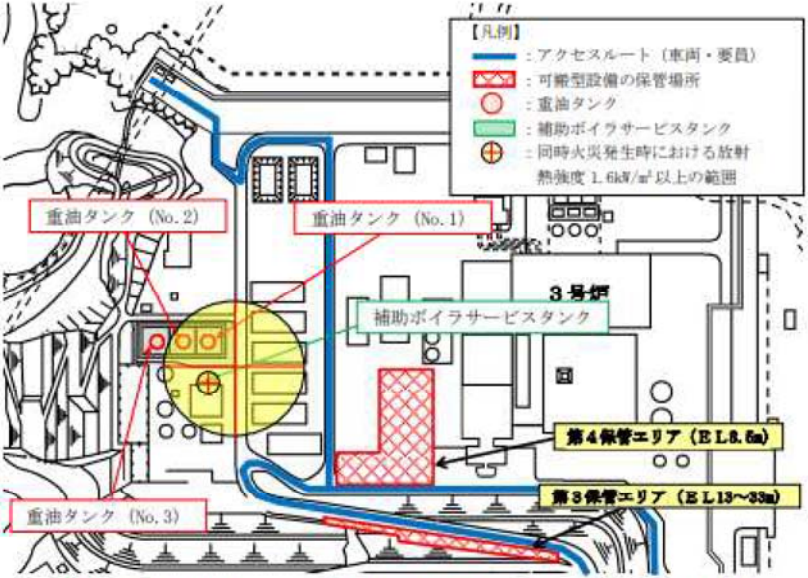

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由														
	<p>3. 重油タンク等の火災について 重油タンク（No.1, No.2, No.3）、補助ボイラサービスタンク、OFケーブルタンクの評価は、第2図のフローに従い行い、簡易評価を行う。 なお、重油タンク（No.1, No.2, No.3）は第5図のとおり隣接して設置されており、溢水防止壁も共通であることから、同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響について評価する。 OFケーブルタンクは複数のタンク（MTr：6槽、STr：3槽）で構成されているが、第6図のとおり隣接して設置されていることから、同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響について評価する。なお、OFケーブルタンクの周囲にはコンクリート壁があるため、アクセスルート上の放射熱強度は低減されることが見込まれるが、壁はないものとし評価する。</p> <p>4. アクセスルート周辺における重油タンク等の火災評価 (1) 重油タンク等の保有油量 第6表にアクセスルート周辺にある重油タンク等の保有油量を記す。</p> <p style="text-align: center;">第6表 アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある各タンク保有油量</p> <table border="1" data-bbox="1053 982 1656 1283"> <thead> <tr> <th>タンク</th> <th>保有油量 (kL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油タンク (No.1)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.2)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.3)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラサービスタンク</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク (MTr)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク (STr)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災源からの放射熱強度の算出 火災が発生した場合のアクセスルートにおける作業及び通行の有効性を確認するため、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を基に火災の影響範囲を算出した。算出方法は変圧器と同様とする。 重油タンク等からの放射熱強度を第7表に示す。 アクセスルートは重油タンク等から十分な離隔距離を有しており、アクセスルートでの作業、通行に影響はない。</p>	タンク	保有油量 (kL)	重油タンク (No.1)	900	重油タンク (No.2)	900	重油タンク (No.3)	900	補助ボイラサービスタンク	2.0	OFケーブルタンク (MTr)	1.5	OFケーブルタンク (STr)	0.6		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、「2. 3号炉補助ボイラ燃料タンクの消火方法について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
タンク	保有油量 (kL)																
重油タンク (No.1)	900																
重油タンク (No.2)	900																
重油タンク (No.3)	900																
補助ボイラサービスタンク	2.0																
OFケーブルタンク (MTr)	1.5																
OFケーブルタンク (STr)	0.6																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由														
	<p>第7表 各施設からの放射熱強度（防油堤又は溢水防止壁全面火災の場合）</p> <table border="1" data-bbox="973 262 1715 550"> <thead> <tr> <th>タンク</th> <th>放射熱強度が1.6kW/m²となる火炎の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油タンク (No.1)</td> <td rowspan="3">約61</td> <td rowspan="3">約82^{※1}</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.2)</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.3)</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラサービスタンク</td> <td>約7</td> <td>約66</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク</td> <td>約13</td> <td>約14^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重油タンクのうちアクセスルートに一番近い重油タンク (No.1) の溢水防止壁からの距離を記載 ※2：OFケーブルタンクのうちアクセスルートに一番近いMT用防油堤からの距離を記載</p>  <p>第5図 重油タンク、補助ボイラサービスタンク配置図</p>  <p>第6図 OFケーブルタンク配置図</p>	タンク	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)	重油タンク (No.1)	約61	約82 ^{※1}	重油タンク (No.2)	重油タンク (No.3)	補助ボイラサービスタンク	約7	約66	OFケーブルタンク	約13	約14 ^{※2}		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、「2. 3号炉補助ボイラ燃料タンクの消火方法について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
タンク	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)															
重油タンク (No.1)	約61	約82 ^{※1}															
重油タンク (No.2)																	
重油タンク (No.3)																	
補助ボイラサービスタンク	約7	約66															
OFケーブルタンク	約13	約14 ^{※2}															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

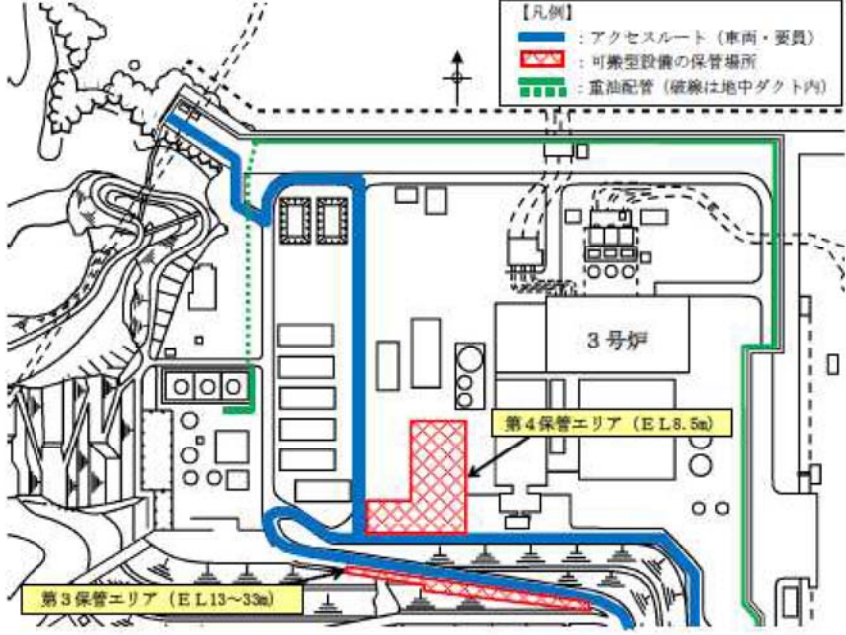
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(3) 重油タンク等火災発生時の消火活動について 重油タンク（No. 1, No. 2, No. 3）には泡消火設備が設置されているが、泡消火設備の損傷により消火ができない場合は、自衛消防隊による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、万一同時発災した場合は、アクセスルートの影響の大きい個所から消火活動を実施する。</p> <p>5. OFケーブルの火災による影響について OFケーブルが敷設されているダクトの構内配置を第7図に示す。OFケーブルの火災によるアクセスルートへの影響について以下のとおり評価し、影響のないことを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2号炉西側のOFケーブルダクトは厚さ250mmのコンクリート構造で構成されていること。 ・基準地震動S_sの転倒防止対策を実施していること。 ・2号炉西側の法面部以外のケーブルダクトは地中設置であること。 <p>なお、OFケーブルの絶縁油が漏えいした場合には、圧力継電器の作動により異常を早期に検出できる設計としている。 また、ケーブルダクト内にて火災が発生した場合、発電所に常駐している自衛消防隊により、消火活動を実施することができる。</p> <div data-bbox="973 1024 1721 1633" style="border: 1px solid black; height: 290px; margin: 10px 0;"> </div> <p style="text-align: center;">第7図 OFケーブルダクト配置図</p> <div data-bbox="1187 1717 1736 1764" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 185px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・泊にはOFケーブルがない。</p>

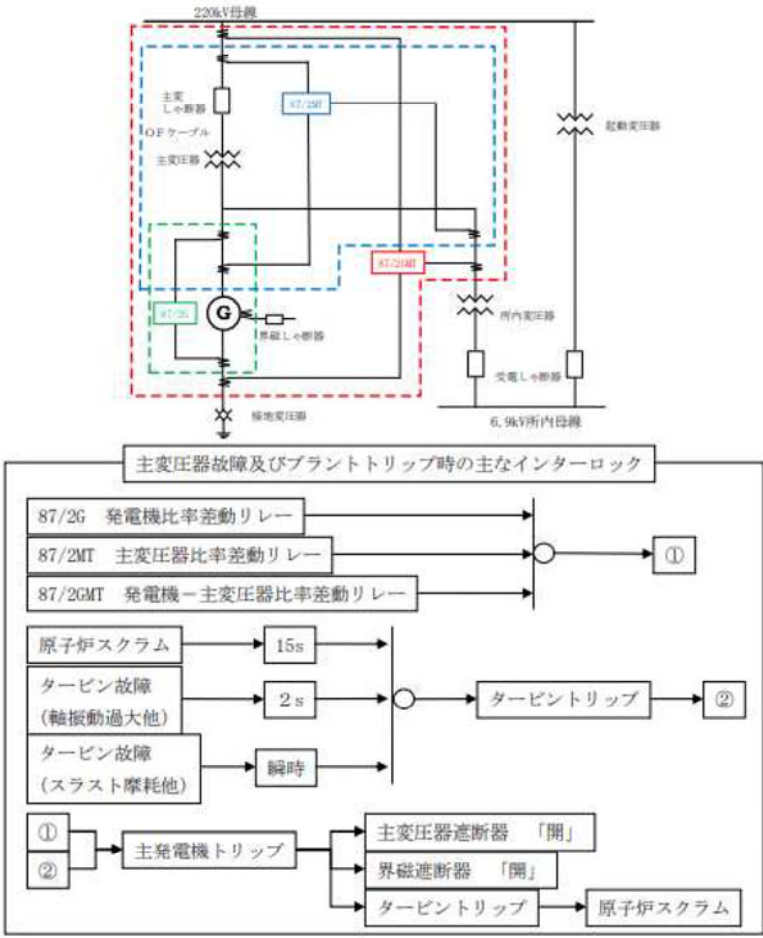
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>6. 重油配管の火災による影響について</p> <p>重油配管の火災によるアクセスルートへの影響について以下のとおり評価し、影響のないことを確認している。</p> <p>重油配管が敷設されている構内配置を第8図に示す。</p> <p>重油配管のうち地上敷設箇所については、基準地震動Ssにより破損しないため、火災は発生しない。</p> <p>重油配管のうち地中ダクト内敷設箇所については、一部のアクセスルート（車両・要員）と交差しているが、交差部周辺のダクトは厚さ約20cmのコンクリートで構成されているとともに、4.(4)⑦地中埋設構造物の損壊における評価のとおりに損壊しないことから、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>なお、地震時には遮断弁の作動により重油配管からの重油の漏えいを防止することが可能である。</p>  <p>第8図 重油配管ダクト配置図</p>		<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊には地上に出ている油配管はない。

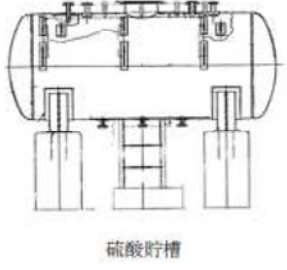
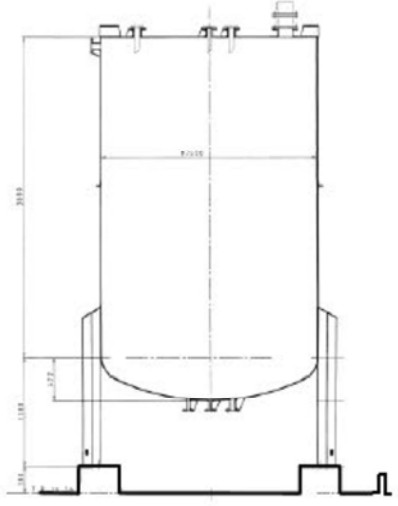
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p>主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策</p> <p>変圧器内部の巻き線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は、発電機を停止するため瞬時に主発電機しゃ断器及び主発電機界磁しゃ断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏れいしたとしても火災発生リスクは低減され则认为。</p> 		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は女川同様、別添-2「主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策」に同様の内容を記載。</p>

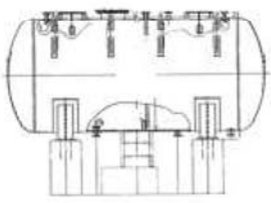
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(19)</p> <p>復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて</p> <p>1. 地震時のタンクの転倒による漏えいについて 地震時に転倒した場合に、その影響が防液堤外に及ぶ可能性のある高基礎の薬品タンクについて、1号炉復水脱塩装置の硫酸貯槽及び苛性ソーダ貯槽を例にその影響を検討した。</p> <p>(1) 1号炉復水脱塩装置硫酸貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 硫酸貯槽はNP SH確保のため基礎を嵩上げ（約1.3m）している横置円筒形鋼製タンク（t9mm）であり、基礎上に8本の基礎ボルト（M20）で固定されているため、その損傷モードとしては主にタンク基礎ボルトのせん断が想定される。 基礎ボルトがせん断した場合、薬品の流出箇所としては配管接続部が考えられることから、大部分は防液堤内に流下するものと思われる。 仮に防液堤外に漏えいした場合でも、薬品タンク外周の側溝等に流入することから、アクセスルート上に流出する可能性は低い。さらに薬品防護具を携行することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">硫酸貯槽</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(18)</p> <p>薬品タンクの外部への漏えいについて</p> <p>1. 地震時のタンクの転倒による漏えいについて 地震時に転倒した場合に、その影響が防液堤外に及ぶ可能性のある高基礎の薬品タンクについて、3号炉給水処理設備の苛性ソーダ貯槽を例にその影響を検討した。</p> <p>(1) 3号炉給水処理設備 苛性ソーダ貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 苛性ソーダ貯槽は、苛性ソーダ計量槽への水頭差による苛性ソーダの移設を行うため、4本の脚により嵩上げしている鋼製タンク（t6mm）で、1脚あたり1本の基礎ボルト（M24）で固定しており、その損傷モードとしては、脚部の折損による傾斜が考えられる。 脚部が折損した場合、薬品の流出箇所としては接続配管の破損箇所が考えられることから、大部分は防液堤内に流下するものと思われる。 防液堤内に流下後、地下埋設の中和槽に排水されるため、アクセスルート上に流出可能性は低い。さらに薬品防護具を着用することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">苛性ソーダ貯槽</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による薬品タンクの相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川は屋外にタンクを設置している。泊は建屋内に設置されており、防液堤内へ流下した後、地下埋設の中和槽へ排水される構造となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 1号炉復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 苛性ソーダ貯槽はNPSH確保のため基礎を嵩上げ（約1.4m）している横置円筒形鋼製タンク（t12mm、内面ゴムライニング）であり、基礎上に8本の基礎ボルト（M30）で固定されているため、その損傷モードとしては主にタンク基礎ボルトのせん断が想定される。 基礎ボルトがせん断した場合、薬品の流出箇所としては配管接続部が考えられることから、大部分は防液堤内に流下する。 仮に防液堤外に漏えいした場合でも、薬品タンク外周の側溝等に流入することから、アクセスルート上に流出する可能性は低い。さらに薬品防護具を携行することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">苛性ソーダ貯槽</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はアクセスルートに影響のある可能性のあるタンクは(1)に示す構造の薬品タンクのみ。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 薬品関係設備損壊による影響評価 薬品関係設備損壊による影響については以下のとおり。 ①地震の影響により配管接続部より薬品が漏えいする可能性がある。 ②薬品が漏えいした場合においても防液堤により薬品は貯留される。 ③万一、防液堤が地震により損壊し、防液堤外に流出したとしても周囲には砂利敷きや排水溝を設置しており、土中への浸透又は排水溝へ排水される。</p>  <p>第1図 薬品関係設備損壊による影響概要図</p> <p>以上により薬品によるアクセスルートへの影響はないと考えるが、万一の場合を考慮し、重大事故等対応要員は薬品防護具を携帯する。</p>		<p>2. 薬品関係施設損壊による影響評価 薬品関係施設損壊による影響については以下のとおり。 ①地震の影響により配管接続部より薬品が漏えいする可能性がある。 ②薬品が漏えいした場合においても防液堤により薬品は貯留されるとともに、排水溝へ排水され、地下埋設の中和槽へ流下する。</p>  <p>第1図 薬品関係施設損壊による影響概要図</p> <p>以上により薬品によるアクセスルートへの影響はないと考えるが、万一の場合を考慮し、災害対策要員等は薬品防護具を携帯する。</p>	<p>【女川】設備の相違 ・女川は屋外にタンクを設置している。泊は建屋内に設置されており、防液堤内へ流下した後、地下埋設の中和槽へ排水される構造となっている。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(20)</p> <p style="text-align: center;">可搬型設備車両の耐浸水性について</p> <p>屋外タンクが溢水した場合及び降水が継続した場合には、一時的に敷地内に滞留し、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の敷地が平坦かつ広人であり、周辺の道路上及び排水路を自然流下し、比較的短時間で拡散すると考えられること。 ・可搬型設備を建屋近傍の配置場所に配備するまでの時間に十分余裕（有効性評価では事象発生から約4時間程度を想定）があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること。 ・すべての溢水源（屋外タンク類）が可搬型設備を設置するO.P. +14.8mに流れ込んだとして評価しても、敷地浸水深は0.16mであり、第1表に示す可搬型設備車両の走行可能水位以下であること。（添付資料1.0.2-72参照） ・すべての溢水源（屋外タンク類）から溢水しても、実際には排水路から約19分程度で排水可能であると評価できること。（補足資料(3)参照） <p>・豪雨を想定しても排水路から排水可能であり、排水不足による滞留水の発生はないと評価できること。（別紙(6)参照）</p>	<p style="text-align: right;">別紙(8)</p> <p style="text-align: center;">可搬型設備（車両）の走行について</p> <p>1. 浸水時の可搬型設備の走行性</p> <p>屋外タンクの溢水又は降水が継続した場合には、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行・アクセス性に支障はないと考える。</p> <p>なお、可搬型設備は、万一機関吸気口が浸水するような状況では使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の空地が平坦かつ広人であり、周辺の道路上及び排水設備を自然流下し、拡散すると考えられること（別紙(26)参照） ・可搬型設備を使用場所に配備するまでの時間に十分余裕があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること 	<p style="text-align: right;">別紙(19)</p> <p style="text-align: center;">可搬型設備車両の耐浸水性について</p> <p>屋外タンクが溢水した場合及び降水が継続した場合には、一時的に敷地内に滞留し、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないと考えられる。</p> <p>なお、可搬型設備は、万一機関吸気口が浸水するような状況では使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の空地が平坦かつ広人であり、周辺の道路上及び排水設備を自然流下し、比較的短時間で拡散すると考えられること。 ・可搬型設備を建屋近傍の配置場所に配備するまでの時間に十分余裕（有効性評価では事象発生から約2時間40分程度を想定）があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること。 <p>すべての溢水源（屋外タンク類）が可搬型設備を設置するT.P. +9.97mに流れ込んだとして評価しても、敷地浸水深は●mであり、表1に示す可搬型設備車両の走行可能水位以下であること。（補足資料(3)参照）。</p> <p>すべての溢水源（屋外タンク類）から溢水しても、実際には排水路から約●分程度で排水可能であると評価できること。（補足資料(3)参照）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【追而】【他条文の審査状況の反映】 （敷地浸水深及び排水可能時間について、 第9条「溢水による損傷の防止等」 の審査状況を踏まえて反映するため。）</p> </div> <p>・豪雨を想定しても排水路から排水可能であり、排水不足による滞留水の発生はないと評価できること。（別紙(6)参照）</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・泊は、島根に記載の可搬型設備が浸水するような場合は使用しないことを追記。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項












女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																				
<p>可搬型設備の機関吸気口又は排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備車両の走行可能水位</p> <table border="1" data-bbox="201 262 795 739"> <thead> <tr> <th>可搬型設備（車両）</th> <th>機関吸気口高さ^{※1} [m]</th> <th>機関排気口高さ^{※1} [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</td><td>1.07</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</td><td>1.07</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>熱交換器ユニット</td><td>1.25</td><td>0.24</td></tr> <tr><td>電源車</td><td>0.64</td><td>0.22</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>0.84</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>可搬型窒素ガス供給装置</td><td>1.15</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>ホース延長回収車</td><td>1.09</td><td>0.25</td></tr> <tr><td>ブルドーザ^{※2}</td><td colspan="2">0.45</td></tr> <tr><td>バックホウ^{※2}</td><td colspan="2">1.06</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 吸気口高さ及び排気口高さは、地上面からの測定結果（実測値）。 ※2 重機については、メーカーカタログより確認した最低地上高を記載。</p>	可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [m]	機関排気口高さ ^{※1} [m]	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	1.07	0.27	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	1.07	0.27	熱交換器ユニット	1.25	0.24	電源車	0.64	0.22	タンクローリ	0.84	0.27	可搬型窒素ガス供給装置	1.15	0.20	ホース延長回収車	1.09	0.25	ブルドーザ ^{※2}	0.45		バックホウ ^{※2}	1.06		<p>可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さ</p> <table border="1" data-bbox="973 262 1665 632"> <thead> <tr> <th>可搬型設備名</th> <th>機関吸気口高さ^{※1} (cm)</th> <th>機関排気口高さ^{※1} (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧発電機車</td><td>113</td><td>22</td></tr> <tr><td>大量送水車</td><td>95</td><td>25</td></tr> <tr><td>移動式代替熱交換設備</td><td>223</td><td>25</td></tr> <tr><td>可搬式窒素供給装置</td><td>212</td><td>27</td></tr> <tr><td>大型送水ポンプ車</td><td>211</td><td>30</td></tr> <tr><td>第1ベントフィルタ出口水素濃度</td><td>90</td><td>24</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>76</td><td>25</td></tr> <tr><td>ホイールローダ</td><td colspan="2">45^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：吸気口の高さ及び排気口の高さは地上面からの測定結果。（実測値） 同一可搬型設備名で複数の車種がある場合には最低値を記載。 ※2：ホイールローダについては、最低地上高を記載。（実測値）</p> <p>2. 可搬型設備の登坂能力</p> <p>敷地内には緊急時対策所（E L50m）及び保管場所（E L8.5m, 13～33m, 44m, 50m）から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺（E L15m）、淡水取水場所（E L44m）、海水取水場所（E L8.5m）等）、原子炉建物入口（E L15m）へのルートとして勾配が付いたアクセスルートが設置される。</p> <p>さらに、地震に伴う液状化及び揺すり込みによる沈下により、保管場所の地表面には傾斜の発生が想定される。</p> <p>上記のアクセスルートの勾配や地震後の保管場所の傾斜は、15%（約8.6°）^{※1}を下回るような設計を行う^{※2}ことから、公道の走行が可能なが確認されている可搬型設備を配備することから走行性は確保される。</p> <p>※1：濱本敬治，上坂克巳，大脇鉄也，木下立也，小林寛：小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討，国土技術政策総合研究所資料，2012 ※2：アクセスルートの勾配は最大で10.3%（約5.9°）で設計を実施，地震後の保管場所の傾斜は評価により最大で4.1%（約2.4°）となる。</p> <p>また、環境条件（積雪，降灰，凍結，降水等）を考慮しても，重大事故等対応で使用する重量が最大の可搬型設備（移動式代替熱交換設備）の登坂能力が20%（約12°）であり，アクセスルートの勾配や地震後の保管場所の傾斜に対して十分に余裕があることから，可搬型設備の走行性に影響はない。</p> <p>万一，局所的な段差や勾配が発生した場合でも，段差の乗越え検証や，碎石等による段差復旧前後の走行性の検証（別紙（10）参照）を実施し，走行性に影響がないことを確認している。</p>	可搬型設備名	機関吸気口高さ ^{※1} (cm)	機関排気口高さ ^{※1} (cm)	高圧発電機車	113	22	大量送水車	95	25	移動式代替熱交換設備	223	25	可搬式窒素供給装置	212	27	大型送水ポンプ車	211	30	第1ベントフィルタ出口水素濃度	90	24	タンクローリ	76	25	ホイールローダ	45 ^{※2}		<p>可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備車両の走行可能水位</p> <table border="1" data-bbox="1783 283 2588 619"> <thead> <tr> <th>可搬型設備（車両）</th> <th>機関吸気口高さ^{※1} [cm]</th> <th>機関排気口高さ^{※1} [cm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型大型送水ポンプ車</td><td colspan="2" rowspan="6">追而【他条文の審査状況の反映】 （敷地浸水深について，第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）</td></tr> <tr><td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>可搬型代替電源車</td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリ</td></tr> <tr><td>ホイールローダ^{※2}</td></tr> <tr><td>バックホウ^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 吸気口の高さ及び排気口の高さは地上面からの測定結果。（実測値） 同一可搬型設備で高さが異なる場合には最低値を記載。 ※2 重機については，メーカーカタログより確認した最低地上高を記載。</p>	可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [cm]	機関排気口高さ ^{※1} [cm]	可搬型大型送水ポンプ車	追而【他条文の審査状況の反映】 （敷地浸水深について，第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）		可搬型大容量海水送水ポンプ車	可搬型代替電源車	可搬型タンクローリ	ホイールローダ ^{※2}	バックホウ ^{※2}	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・可搬型設備の相違</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川同様，本文6.（4）e.（c）に可搬型設備の登坂能力について記載</p>
可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [m]	機関排気口高さ ^{※1} [m]																																																																					
大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	1.07	0.27																																																																					
大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	1.07	0.27																																																																					
熱交換器ユニット	1.25	0.24																																																																					
電源車	0.64	0.22																																																																					
タンクローリ	0.84	0.27																																																																					
可搬型窒素ガス供給装置	1.15	0.20																																																																					
ホース延長回収車	1.09	0.25																																																																					
ブルドーザ ^{※2}	0.45																																																																						
バックホウ ^{※2}	1.06																																																																						
可搬型設備名	機関吸気口高さ ^{※1} (cm)	機関排気口高さ ^{※1} (cm)																																																																					
高圧発電機車	113	22																																																																					
大量送水車	95	25																																																																					
移動式代替熱交換設備	223	25																																																																					
可搬式窒素供給装置	212	27																																																																					
大型送水ポンプ車	211	30																																																																					
第1ベントフィルタ出口水素濃度	90	24																																																																					
タンクローリ	76	25																																																																					
ホイールローダ	45 ^{※2}																																																																						
可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [cm]	機関排気口高さ ^{※1} [cm]																																																																					
可搬型大型送水ポンプ車	追而【他条文の審査状況の反映】 （敷地浸水深について，第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）																																																																						
可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																																							
可搬型代替電源車																																																																							
可搬型タンクローリ																																																																							
ホイールローダ ^{※2}																																																																							
バックホウ ^{※2}																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (10)</p> <p style="text-align: center;">車両走行性能の検証</p> <p>1. 概要 可搬型設備のうち車両を対象として、段差復旧前及び復旧後の走行性能について検証を行った。</p> <p>2. 検証結果 (1) 段差 15cm の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差 15 cm復旧前の走行性能については、第2図に示す車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備について、約 15cm の段差の乗越え及び乗降りが可能であることを確認し、段差通行後の健全性確認について、機能確認試験を実施し、機能が健全であることを確認した。 <p>段差 15 cm復旧前の走行性の検証状況写真を第1～2図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">第1図 検証状況写真（段差状況）</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (20)</p> <p style="text-align: center;">車両走行性能の検証</p> <p>1. 概要 可搬型設備のうち車両を対象として、段差復旧前及び復旧後の走行性能について検証を行った。</p> <p>2. 検証結果 (1) 段差 15cm の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差 15 cm復旧前の走行性能については、第2図に示す可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい可搬型代替電源車を含む可搬型設備について、約 15cm の段差の乗越え及び乗降りが可能であることを確認し、段差通行後の健全性確認について、走行確認及び外観確認を実施し、問題ないことを確認した。 <p>段差 15 cm復旧前の走行性の検証状況写真を第1～2図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">第1図 検証状況写真（段差状況）</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違</p> <p>【島根】対応方針の相違 ・段差通行後の健全性確認方法の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）










女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>【段差復旧前の走行性能検証】</p> <p>○移動式代替熱交換設備</p>  <p>○高圧発電機車</p>  <p>○大量送水車</p>  <p>○大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬式窒素供給装置</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証(1/2)</p> <p>○第1ペントフィルタ出口水素濃度</p>  <p>○タンクローリ</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証(2/2)</p>	<p>【段差復旧前の走行性能検証】</p> <p>○可搬型代替電源車</p>  <p>○可搬型大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型タンクローリ</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

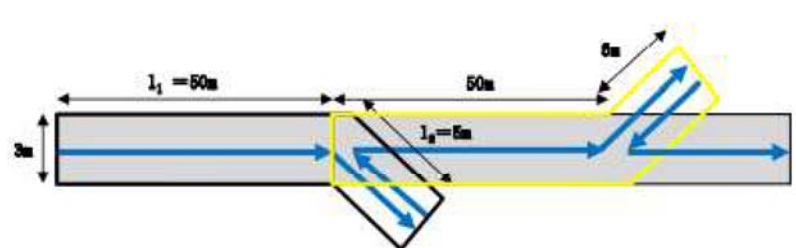
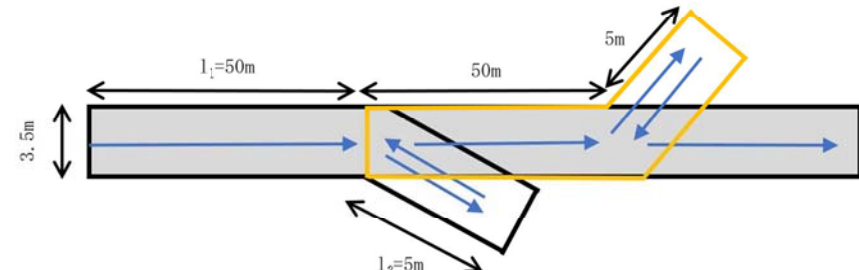
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(2) 段差40cm復旧後の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ホイールローダにより40cmの段差にスロープ（勾配約10%）を設置し、段差復旧作業後、可搬型設備の走行試験を実施した。 段差復旧後の走行性能については、第4図に示す可搬型設備を検証する。 検証の結果、車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備について、スロープ（勾配約10%）の乗越え及び乗降りが可能であることを確認した。 <p>段差及び段差復旧後の走行性の検証状況について、段差40cm復旧後の写真を第3図及び第4図に示す。</p> <p>【段差状況】</p>  <p>検証ヤード 段差復旧前</p> <p>第3図 検証状況写真（段差40cmの状況）</p>	<p>(2) 段差40cm復旧後の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ホイールローダにより40cmの段差にスロープ（勾配約10%）を設置し、段差復旧作業後、可搬型設備の走行試験を実施した。 段差復旧後の走行性能については、第4図に示す可搬型設備を検証する。 検証の結果、車両の重量が最も大きい可搬型代替電源車を含む可搬型設備について、スロープ（勾配約10%）の乗越え及び乗降りが可能であることを確認した。 <p>段差及び段差復旧後の走行性の検証状況について、段差40cm復旧前後の写真を第3図に、段差復旧後の走行性能検証の状況を第4図に示す。</p> <p>【段差状況】</p>  <p>検証ヤード（復旧前） 段差高さ 検証ヤード（復旧後）</p> <p>第3図 検証状況写真（段差40cmの状況）</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊は段差復旧後の状況についても記載 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊は段差復旧後の状況についても記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>【段差復旧後の走行性能検証】</p> <p>○移動式代替熱交換設備</p>  <p>○高圧発電機車</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証(1/2)</p> <p>○大量送水車</p>  <p>○大型送水ポンプ車</p>  <p>○タンクローリ</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証(2/2)</p>	<p>【段差復旧後の走行性能検証】</p> <p>○可搬型代替電源車</p>  <p>○可搬型大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型タンクローリ</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・配備している可搬型設備の相違に伴う図の相違</p>

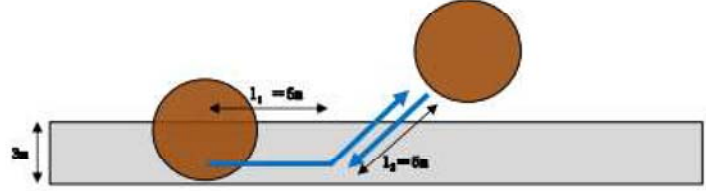
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>該当なし</p>	<p>別紙 (12)</p> <p>がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について</p> <p>島根原子力発電所に保管されているホイールローダによるがれき撤去に要する時間を以下のとおり算定した。</p> <p>【ホイールローダの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大けん引力：16 t バケット容量：3.4m³ バケット幅：約3.0m (292cm) 走行速度（1速）：前進0～6.6km/h, 後進0～7.1km/h <p>【がれき撤去の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5t未満のがれきは50m区間毎に道路外へ押し出すことを想定 5t未満のがれき撤去時の移動速度は、ホイールローダの1速のカタログ値の平均的な速度から3.3km/h(前進)(=55m/分), 3.5km/h(後進)(=58.3m/分)と設定し、サイクルタイムを算定  <p>第1図 撤去方法イメージ図 (5t未満のがれき)</p> <p>サイクルタイム $C_m = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_g + l_2 \div V_2 + t_g$ $= 55 \div 55 + 0.1 + 5.0 \div 58.3 + 0.1 \approx 1.3$ 分/50m <u>1 kmあたりの撤去時間=26分</u></p> <p>C_m：サイクルタイム (分) l：平均押し出し距離 (m) V_1：前進速度 (m/分) V_2：後退速度 (m/分) t_g：ギア切替えに要する時間(分)</p>	<p>別紙 (21)</p> <p>がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について</p> <p>泊発電所に保管されているホイールローダによるがれき及び土砂撤去に要する時間を以下のとおり算定した。</p> <p>【ホイールローダの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大押し出し可能重量：4.5 t (がれき撤去試験より4.5 t押し出せることを確認済み) バケット容量：1.6m³ バケット幅：約3.5m (337cm) 走行速度（1速）：前進11.6km/h, 後進11.6km/h <p>【がれき撤去の作業量の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大4.5 tのがれきは50m区間毎に道路外へ押し出すことを想定 がれき撤去時の移動速度は、ホイールローダの1速のカタログ値の平均的な速度から5.8km/h(前進)(=96.6m/分), 5.8km/h(後進)(=96.6m/分)と設定し、サイクルタイムを算定  <p>第1図 撤去方法イメージ図</p> <p>サイクルタイム $C_m = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_g + l_2 \div V_2 + t_g$ $= 55 \div 96.6 + 0.1 + 5.0 \div 96.6 + 0.1 \approx 0.8$ 分/50m <u>1kmあたりの撤去時間=16分</u></p> <p>C_m：サイクルタイム (分) l：平均押し出し距離 (m) V_1：前進速度 (m/分) V_2：後退速度 (m/分) t_g：ギア切替えに要する時間 (分)</p>	<p>【島根】対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・復旧用重機の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・想定するがれきの相違 ・復旧用重機の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・復旧用重機の相違に伴う評価結果の相違</p>

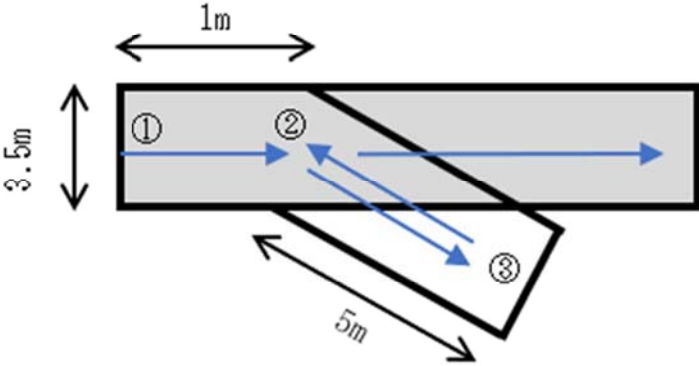
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>・5t以上のがれきは100m区間に1箇所と仮定して道路外へ押し出すことを想定</p> <p>・移動速度は対象が重量物であることを考慮して1速の（前進0～6.6，後進0～7.1km/h）の平均3.3km/h（前進），3.5km/h（後進）の20%程度，0.6km/h（=10m/分）（前進），0.7km/h（=11.6m/分）（後退）と設定し，サイクルタイムを算定</p>  <p>第2図 撤去方法イメージ図（5t以上のがれき）</p> <p>サイクルタイム $Cm = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_a + l_2 \div V_2 + t_b$ $= 10 \div 10 + 0.1 + 5.0 \div 11.6 + 0.1 \approx 1.7$ 分/箇所 <u>1kmあたり（10箇所）の撤去時間=17分</u></p> <p>上記の撤去時間を合成して，がれきの撤去速度は1kmあたり43分，1.3km/hと想定した。</p>		<p>【島根】対応方針の相違</p> <p>・想定するがれきの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>【土砂撤去の作業量の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に流入した土砂を押土、集積し、道路脇に撤去する。 ・1サイクルの作業は、道路上①から②に土砂を押土、集積し、次に道路脇③の方向に撤去する。 ・1回の押土、集積で移動する長さLは、 バケット容量 1.6m³/流入箇所の土砂平均断面積 1.8m² (※) ÷ 1m (※)：別紙(23)参照 ・1サイクル当りの移動距離は、 A：押し出し (①→②→③) : 6m B：後進 (③→②) : 5m  <p>第2図 土砂撤去のサイクル図</p> <p>○土砂撤去作業量算定結果 当該作業におけるホイールローダの作業量を決定するに当たり、第1表に示す3つの図書を参考に作業量を算定し、そのうち、作業量が保守的である「土木工事積算基準」の作業量 53m³/h を採用した。 作業量及びサイクルタイム算定におけるパラメータの考え方を第2表及び第3表に示す。</p>	<p>【島根】 対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																												
		<p style="text-align: center;">第1表 各参考図書におけるホイールローダの作業量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">参考図書</th> <th style="width: 25%;">ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版</th> <th style="width: 25%;">土木工事積算基準 国土交通省監修 平成30年度版</th> <th style="width: 35%;">道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和61年11月改訂版 (平成12年第19刷発行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書に提示されている重機の規格（バケット容量）</td> <td>3.1m³級～10.3m³級</td> <td>1.9m³級～2.1m³級</td> <td>1.0m³級～2.1m³級</td> </tr> <tr> <td>作業量</td> <td>53m³/h</td> <td>53m³/h</td> <td>67m³/h</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ホイールローダの作業量の採用値：53m³/h </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">第2表 作業量算定におけるパラメータの考え方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 30%;">ダム工事積算の解説</th> <th style="width: 30%;">土木工事積算基準</th> <th style="width: 30%;">道路土工 施工指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業量算定式</td> <td>$Q=0.800 \times q \times f \times E / C_m$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m³/h) q: 1サイクル当たりの作業量 (m³/h) f: 土量換算係数 E: 作業効率 C_m: サイクルタイム (sec)</td> <td></td> <td>$Q=0.800 \times q_0 \times K \times f \times E / C_m$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m³/h) q₀: バケット容量 (m³) K: バケット係数 f: 土量換算係数 E: 作業効率 C_m: サイクルタイム (sec)</td> </tr> <tr> <td>作業量 Q</td> <td>53m³/h</td> <td>53m³/h</td> <td>67m³/h</td> </tr> <tr> <td>バケット容量 q₀</td> <td colspan="3">泊発電所の実機から設定 【採用値：1.8m³】</td> </tr> <tr> <td>バケット係数 K</td> <td>設定されていないが、関係式より逆算 【採用値：0.929】</td> <td>—</td> <td>一度切り崩された麻痺土であり、不規則な空けきを生じにくくバケットに入りやすいものであることから、土質（普通土・砂質土）に応じた上限値を採用 【採用値：0.900】</td> </tr> <tr> <td>1サイクル当たりの作業量 q</td> <td>$q=q_0 \times K$ 【採用値：1.326m³/h】</td> <td>$q=0.84 \times q_0 \times 0.03$ 【採用値：1.314m³/h】</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土量換算係数 f</td> <td colspan="3">麻痺土砂（ほぐした土量）を作業の対象としており、土量変化率はL/L=1.0 【採用値：1.0】</td> </tr> <tr> <td>作業効率 E</td> <td colspan="3">道路状況の不確定性を考慮し、土質（普通土・砂質土）に応じた最も保守的な値を採用 【採用値：0.45】</td> </tr> <tr> <td>サイクルタイム C_m</td> <td colspan="3">ホイール型の値を採用 【採用値：40sec】</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">第3表 サイクルタイム算定におけるパラメータの考え方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 30%;">ダム工事積算の解説</th> <th style="width: 30%;">土木工事積算基準</th> <th style="width: 30%;">道路土工 施工指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイクルタイム C_m算定式</td> <td>所用時間は、土質にかかわらずクローラ型とホイール型により決定</td> <td></td> <td>$C_m = nL + t_1 + t_2$ ここに C_m: トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n: トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) L: 片道運搬距離 (m) t₁: すくい上げ時間 (sec) t₂: 積込み、ギアの入替え、積取りなどに要する時間 (sec)</td> </tr> <tr> <td>サイクルタイム C_m</td> <td>40sec</td> <td></td> <td>30.8sec</td> </tr> <tr> <td>運搬距離 L</td> <td>—</td> <td></td> <td>片道運搬距離L: 第2回 土砂撤去のサイクル回の押し距離より 【採用値：8m】</td> </tr> <tr> <td>足回り係数 n</td> <td>—</td> <td></td> <td>ホイール形を採用 【採用値：1.0n/sec】</td> </tr> <tr> <td>すくい上げ時間 t₁</td> <td>—</td> <td></td> <td>泊発電所の土砂撤去作業において、すくい上げ動作は想定されないため、t₁のすくい上げ時間は考慮しない 【採用値：0sec】</td> </tr> <tr> <td>積込みほか時間 t₂</td> <td>—</td> <td></td> <td>運搬距離への積込みはないが、ギアの入替え等に要する時間を考慮し、保守的に最大値を採用 【採用値：20sec】</td> </tr> </tbody> </table>	参考図書	ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版	土木工事積算基準 国土交通省監修 平成30年度版	道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和61年11月改訂版 (平成12年第19刷発行)	図書に提示されている重機の規格（バケット容量）	3.1m ³ 級～10.3m ³ 級	1.9m ³ 級～2.1m ³ 級	1.0m ³ 級～2.1m ³ 級	作業量	53m ³ /h	53m ³ /h	67m ³ /h	項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針	作業量算定式	$Q=0.800 \times q \times f \times E / C_m$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) q: 1サイクル当たりの作業量 (m ³ /h) f: 土量換算係数 E: 作業効率 C _m : サイクルタイム (sec)		$Q=0.800 \times q_0 \times K \times f \times E / C_m$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) q ₀ : バケット容量 (m ³) K: バケット係数 f: 土量換算係数 E: 作業効率 C _m : サイクルタイム (sec)	作業量 Q	53m ³ /h	53m ³ /h	67m ³ /h	バケット容量 q ₀	泊発電所の実機から設定 【採用値：1.8m ³ 】			バケット係数 K	設定されていないが、関係式より逆算 【採用値：0.929】	—	一度切り崩された麻痺土であり、不規則な空けきを生じにくくバケットに入りやすいものであることから、土質（普通土・砂質土）に応じた上限値を採用 【採用値：0.900】	1サイクル当たりの作業量 q	$q=q_0 \times K$ 【採用値：1.326m ³ /h】	$q=0.84 \times q_0 \times 0.03$ 【採用値：1.314m ³ /h】	—	土量換算係数 f	麻痺土砂（ほぐした土量）を作業の対象としており、土量変化率はL/L=1.0 【採用値：1.0】			作業効率 E	道路状況の不確定性を考慮し、土質（普通土・砂質土）に応じた最も保守的な値を採用 【採用値：0.45】			サイクルタイム C _m	ホイール型の値を採用 【採用値：40sec】			項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針	サイクルタイム C _m 算定式	所用時間は、土質にかかわらずクローラ型とホイール型により決定		$C_m = nL + t_1 + t_2$ ここに C _m : トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n: トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) L: 片道運搬距離 (m) t ₁ : すくい上げ時間 (sec) t ₂ : 積込み、ギアの入替え、積取りなどに要する時間 (sec)	サイクルタイム C _m	40sec		30.8sec	運搬距離 L	—		片道運搬距離L: 第2回 土砂撤去のサイクル回の押し距離より 【採用値：8m】	足回り係数 n	—		ホイール形を採用 【採用値：1.0n/sec】	すくい上げ時間 t ₁	—		泊発電所の土砂撤去作業において、すくい上げ動作は想定されないため、t ₁ のすくい上げ時間は考慮しない 【採用値：0sec】	積込みほか時間 t ₂	—		運搬距離への積込みはないが、ギアの入替え等に要する時間を考慮し、保守的に最大値を採用 【採用値：20sec】	<p>【島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出
参考図書	ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版	土木工事積算基準 国土交通省監修 平成30年度版	道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和61年11月改訂版 (平成12年第19刷発行)																																																																												
図書に提示されている重機の規格（バケット容量）	3.1m ³ 級～10.3m ³ 級	1.9m ³ 級～2.1m ³ 級	1.0m ³ 級～2.1m ³ 級																																																																												
作業量	53m ³ /h	53m ³ /h	67m ³ /h																																																																												
項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針																																																																												
作業量算定式	$Q=0.800 \times q \times f \times E / C_m$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) q: 1サイクル当たりの作業量 (m ³ /h) f: 土量換算係数 E: 作業効率 C _m : サイクルタイム (sec)		$Q=0.800 \times q_0 \times K \times f \times E / C_m$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) q ₀ : バケット容量 (m ³) K: バケット係数 f: 土量換算係数 E: 作業効率 C _m : サイクルタイム (sec)																																																																												
作業量 Q	53m ³ /h	53m ³ /h	67m ³ /h																																																																												
バケット容量 q ₀	泊発電所の実機から設定 【採用値：1.8m ³ 】																																																																														
バケット係数 K	設定されていないが、関係式より逆算 【採用値：0.929】	—	一度切り崩された麻痺土であり、不規則な空けきを生じにくくバケットに入りやすいものであることから、土質（普通土・砂質土）に応じた上限値を採用 【採用値：0.900】																																																																												
1サイクル当たりの作業量 q	$q=q_0 \times K$ 【採用値：1.326m ³ /h】	$q=0.84 \times q_0 \times 0.03$ 【採用値：1.314m ³ /h】	—																																																																												
土量換算係数 f	麻痺土砂（ほぐした土量）を作業の対象としており、土量変化率はL/L=1.0 【採用値：1.0】																																																																														
作業効率 E	道路状況の不確定性を考慮し、土質（普通土・砂質土）に応じた最も保守的な値を採用 【採用値：0.45】																																																																														
サイクルタイム C _m	ホイール型の値を採用 【採用値：40sec】																																																																														
項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針																																																																												
サイクルタイム C _m 算定式	所用時間は、土質にかかわらずクローラ型とホイール型により決定		$C_m = nL + t_1 + t_2$ ここに C _m : トラクタショベルのサイクルタイム (sec) n: トラクタショベルの足回りによる係数 (n/sec) L: 片道運搬距離 (m) t ₁ : すくい上げ時間 (sec) t ₂ : 積込み、ギアの入替え、積取りなどに要する時間 (sec)																																																																												
サイクルタイム C _m	40sec		30.8sec																																																																												
運搬距離 L	—		片道運搬距離L: 第2回 土砂撤去のサイクル回の押し距離より 【採用値：8m】																																																																												
足回り係数 n	—		ホイール形を採用 【採用値：1.0n/sec】																																																																												
すくい上げ時間 t ₁	—		泊発電所の土砂撤去作業において、すくい上げ動作は想定されないため、t ₁ のすくい上げ時間は考慮しない 【採用値：0sec】																																																																												
積込みほか時間 t ₂	—		運搬距離への積込みはないが、ギアの入替え等に要する時間を考慮し、保守的に最大値を採用 【採用値：20sec】																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(22)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業）</p> <p>1. 検証方法 3号炉給排水処理建屋損壊及び3号炉開閉所引留鉄構損壊に伴うがれき撤去検証を以下に示す。</p> <p>長さ15mの区間にコンクリートブロック（約35t）を配置して模擬のがれきとし、これらをブルドーザで撤去して幅員3.7m以上の通路を確保するのに要する時間を計測することにより、作業時間評価の妥当性を検証した。 実証試験に用いるブルドーザは、がれき撤去用として発電所に配備するものと同型のブルドーザとした。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(9)</p> <p style="text-align: center;">構内道路補修作業の検証について</p> <p>1. 内容 がれき撤去及び道路段差復旧に要する時間の検証</p> <p>2. 日時 (1) がれき撤去 平成31年2月26日9時30分～16時00分 (2) 段差解消 平成31年3月5日9時30分～16時00分</p> <p>3. 場所 3号機北東道路及び荷揚場前面道路</p> <p>4. 作業員経歴 (1) がれき撤去（平成31年2月26日時点） ・作業員A：勤続8年免許取得後約3年 ・作業員B：勤続4年免許取得後約4年 ・作業員C：勤続4年免許取得後約4年 (2) 段差解消（平成31年3月5日時点） ・作業員A：勤続8年免許取得後約3年 ・作業員B：勤続4年免許取得後約4年 ・作業員C：勤続4年免許取得後約4年</p> <p>5. 検証概要と測定結果 (1) がれき撤去 a. 小型構造物（模擬がれき：土のう） (a) 概要 島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第1図のとおり、大型土のう（1.5t）5個を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(22)</p> <p style="text-align: center;">構内道路補修作業の検証について</p> <p>1. 内容 がれき撤去、土砂撤去及び道路段差復旧に要する時間の検証</p> <p>2. 実施日 (1) がれき撤去 令和4年8月23日～令和4年8月26日 (2) 土砂撤去 令和4年8月23日～令和4年8月26日 (3) 段差解消 令和4年8月23日～令和4年8月26日</p> <p>3. 場所 泊発電所内土砂仮置き場B</p> <p>4. 作業員経歴 (1) がれき撤去（令和4年8月23日時点） ・作業員A：勤続29年 免許取得後約25年 ・作業員B：勤続15年 免許取得後約17年 ・作業員C：勤続21年 免許取得後約20年 ・作業員D：勤続11年 免許取得後約7年 ・作業員E：勤続25年 免許取得後約24年 ・作業員F：勤続21年 免許取得後約10年 (2) 土砂撤去（令和4年8月23日時点） ・作業員G：勤続30年 免許取得後約30年 ・作業員H：勤続18年 免許取得後約17年 ・作業員I：勤続34年 免許取得後約21年 (3) 段差解消（令和4年8月23日時点） ・作業員J：勤続30年 免許取得後約23年 ・作業員K：勤続34年 免許取得後約21年 ・作業員L：勤続21年 免許取得後約20年</p> <p>5. 検証概要と測定結果 (1) がれき撤去 a. 小型構造物（模擬がれき：土のう） (a) 概要 泊発電所に配備しているホイールローダにより、第1図のとおり、土のう（約1.5t）5個を「がれき」に見立て、幅員3.5mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載内容の相違 ・泊は実施日、場所を記載</p> <p>【女川】 記載箇所の相違 ・女川は作業員経歴を2.に記載 ・女川は段差復旧検証を別紙23に記載</p> <p>【島根】 記載内容の相違 ・検証日時、場所及び作業員の相違</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去作業の検証を実施</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・検証条件の相違</p> <p>【島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="261 478 771 819" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="320 835 697 871" data-label="Caption"> <p>第1図 模擬がれき撤去概念図</p> </div> <div data-bbox="112 913 356 945" data-label="Section-Header"> <p>【ブルドーザの仕様】</p> </div> <div data-bbox="133 951 430 1138" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m³ </div> <div data-bbox="103 1180 267 1211" data-label="Section-Header"> <p>2. 検証結果</p> </div> <div data-bbox="133 1215 920 1329" data-label="Text"> <p>3人の作業員の所要時間は、以下のとおりであった。 なお、今後の訓練等により作業要員の習熟が期待できることから、作業時間の短縮化を見込むことができる。</p> </div> <div data-bbox="133 1333 926 1558" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A（免許取得後約1年）所要時間 45秒（作業速度約1.2km/h） ・作業員B（免許取得後約1年）所要時間 1分21秒（作業速度約0.6km/h） ・作業員C（免許取得後約6年）所要時間 1分13秒（作業速度約0.7km/h） <p>（がれき撤去の平均速度：0.8km/h）</p> </div> <div data-bbox="112 1562 884 1818" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="192 1822 774 1852" data-label="Caption"> <p>写真1 模擬がれき設置 写真2 作業状況</p> </div> <div data-bbox="273 1864 744 1900" data-label="Caption"> <p>第2図 がれき撤去作業実証試験の状況</p> </div>	<div data-bbox="973 201 1724 510" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1018 541 1673 798" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1166 835 1528 871" data-label="Caption"> <p>第1図 がれき撤去訓練概要図</p> </div> <div data-bbox="973 913 1276 945" data-label="Section-Header"> <p>《ホイールローダの仕様》</p> </div> <div data-bbox="985 951 1380 1060" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> 全長：818cm 全幅：278cm 高さ：339cm 運転質量：約18.0t バケット容量：3.4m³ </div> <div data-bbox="964 1293 1130 1327" data-label="Section-Header"> <p>(b) 測定結果</p> </div> <div data-bbox="994 1333 1403 1480" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A：2分16秒（1.3km/h） ・作業員B：1分36秒（1.8km/h） ・作業員C：2分21秒（1.2km/h） <p>【評価値】3分</p> </div>	<div data-bbox="1789 201 2585 510" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1789 541 2585 825" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1973 835 2386 871" data-label="Caption"> <p>第1図 がれき撤去検証の概要図</p> </div> <div data-bbox="1804 913 2110 945" data-label="Section-Header"> <p>《ホイールローダの仕様》</p> </div> <div data-bbox="1816 951 2243 1060" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> 全長：713cm 全幅：337cm 高さ：337cm 車両総重量：約10.2t バケット容量：1.6m³ </div> <div data-bbox="1804 1293 1994 1327" data-label="Section-Header"> <p>(b) 測定結果</p> </div> <div data-bbox="1846 1333 2359 1480" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A：所要時間1分31秒（1.9km/h） ・作業員B：所要時間1分23秒（2.1km/h） ・作業員C：所要時間1分42秒（1.7km/h） <p>【評価値】2分</p> </div>	<div data-bbox="2611 762 2831 867" data-label="Text"> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・検証条件の相違</p> </div> <div data-bbox="2611 913 2858 1020" data-label="Text"> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・復旧用重機の相違</p> </div> <div data-bbox="2611 1293 2819 1362" data-label="Text"> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>b. 大型構造物（模擬がれき：コンクリートブロック）</p> <p>(a) 概要 島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第2図のとおり、コンクリートブロック（9t）1個を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="961 464 1736 772" data-label="Image"> <p>撤去コンクリートブロック コンクリートブロック撤去訓練</p> </div> <div data-bbox="1050 793 1573 1018" data-label="Diagram"> <p>コンクリートブロック（9t）</p> <p>3.0m</p> <p>20m</p> </div> <p style="text-align: center;">第2図 がれき撤去訓練概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A：37秒（1.9km/h） ・作業員B：25秒（2.8km/h） ・作業員C：39秒（1.8km/h） <p>【評価値】1分</p>	<p>b. 大型構造物（模擬がれき：大型土のう）</p> <p>(a) 概要 泊発電所に配備しているホイールローダにより、第2図のとおり、大型土のう（約1.5tの土のう3個を連結）5個を「がれき」に見立て、幅員3.5mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員D、E及びFそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="1789 464 2588 772" data-label="Image"> <p>撤去土のう 作業状況</p> </div> <div data-bbox="1789 793 2588 1087" data-label="Diagram"> <p>スタート位置</p> <p>ゴール位置</p> <p>3.5m</p> <p>5m</p> <p>10m</p> <p>50m</p> <p>土のう（約4.5t）</p> </div> <p style="text-align: center;">第2図 がれき撤去概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員D：所要時間2分44秒（1.0km/h） ・作業員E：所要時間1分26秒（2.0km/h） ・作業員F：所要時間1分33秒（1.9km/h） <p>【評価値】3分</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・検証条件の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>c. 柱状構造物（模擬がれき：電柱）</p> <p>(a) 概要</p> <p>島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第3図のとおり、電柱3本を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="964 430 1754 751"> </div> <div data-bbox="1121 779 1584 1020"> </div> <p>第3図 がれき撤去訓練概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A：2分35秒（0.4km/h） 作業員B：0分36秒（2.0km/h） 作業員C：1分20秒（0.9km/h） <p>【評価値】3分</p>		<p>【島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、柱状構造物の撤去については考慮不要であるため実施していない

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																
		<p>(2) 土砂撤去</p> <p>a. 概要</p> <p>斜面崩壊後の堆積土砂を模擬（第3図）し、泊発電所に備えているホイールローダにより、第4図のとおり、アクセスルートとして必要な幅員3.5m以上を確保するための土砂撤去を行った際の作業時間と撤去土量について作業員G、H及びIそれぞれ1回計測した。この結果を用いて、時間当たりの作業量を計算し、文献に基づき算出した土砂撤去作業量（53m³/h）（別紙21参照）が確保されていることを検証した。また、掘削面勾配について、労働安全衛生規則を参考とした勾配が確保されていることを検証した。</p>  <p>第3図 斜面崩壊後を模擬した土砂</p>  <p>第4図 仮復旧道路のイメージ</p> <p>※本検証では仮復旧後の幅員が3.5m以上となるように土砂を撤去する。</p> <p>b. 測定結果</p> <p>上記条件に基づいた、土砂撤去作業の測定結果は次のとおりであり、土砂撤去作業量（53m³/h）が確保されていることを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1783 1079 2591 1203"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>撤去土量</th> <th>作業時間</th> <th>作業能力</th> <th>目標値</th> <th>仮復旧道路幅</th> <th>仮復旧必要道路幅</th> <th>評価</th> <th>(参考)撤去延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G</td> <td>50.9m³</td> <td>18分10秒</td> <td>188m³/h</td> <td rowspan="3">53m³/h</td> <td>4.0m</td> <td rowspan="3">3.5m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>43.0m³</td> <td>18分13秒</td> <td>141m³/h</td> <td>3.5m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>44.5m³</td> <td>25分54秒</td> <td>103m³/h</td> <td>4.0m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 検証状況写真</p> <p>ホイールローダにおける、土砂撤去状況は次のとおりである。</p>  <p>第5図 土砂撤去状況写真</p> <p>d. 土砂撤去作業後の掘削面勾配の検証</p> <p>斜面崩壊後の堆積土砂を模擬（第3図）し、泊発電所に備えているホイールローダにより仮復旧した際の掘削面勾配について、作業員G、H及びIそれぞれ1回計測し、労働安全衛生規則を参考とした60度*以下が確保されていることを検証した（第6図）。</p> <p>※：撤去部における堆積土砂厚さが最大で2.7m程度であることを踏まえれば、労働安全衛生規則第356条より2m以上5m未満の地山（岩盤、堅い粘土以外）として掘削面勾配は75度となるが、堆積土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、仮復旧後の掘削面勾配の基準は、同規則における5m以上の地山（岩盤、堅い粘土以外）の掘削面勾配である60度とした。</p>	作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考)撤去延長	G	50.9m ³	18分10秒	188m ³ /h	53m ³ /h	4.0m	3.5m	○	15m	H	43.0m ³	18分13秒	141m ³ /h	3.5m	○	15m	I	44.5m ³	25分54秒	103m ³ /h	4.0m	○	15m	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去試験を実施</p>
作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考)撤去延長																											
G	50.9m ³	18分10秒	188m ³ /h	53m ³ /h	4.0m	3.5m	○	15m																											
H	43.0m ³	18分13秒	141m ³ /h		3.5m		○	15m																											
I	44.5m ³	25分54秒	103m ³ /h		4.0m		○	15m																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

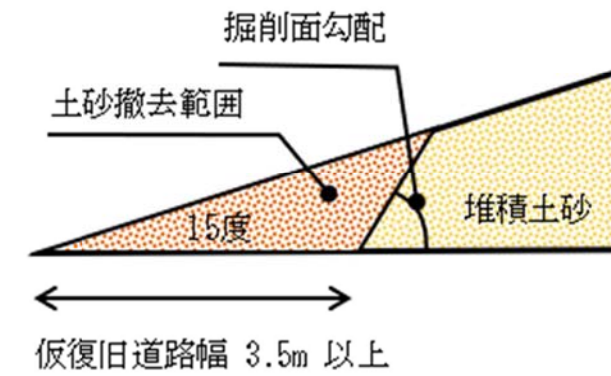
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由



第6図 掘削面のイメージ

e. 検証結果

崩壊土砂撤去作業後の掘削面勾配は次のとおりであり、掘削面勾配について60度以下が確保されていることを確認した。

作業員	掘削面勾配	目標値	評価
G	36度	60度	○
H	32度		○
I	44度		○

f. 検証状況写真



第7図 検証状況写真

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(23)</p> <p>アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）</p> <p>1. 検証方法</p> <p>地下構造物の損壊による陥没を想定した幅3.5m、深さ1mの溝を造成し、ブルドーザにより20m離れた場所に配置した砕石を陥没箇所へ運搬、埋め戻し、転圧することにより段差を解消し、幅員4m以上の通路を確保するのに要する時間を計測することにより、作業時間評価の妥当性を検証した。</p> <p>実証試験に用いるブルドーザは、がれき撤去用として発電所に配備するものと同型のブルドーザとした。</p> <div data-bbox="273 661 771 966"> <p>第1図 段差解消作業概念図</p> </div> <div data-bbox="112 1522 430 1753"> <p>【ブルドーザの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m³ </div>	<p>(2) 段差復旧</p> <p>a. 概要</p> <p>島根原子力発電所に「段差復旧」用として配備している砕石を用いてホイールローダにより、第4図、第5図、第6図のとおり、砕石を用いて、1箇所40cmの段差を復旧した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="964 651 1736 955"> <p>第4図 段差解消平面図（概要）</p> </div> <div data-bbox="964 1123 1736 1333"> <p>第5図 段差解消断面図（概要）</p> </div>	<p>(3) 段差解消</p> <p>a. 概要</p> <p>泊発電所に「段差復旧」用として配備する砕石を用いてバックホウにより、第8図、第9図、第10図のとおり、1箇所40cmの段差を復旧した際の作業時間を作業員J、K及びLそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="1795 651 2597 976"> <p>第8図 段差解消平面図（概要）</p> </div> <div data-bbox="1795 1081 2597 1344"> <p>第9図 段差解消断面図（概要）</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証条件の相違 <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 検証項目</p> <p>ブルドーザの運搬・埋め戻し・転圧の作業能力は、道路土工施工指針に基づき、以下のとおりとする。</p> $Q = \frac{60 \times q \times f \times E}{Cm} = 53 \text{ [m}^3/\text{h]}$ <p>ここに、q : 1サイクルの運搬埋め戻し量 [m³/h] $q = q_0 \times \rho$ $q_0 = 5.2$: ブレード容量 [m³] $\rho = 0.96$: 運搬距離・勾配に関する係数 (20m, 平坦) $f = 0.83$: 土量換算係数 $E = 0.3$: 作業効率 (道路土工施工指針記載の最低値)</p> <p>Cm : サイクルタイム $Cm = \frac{L}{v_1} + \frac{L}{v_2} + T_g = 1.4 \text{ [分]}$</p> <p>$L = 20$: 平均運搬距離 [m] $v_1 = 27$: 前進速度 [m/分] (1速前進 3.3km/h の半分) $v_2 = 36$: 後退速度 [m/分] (1速後退 4.4km/h の半分) $T_g = 0.1$: ギア入れ替え時間 [分]</p> <p>また、埋め戻す碎石の量は、復旧幅4mに余裕幅2mを見込む。 $V = ((3.5\text{m} + 2.4\text{m}) / 2 \times \text{高さ} 1.0\text{m}) \times \text{復旧幅} (4\text{m} + 2\text{m}) = 17.7\text{m}^3$ 以上より、実証試験における作業時間は、 $V/Q = 17.7\text{m}^3 \div 53\text{m}^3/\text{h} = 20 \text{ 分}$ と計算されるため、この時間と所定作業の所要時間とを比較し検証を行った。</p>			<p>【女川】記載内容の相違 ・検証条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>3. 検証結果</p> <p>3人の作業員の所要時間は、以下のとおりであった。所要時間は、平均で11分56秒、最長でも19分21秒であり、検証時間とした20分を下回っていることから、段差解消作業時間の評価は妥当であることが確認された。</p> <p>なお、今後の訓練等により作業要員の習熟が期待できることから、作業時間の短縮化を見込むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A（免許取得後約31年）所要時間7分8秒（作業量約149m³/h） 作業員B（免許取得後約2年）所要時間9分17秒（作業量約114m³/h） 作業員C（免許取得後約2年）所要時間19分21秒（作業量約55m³/h） <p>【参考】3人の平均所要時間11分56秒（作業量約89m³/h）</p> <div data-bbox="172 955 839 1438">  <p>写真1 作業前状況 写真2 碎石運搬・埋め戻し・転圧状況</p> <p>写真3 碎石運搬・埋め戻し・転圧状況 写真4 作業完了状況</p> </div> <p>第2図 段差解消作業実証試験の状況</p>	<div data-bbox="964 268 1685 499">  </div> <p>第6図 段差復旧状況</p> <p>b. 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A：19分44秒 作業員B：19分27秒 作業員C：18分33秒 <p>【評価値】20分（上り、下り 計2箇所）</p> <p>測定結果より、段差緩和対策を行うものの、万一、段差が発生した場合においても、約10分/箇所で作業を実施できることを確認した。</p>	<div data-bbox="1786 235 2588 520">  </div> <p>第10図 段差復旧状況</p> <p>b. 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員J：16分31秒 作業員K：20分54秒 作業員L：16分18秒 <p>【評価値】21分（上り、下り 計2箇所）</p> <p>測定結果より、段差緩和対策を行うものの、万一、段差が発生した場合においても、約11分/箇所で作業を実施できることを確認した。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>別紙(21)</p> <p>アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について</p>	<p>該当箇所無し</p>	<p>別紙(23)</p> <p>屋外のアクセスルートの仮復旧計画時間の評価について</p> <p>1. 仮復旧時間の評価箇所 アクセスルートのうち、車両の通行に必要な幅員(3.5m)が確保できない可能性のある箇所は、周辺斜面の崩壊によって土砂が堆積する箇所であり、第1図のとおりである。この箇所の土砂撤去作業に要する時間を評価する。</p> <div data-bbox="1777 537 2597 1089" style="border: 2px solid black; height: 263px; width: 276px; margin: 10px 0;"></div> <p>第1図 仮復旧時間の評価箇所</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>2. 仮復旧（土砂撤去）の方法及び条件 アクセスルート上の崩壊土砂が堆積している箇所については、ホイールローダを用いて土砂をルート外へ押し出すことによりルートを復旧する。 なお、アクセスルートの周辺斜面崩壊箇所近傍には、溢水源となる可能性のあるタンクが存在しないため、溢水による土砂撤去作業への影響は無い。（補足資料（3）参照） また、仮復旧の条件は以下のとおりとする。 ・車両の通行に必要な幅員(3.5m)を確保できること。（第2図） ・掘削面勾配は1:1.0とすること。（第3図）</p> <div data-bbox="1792 1707 2585 1843"> </div> <p>第2図 崩壊土砂撤去の考え方</p>	<p>【女川】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去、女川は段差復旧及びがれき撤去について時間評価を実施</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																											
		<table border="1" data-bbox="1783 197 2591 436"> <thead> <tr> <th colspan="2">地山の土質</th> <th>切土高</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td></td> <td></td> <td>1:0.3~1:0.8</td> </tr> <tr> <td>軟岩</td> <td></td> <td></td> <td>1:0.5~1:1.2</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>密実でない粒度分布の悪いもの</td> <td></td> <td>1:1.5~</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">砂質土</td> <td rowspan="2">密実なもの</td> <td>5m以下</td> <td>1:0.8~1:1.0</td> </tr> <tr> <td>5~10m</td> <td>1:1.0~1:1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">密実でないもの</td> <td>5m以下</td> <td>1:1.0~1:1.2</td> </tr> <tr> <td>5~10m</td> <td>1:1.2~1:1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1783 457 2591 562">自然地山ではないものの、掘削規模（高さ最大約2.7m）を考慮し、「日本道路協会：道路土工一切土工・斜面安定工指針，2009」における法高5m以下の砂質土を参考に1:1.0とした。</p> <p data-bbox="1884 571 2487 640" style="text-align: center;">第3図 掘削面勾配設定の考え方 （「日本道路協会：道路土工一切土工・斜面安定工指針，2009」より）</p> <p data-bbox="1783 688 2591 982">3. 仮復旧時間の評価 崩壊土砂の到達範囲は、斜面法尻から土砂部は斜面高さの2倍、岩盤部は斜面高さの1.4倍の距離とし、必要な道路幅（3.5m）を確保できない箇所について土砂を撤去する。（別紙(13)参照） 撤去する土量は、第4図に示す各断面の土砂撤去部の断面積から第1表及び第2表のとおり算出した。 なお、崩壊土砂の堆積形状については、堆積する土量が最大となるよう、斜面法尻から土砂が堆積する想定とした。（別紙(13)参照）</p> <div data-bbox="1783 991 2591 1522" style="border: 2px solid black; height: 250px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1952 1528 2427 1558" style="text-align: center;">第4図 土砂撤去が必要な箇所の拡大図</p> <p data-bbox="1783 1642 2531 1671"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	地山の土質		切土高	勾配	硬岩			1:0.3~1:0.8	軟岩			1:0.5~1:1.2	砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5~	砂質土	密実なもの	5m以下	1:0.8~1:1.0	5~10m	1:1.0~1:1.2	密実でないもの	5m以下	1:1.0~1:1.2	5~10m	1:1.2~1:1.5	
地山の土質		切土高	勾配																											
硬岩			1:0.3~1:0.8																											
軟岩			1:0.5~1:1.2																											
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1:1.5~																											
砂質土	密実なもの	5m以下	1:0.8~1:1.0																											
		5~10m	1:1.0~1:1.2																											
	密実でないもの	5m以下	1:1.0~1:1.2																											
		5~10m	1:1.2~1:1.5																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>第1表 撤去部の断面図(1/3)</p>	
		<p>第1表 撤去部の断面図(2/3)</p>	
		<p>第1表 撤去部の断面図(3/3)</p>	

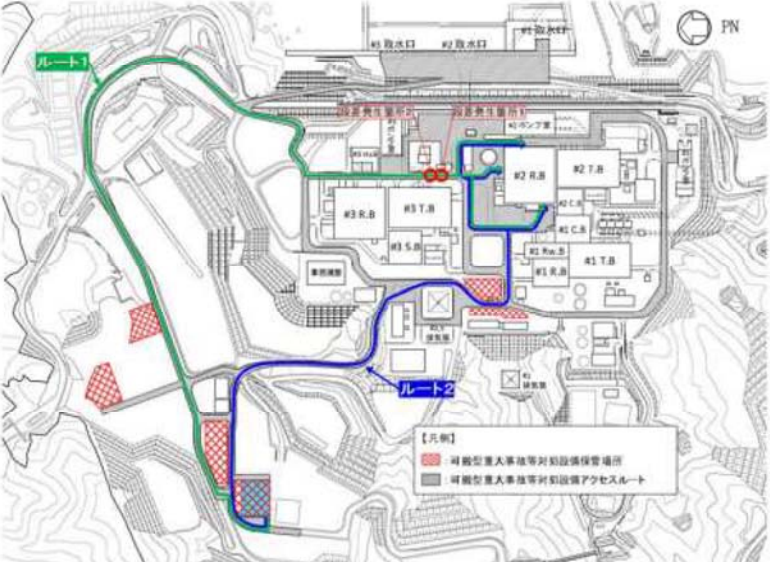
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																											
		<p style="text-align: center;">第2表 平均断面法による撤去土量の算出</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>復旧延長 (m)</th> <th>断面積 (m²)</th> <th>平均断面積 (m²)</th> <th>土量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断面①</td> <td rowspan="2">4.47</td> <td>0.91</td> <td rowspan="2">2.18</td> <td rowspan="2">9.8</td> </tr> <tr> <td>断面②</td> <td>3.44</td> </tr> <tr> <td>断面②</td> <td rowspan="2">4.47</td> <td>3.44</td> <td rowspan="2">5.24</td> <td rowspan="2">23.5</td> </tr> <tr> <td>断面③</td> <td>7.04</td> </tr> <tr> <td>断面③</td> <td rowspan="2">4.74</td> <td>7.04</td> <td rowspan="2">4.05</td> <td rowspan="2">19.2</td> </tr> <tr> <td>断面④</td> <td>1.06</td> </tr> <tr> <td>断面④</td> <td rowspan="2">4.74</td> <td>1.06</td> <td rowspan="2">1.13</td> <td rowspan="2">5.4</td> </tr> <tr> <td>断面⑤</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>断面⑤</td> <td rowspan="2">4.74</td> <td>1.20</td> <td rowspan="2">0.85</td> <td rowspan="2">4.1</td> </tr> <tr> <td>断面⑥</td> <td>0.49</td> </tr> <tr> <td>断面⑥</td> <td rowspan="2">4.74</td> <td>0.49</td> <td rowspan="2">0.25</td> <td rowspan="2">1.2</td> </tr> <tr> <td>断面⑦</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>断面⑦</td> <td rowspan="2">3.23</td> <td>0.01</td> <td rowspan="2">0.02</td> <td rowspan="2">0.1</td> </tr> <tr> <td>断面⑧</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31.13</td> <td>-</td> <td>2.04 (※)</td> <td>63.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※復旧延長と土量の合計から算出</p> <p>また、ホイールローダの作業量は、文献を参考に53 (m³/h) と設定した。(別紙(21)参照)</p> <p>以上より、土砂撤去に係る作業時間は、 撤去土量 (m³) ÷ ホイールローダの作業量 (m³/h) = 63.3 (m³) ÷ 53 (m³/h) = 71.7 (分)</p> <p>よって、土砂撤去時間を80分と評価する。</p>		復旧延長 (m)	断面積 (m ²)	平均断面積 (m ²)	土量 (m ³)	断面①	4.47	0.91	2.18	9.8	断面②	3.44	断面②	4.47	3.44	5.24	23.5	断面③	7.04	断面③	4.74	7.04	4.05	19.2	断面④	1.06	断面④	4.74	1.06	1.13	5.4	断面⑤	1.20	断面⑤	4.74	1.20	0.85	4.1	断面⑥	0.49	断面⑥	4.74	0.49	0.25	1.2	断面⑦	0.01	断面⑦	3.23	0.01	0.02	0.1	断面⑧	0.02	合計	31.13	-	2.04 (※)	63.3	
	復旧延長 (m)	断面積 (m ²)	平均断面積 (m ²)	土量 (m ³)																																																										
断面①	4.47	0.91	2.18	9.8																																																										
断面②		3.44																																																												
断面②	4.47	3.44	5.24	23.5																																																										
断面③		7.04																																																												
断面③	4.74	7.04	4.05	19.2																																																										
断面④		1.06																																																												
断面④	4.74	1.06	1.13	5.4																																																										
断面⑤		1.20																																																												
断面⑤	4.74	1.20	0.85	4.1																																																										
断面⑥		0.49																																																												
断面⑥	4.74	0.49	0.25	1.2																																																										
断面⑦		0.01																																																												
断面⑦	3.23	0.01	0.02	0.1																																																										
断面⑧		0.02																																																												
合計	31.13	-	2.04 (※)	63.3																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>1. 段差発生箇所の仮復旧時間の評価</p> <p>(1) 仮復旧時間の評価箇所 アクセスルートのうち、段差発生により車両の通行に必要な幅員が確保できない可能性のある箇所は第1図のとおりであり、この箇所の段差解消作業に要する時間を評価する。</p>  <p>第1図 段差想定箇所の位置</p> <p>(2) 仮復旧の方法 地震時に発生する段差としては、不等沈下による段差及び地下構造物損壊による段差が想定されるが、仮復旧時間の評価においては、より長い作業時間を必要とする地下構造物損壊による段差を評価対象とする。 仮復旧作業としては、第2図のとおり、ブルドーザを使用して、20m離れた場所に配備している砕石を運搬、段差発生箇所に投入、埋戻し、転圧することにより段差を解消するものとする。仮復旧の幅員は、対象車両（熱交換器ユニット）の通行性を考慮し、幅員3.7m以上とする。 なお、復旧用の砕石は、想定される自然現象によって砕石自体が他の施設に影響を与えないことを確認の上、配備する。また、砕石による段差の復旧作業は、想定される自然現象によって影響を受けるものではない。</p> <p>【ブルドーザの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m³ 			<p>【女川】 対応方針の相違 ・泊は土砂撤去、女川は段差復旧及びびがれき撤去について時間評価を実施</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="118 193 905 667" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="379 682 638 718" data-label="Caption"> <p>第2図 仮復旧の方法</p> </div> <div data-bbox="100 760 371 795" data-label="Section-Header"> <p>(3) 仮復旧時間の評価</p> </div> <div data-bbox="121 795 923 871" data-label="Text"> <p>段差解消に必要な砕石の量は、第3図のとおり、損壊を想定する地下構造物の内空容積に相当するため、以下のとおりとする。</p> </div> <div data-bbox="154 919 878 1012" data-label="Equation-Block"> <p> $\text{段差想定箇所1 : } V1 = \text{内空 (1.8m} \times \text{2.0m)} \times (\text{復旧幅 4m} + \text{余裕幅 1m}) = 18.0\text{m}^3$ $\text{段差想定箇所2 : } V2 = \text{内空 (2.3m} \times \text{2.6m)} \times (\text{復旧幅 4m} + \text{余裕幅 1m}) = 29.9\text{m}^3$ $\text{合計 } V = V1 + V2 = 47.9\text{m}^3$ </p> </div> <div data-bbox="133 1066 834 1224" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="213 1255 804 1291" data-label="Caption"> <p>第3図 地下構造物損壊による段差発生のお考え</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>また、道路土工施工指針に基づくブルドーザの運搬・埋戻し・転圧の作業能力は、以下のとおり。</p> $Q = \frac{60 \times q \times f \times E}{Cm} = 53 \text{ [m}^3/\text{h]}$ <p>ここに、q : 1サイクルの運搬埋戻し量 [m³/h] $q = q_0 \times \rho$ $q_0 = 5.2$: ブレード容量 [m³] $\rho = 0.96$: 運搬距離・勾配に関する係数 (20m, 平坦) $f = 0.83$: 土量換算係数 $E = 0.3$: 作業効率 (道路土工施工指針記載の最低値)</p> <p>Cm : サイクルタイム $Cm = \frac{L}{v_1} + \frac{L}{v_2} + T_g = 1.4$ [分]</p> <p>$L = 20$: 平均運搬距離 [m] $v_1 = 27$: 前進速度 [m/分] (1速前進 3.3km/h の半分) $v_2 = 36$: 後退速度 [m/分] (1速後退 4.4km/h の半分) $T_g = 0.1$: ギア入れ替え時間 [分]</p> <p>以上より、段差想定箇所1及び段差想定箇所2の段差解消に係る作業時間は、</p> $V/Q = 47.9\text{m}^3 \div 53\text{m}^3/\text{h} = 54 \text{ 分}$ <p>よって、段差解消作業時間を70分と評価する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由		
<p>2. がれき発生箇所の仮復旧時間の評価</p> <p>(1) 仮復旧時間の評価箇所 周辺構造物の損壊による影響範囲についてがれき撤去を行うものと仮定して仮復旧時間を評価する。</p> <p>(2) 仮復旧の方法 仮復旧作業としては、ブルドーザを使用して、アクセスルート上のがれきを道路脇に撤去することにより、大型緊急車両の通行に必要な幅員を確保するものとする。仮復旧の幅員は、対象車両（熱交換器ユニット）の通行性を考慮し、幅員3.7m以上とする。 また、ブルドーザによるがれき撤去ができるようカッターを装着したバックホウによりがれきの分解を行う。 がれき撤去を行う場合は先に作業のあるバックホウを先頭に、ブルドーザも同時に出動させる。がれき撤去箇所付近のアクセスルートは幅員が約8m程度あることから重機の入替えはその場で行うことが可能である。作業順序は以下に示す。 アクセスルート復旧前における復旧ルート判断（バックホウの出動要否）やがれき撤去作業時におけるブルドーザとバックホウの使い分け（3号炉開閉所引留鉄構と3号炉給排水処理建屋の被害が近接し、ブルドーザでがれき撤去せずにバックホウで撤去する場合。）については、アクセスルート復旧時間に「ルート確認・判断」時間として40分を見込んでいるため、その中で判断する。 なお、3号炉開閉所引留鉄構及び3号炉給排水処理建屋の被害が重畳する可能性があることから、その作業順序及び仮復旧時間については「(4)被害が重畳した場合の仮復旧時間評価」に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① バックホウを先頭にバックホウ及びブルドーザががれき撤去場所まで移動 ② バックホウにより3号炉開閉所引留鉄構の電線を切断 ③ バックホウにより3号炉開閉所引留鉄構を分解（部材の切断） ④ ブルドーザにより3号炉開閉所引留鉄構のがれきを撤去 ⑤ バックホウにより3号炉給排水処理建屋の屋根を切断、撤去 ⑥ バックホウにより3号炉給排水処理建屋の構造材（柱・梁）を切断、撤去 ⑦ バックホウにより3号炉給排水処理建屋の屋根を切断、撤去 ⑧ バックホウにより3号炉給排水処理建屋の構造材（柱・梁）を切断 ⑨ ブルドーザにより3号炉給排水処理建屋のがれきを撤去 <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【ブルドーザの仕様】 ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m³ ・移動速度 : 10.0km/h </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【バックホウの仕様】^{※1} ・機械重量 : 約19.7t ・全長 : 約9.45m ・高さ : 約3.0m ・幅 : 約3.0m ・移動速度 : 6.0km/h </td> </tr> </table> <p><small>※1 バックホウの仕様は3号炉給排水処理建屋分解に適した重機に今後見直す予定。</small></p>	【ブルドーザの仕様】 ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m ³ ・移動速度 : 10.0km/h	【バックホウの仕様】^{※1} ・機械重量 : 約19.7t ・全長 : 約9.45m ・高さ : 約3.0m ・幅 : 約3.0m ・移動速度 : 6.0km/h			<p>【女川】 対応方針の相違</p> <p>・泊は土砂撤去、女川は段差復旧及びがれき撤去について時間評価を実施</p>
【ブルドーザの仕様】 ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m ³ ・移動速度 : 10.0km/h	【バックホウの仕様】^{※1} ・機械重量 : 約19.7t ・全長 : 約9.45m ・高さ : 約3.0m ・幅 : 約3.0m ・移動速度 : 6.0km/h				


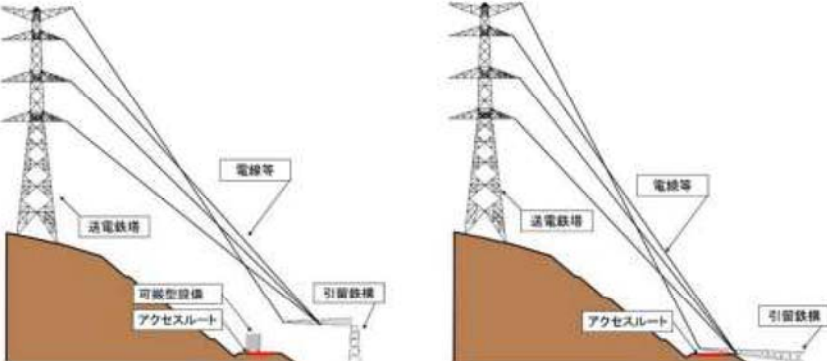
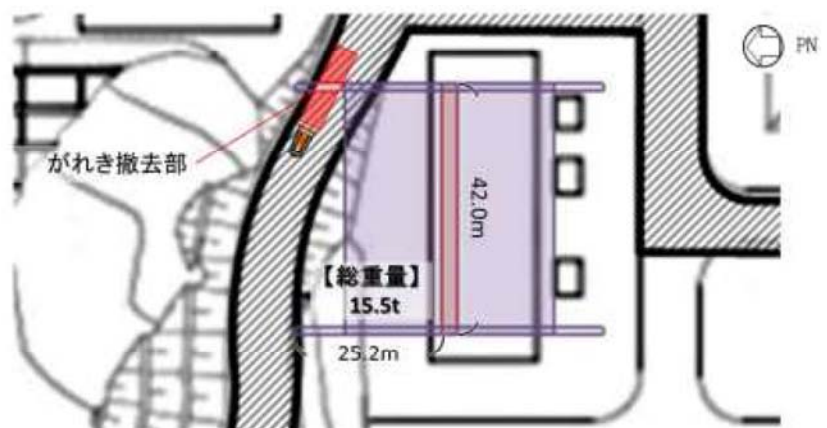
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																											
<p>(3) 仮復旧時間の評価</p> <p>a. 被害想定とアクセスルート確保方針</p> <p>地震による周辺構造物の損壊が発生した場合の被害想定と対応方針を第1表に示す。</p> <p>第1表 周辺構造物の損壊が発生した場合の被害想定と対応方針</p> <table border="1" data-bbox="142 424 884 667"> <thead> <tr> <th>被害事象</th> <th>対象設備^{※2}</th> <th>被害想定</th> <th>撤去方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">周辺構造物の損壊</td> <td>3号炉開閉所引留鉄構</td> <td>損壊</td> <td>バックホウによる分解後、ブルドーザによる撤去 バックホウによる電線の切断</td> </tr> <tr> <td>3号炉給排水処理建屋</td> <td>建屋損壊</td> <td>バックホウによる分解後、ブルドーザによる撤去</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 アクセスルート確保時にがれき撤去が必要となる構造物は添付資料1.0.2-45第6-2表に示す。</p> <p>b. 3号炉開閉所引留鉄構損壊に係る復旧時間評価</p> <p>(a) 3号炉開閉所引留鉄構損壊に係る被害想定</p> <p>3号炉開閉所引留鉄構が損壊するものとして第2表のとおり被害を想定する。</p> <p>第2表 3号炉開閉所引留鉄構の被害想定及び対応方針</p> <table border="1" data-bbox="112 1045 914 1583"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>損傷モード</th> <th>アクセスルートへの影響</th> <th>対応方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>がれきの脱落</td> <td>脱落したがれきによるがれき発生（引留鉄構が倒壊した場合）</td> <td>ブルドーザによるがれき撤去</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電線の切断</td> <td>垂れ下がりによる通行障害</td> <td>バックホウによる電線の切断</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>電線の影響</td> <td>架線状態での通行障害</td> <td>バックホウによる電線の切断</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>電線の通電状態の維持</td> <td>—（通電状態での切断による災害発生のおそれ）</td> <td>遮断器の開放</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>梁部のせん断、曲げ、座屈</td> <td>梁部が損傷してもアクセスルートに影響はない</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>柱部のせん断、曲げ、座屈（根元以外）</td> <td>根元以外の部分で柱部が損傷してもアクセスルートに影響はない</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td rowspan="2">柱部のせん断、曲げ、座屈（根元部）</td> <td>アクセスルート側に倒壊した場合、引留鉄構がアクセスルートに干渉する。</td> <td>バックホウによる引留鉄構の分解 ブルドーザによる撤去</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表における被害想定のうちNo.1～4については複合的に起こり得るものとし、被害想定No.5～7と同時に発生し、それぞれに対して対応する時間を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響範囲は、引留鉄構設置位置から高さ分を影響範囲に設定。（第6図参照） がれきは引留鉄構の一部であるが、がれき重量は構造物の全体重量（15.5t）とする。 	被害事象	対象設備 ^{※2}	被害想定	撤去方針	周辺構造物の損壊	3号炉開閉所引留鉄構	損壊	バックホウによる分解後、ブルドーザによる撤去 バックホウによる電線の切断	3号炉給排水処理建屋	建屋損壊	バックホウによる分解後、ブルドーザによる撤去	No.	損傷モード	アクセスルートへの影響	対応方針	1	がれきの脱落	脱落したがれきによるがれき発生（引留鉄構が倒壊した場合）	ブルドーザによるがれき撤去	2	電線の切断	垂れ下がりによる通行障害	バックホウによる電線の切断	3	電線の影響	架線状態での通行障害	バックホウによる電線の切断	4	電線の通電状態の維持	—（通電状態での切断による災害発生のおそれ）	遮断器の開放	5	梁部のせん断、曲げ、座屈	梁部が損傷してもアクセスルートに影響はない	なし	6	柱部のせん断、曲げ、座屈（根元以外）	根元以外の部分で柱部が損傷してもアクセスルートに影響はない	なし	7	柱部のせん断、曲げ、座屈（根元部）	アクセスルート側に倒壊した場合、引留鉄構がアクセスルートに干渉する。	バックホウによる引留鉄構の分解 ブルドーザによる撤去			
被害事象	対象設備 ^{※2}	被害想定	撤去方針																																											
周辺構造物の損壊	3号炉開閉所引留鉄構	損壊	バックホウによる分解後、ブルドーザによる撤去 バックホウによる電線の切断																																											
	3号炉給排水処理建屋	建屋損壊	バックホウによる分解後、ブルドーザによる撤去																																											
No.	損傷モード	アクセスルートへの影響	対応方針																																											
1	がれきの脱落	脱落したがれきによるがれき発生（引留鉄構が倒壊した場合）	ブルドーザによるがれき撤去																																											
2	電線の切断	垂れ下がりによる通行障害	バックホウによる電線の切断																																											
3	電線の影響	架線状態での通行障害	バックホウによる電線の切断																																											
4	電線の通電状態の維持	—（通電状態での切断による災害発生のおそれ）	遮断器の開放																																											
5	梁部のせん断、曲げ、座屈	梁部が損傷してもアクセスルートに影響はない	なし																																											
6	柱部のせん断、曲げ、座屈（根元以外）	根元以外の部分で柱部が損傷してもアクセスルートに影響はない	なし																																											
7	柱部のせん断、曲げ、座屈（根元部）	アクセスルート側に倒壊した場合、引留鉄構がアクセスルートに干渉する。	バックホウによる引留鉄構の分解 ブルドーザによる撤去																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>・損傷モード No.4 電線の通電状態の維持については初動のアクセスルート確認時に引留鉄構の損壊が確認された場合は、速やかに発電所対策本部へ連絡し、送電線の遮断器を開放することからアクセスルートの復旧対応時間へ影響を与えない。</p>  <p>第4図 3号炉開閉所引留鉄構全景及び側面図</p>  <p>第5図 3号炉開閉所引留鉄構変形時の状況（例）</p>  <p>第6図 3号炉開閉所引留鉄構がれき想定</p>			

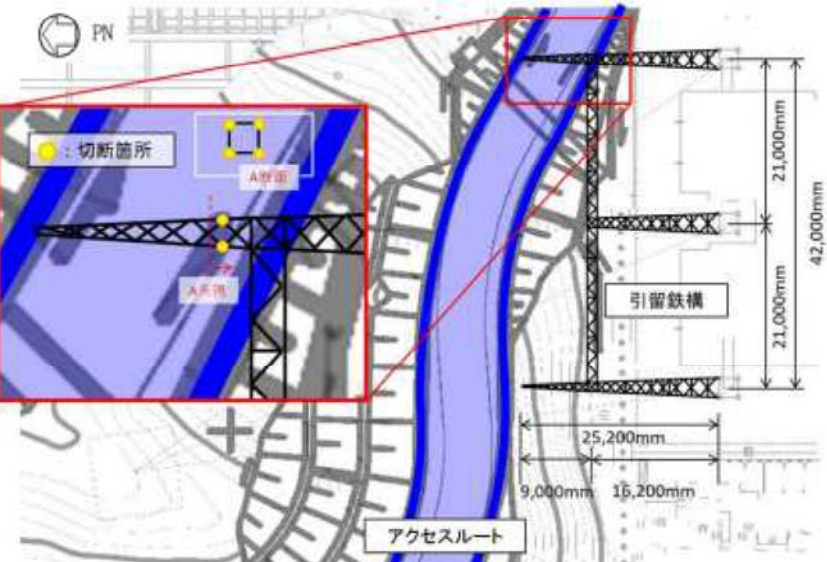
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由								
<p>(b) 復旧時間評価条件の設定</p> <p>i. 電線切断の仮復旧評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 電線等の架線状況を第7図に架線されている電線を第3表に示す。 電線等は第8図に示すカッターを装着したバックホウですべて切断するものとして、その時間を評価する。 電線の切断に要する時間は実証試験結果から1本当たり1分とし、作業の不確実性を考慮してさらに1.5倍する。 切断作業は作業員が1本ずつ切断する。 また、バックホウは8m以上の作業が可能であり、可搬型設備は最大でも高さ3.8mであるため通行に支障がある電線の切断は可能である。 なお、切断作業時はできるだけ電線から離れて作業するとともに、運転席にガードされることから電線切断時の作業員の安全性は確保できる。  <p>第7図 3号炉開閉所引留鉄構の架線状況</p> <p>第3表架線されている電線</p> <table border="1" data-bbox="181 1310 869 1514"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>本数</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送電線</td> <td>12 (6本×2回線)</td> <td rowspan="2">最大 810mm² (直径約 3.2cm)</td> </tr> <tr> <td>架空地線</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第8図 バックホウに装着するカッター及び作動範囲</p>	種類	本数	サイズ	送電線	12 (6本×2回線)	最大 810mm ² (直径約 3.2cm)	架空地線	2			
種類	本数	サイズ									
送電線	12 (6本×2回線)	最大 810mm ² (直径約 3.2cm)									
架空地線	2										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>ii. 引留鉄構分解の仮復旧評価条件</p> <p>引留鉄構がアクセスルートに干渉した場合、ブルドーザによるがれき撤去ができるよう、干渉している部分をバックホウにて切断、分解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切断箇所は引留鉄構の形状から4箇所とする。（第9図参照） ・切断に要する時間は実証試験結果から1箇所当たり1分とし、作業の不確実性を考慮してさらに1.5倍する。 ・バックホウは8m以上の作業が可能であり、可搬型設備は最大でも高さ3.8mであるため通行に支障がある箇所の切断は可能である。  <p>第9図 引留鉄構切断位置</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由										
<p>【実証試験内容】（電線切断模擬及び引留鉄構部材切断模擬） 100mm×10mm 山形鋼（材質：SS400）の切断 （引留鉄構の切断想定箇所部材は70mm×6mm 山形鋼（材質：SS400））</p> <p>使用重機 ：バックホウ（SK-200） 使用カッター ：TDX-200A</p> <p>第4表 模擬材（100mm×10mm 山形鋼（材質：SS400））の切断時間測定結果</p> <table border="1" data-bbox="142 590 908 747"> <thead> <tr> <th></th> <th>切断高さ</th> <th>切断時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オハレータA</td> <td rowspan="3">8m80cm</td> <td>0m26s</td> </tr> <tr> <td>オハレータB</td> <td>0m11s</td> </tr> <tr> <td>オハレータC</td> <td>0m15s</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第10図 模擬試験の様子</p>		切断高さ	切断時間	オハレータA	8m80cm	0m26s	オハレータB	0m11s	オハレータC	0m15s			
	切断高さ	切断時間											
オハレータA	8m80cm	0m26s											
オハレータB		0m11s											
オハレータC		0m15s											


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>iii. がれき撤去復旧時間評価条件 第11図のとおり、上記被害想定を模擬し、実証試験で得られた結果を用いる。実証試験の詳細については別紙(22)に示す。</p>  <p>第11図 3号炉開閉所引留鉄構がれき撤去模擬</p> <p>実証試験結果では一番遅い速度でも0.6km/hでがれきを撤去できることを確認できたが、がれき撤去復旧時間評価においてはブルドーザのがれき撤去の作業能力を0.5km/hとする。幅員3.7m以上の通路を確保するのに必要な作業時間を評価する。</p>			

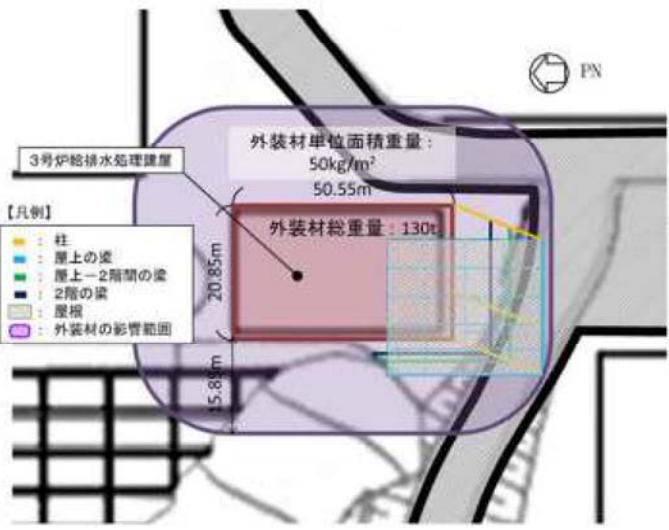
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(c) 仮復旧時間評価結果</p> <p>i. 電線切断 仮復旧時間＝1本当たりの電線切断時間×電線数×不確実性 ＝21分</p> <p>1本当たりの電線切断時間：1分 電線数：14本 不確実性：1.5</p> <p>ii. 引留鉄構分解 仮復旧時間＝1箇所当たりの切断時間×切断箇所数×不確実性 ＝6分</p> <p>1箇所当たりの切断時間：1分 切断数：4箇所 不確実性：1.5</p> <p>iii. がれき撤去時間 仮復旧時間＝区間距離30m÷作業能力0.5km/h＝3分36秒</p>  <p>第12図 がれき撤去作業区間</p> <p>アクセスルート復旧時間（がれき撤去）に用いる時間はさらに余裕を見て10分とする。</p> <p>以上から3号炉開閉所引留鉄構損壊に係る復旧時間評価を37分とする。</p>			

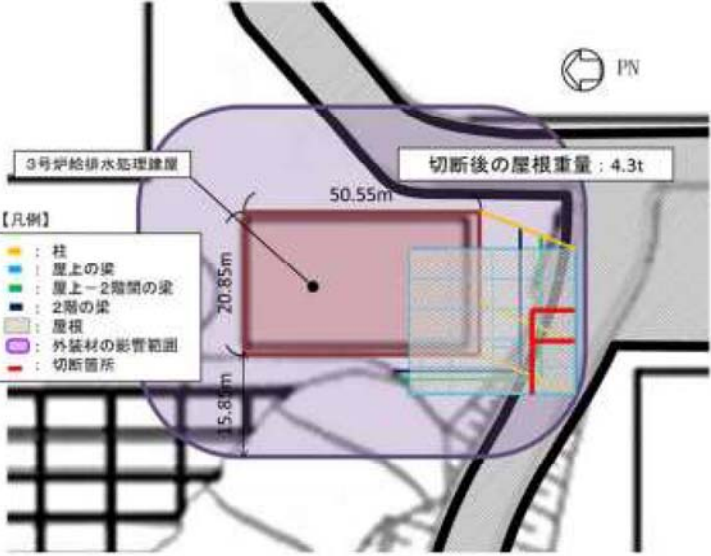
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>c. 3号炉給排水処理建屋損壊に係る復旧時間評価</p> <p>(a) 3号炉給排水処理建屋損壊に係る被害想定</p> <p>3号炉給排水処理建屋は基準地震動 S_s に対して耐震性を確保できないことから、3号炉給排水処理建屋躯体全体が倒壊することを想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響範囲としては、建屋設置位置から建屋高さ分を影響範囲に設定。（第13図参照） ・がれき重量としては、建屋の構造材、屋根及び外装材の重量を想定し、外装材については上記の影響範囲に堆積するものとし、単位面積当たり $50\text{kg}/\text{m}^2$ と設定。（第13図参照）  <p>第13図 3号炉給排水処理建屋がれき想定</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(b) 復旧時間評価条件の設定</p> <p>i. 3号炉給排水処理建屋分解の仮復旧評価条件</p> <p>3号炉給排水処理建屋がアクセスルートに干渉した場合、ブルドーザによるがれき撤去ができるよう、干渉している構造材をバックホウにて切断、分解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造材を切断するに当たって屋根が干渉することから最初に屋根の撤去を行う。 ・屋根切断後の撤去時間は5分とする。 ・屋根はバックホウにて切断することとし、切断に要する時間はバックホウに装着するカッターの性能から0.5分/0.5mとする。 ・構造材の切断箇所は建屋の損壊の形状及びバックホウの作業性から7箇所とする。（第14図～第17図参照） ・構造材切断後の撤去時間は5分とする。 ・構造材の切断に要する時間は実証試験結果※3（各オペレーターが一番遅い結果の平均値。）から、1箇所当たり9分とする。 <p>※3 3号炉給排水処理建屋の構造材は実証試験に用いた部材より大きい、3号炉給排水処理建屋の構造材を実証試験結果より早く切断できる重機及びカッターを選定する。また、新たに実証試験を実施し、その妥当性を確認する。</p> <p>【3号炉給排水処理建屋の屋根仕様】 耐候性被覆鋼板（0.8mm）</p>  <p>第14図 3号炉給排水処理建屋屋根切断位置</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="231 254 777 680" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="225 720 792 760" data-label="Caption"> <p>第15図 3号炉給排水処理建屋構造材切断位置</p> </div> <div data-bbox="151 827 884 1268" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="133 1289 866 1331" data-label="Caption"> <p>第16図 3号炉給排水処理建屋構造材切断位置（屋上平面図）</p> </div> <div data-bbox="204 1430 807 1812" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="145 1824 854 1866" data-label="Caption"> <p>第17図 3号炉給排水処理建屋構造材切断位置（南立面図）</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																				
<p>【実証試験内容】（給排水処理建屋構造材切断模擬） 250mm×25mm 山形鋼（材質：SS540）の切断 《3号炉給排水処理建屋の構造材》 柱：500mm×500mm×19mm（角型鋼管） 梁：390mm×300mm×10mm×16mm（H形鋼）</p> <p>使用重機：バックホウ（SK-200） 使用カッター：TDX-200A</p> <p>第5表 構造材模擬材（250mm×25mm 山形鋼（材質：SS540））の切断時間測定結果</p> <table border="1" data-bbox="142 625 834 821"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> <th>4回目</th> <th>5回目</th> <th>6回目</th> <th>7回目</th> <th>最遅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーター A</td> <td>0m51s</td> <td>5m06s</td> <td>6m46s</td> <td>15m46s</td> <td>4m35s</td> <td>3m01s</td> <td>4m37s</td> <td>15m46s</td> </tr> <tr> <td>オペレーター B</td> <td>0m54s</td> <td>1m43s</td> <td>5m10s</td> <td>2m18s</td> <td>0m57s</td> <td>2m13s</td> <td>1m43s</td> <td>5m10s</td> </tr> <tr> <td>オペレーター C</td> <td>0m58s</td> <td>3m11s</td> <td>3m11s</td> <td>1m32s</td> <td>1m59s</td> <td>2m57s</td> <td>0m42s</td> <td>3m11s</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 m：分 s：秒 （切断時間測定結果（3人×7回）の平均切断時間：3分20秒）</p>  <p>第18図 給排水処理建屋構造材切断模擬試験の様子</p> <p>○切断に要する時間の算出 (15分46秒+5分10秒+3分11秒) / 3=8分02秒=9分</p>		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	最遅	オペレーター A	0m51s	5m06s	6m46s	15m46s	4m35s	3m01s	4m37s	15m46s	オペレーター B	0m54s	1m43s	5m10s	2m18s	0m57s	2m13s	1m43s	5m10s	オペレーター C	0m58s	3m11s	3m11s	1m32s	1m59s	2m57s	0m42s	3m11s			
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	最遅																															
オペレーター A	0m51s	5m06s	6m46s	15m46s	4m35s	3m01s	4m37s	15m46s																															
オペレーター B	0m54s	1m43s	5m10s	2m18s	0m57s	2m13s	1m43s	5m10s																															
オペレーター C	0m58s	3m11s	3m11s	1m32s	1m59s	2m57s	0m42s	3m11s																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>ii. がれき撤去復旧時間評価条件</p> <p>第19図のとおり、上記被害想定を模擬し、実証試験で得られた結果を用いる。実証試験の詳細については別紙(22)に示す。</p>  <p>第19図 3号炉給排水処理建屋がれき撤去模擬</p> <p>実証試験結果では一番遅い速度でも0.6km/hでがれきを撤去できることを確認できたが、がれき撤去復旧時間評価においてはブルドーザのがれき撤去の作業能力を0.5km/hとする。幅員3.7m以上の通路を確保するのに必要な作業時間を評価する。</p> <p>(c) 仮復旧時間評価結果</p> <p>i. 3号炉給排水処理建屋分解</p> <p>(i) 屋根切断、撤去時間</p> <p>仮復旧時間=切断長さ÷1回当たりの切断長さ×1回当たりの切断時間+撤去時間 =30分+10分 =40分</p> <p>切断長さ : 30m 1回当たりの切断長さ : 0.5m 1回当たりの切断時間 : 0.5分 屋根の撤去時間 : 10分 (5分×2回)</p> <p>(ii) 構造材切断、撤去時間</p> <p>仮復旧時間=1箇所当たりの切断時間×切断箇所数+撤去時間 =63分+5分 =68分</p> <p>1箇所当たりの切断時間 : 9分 切断数 : 7箇所 構造材の撤去時間 : 5分</p>			

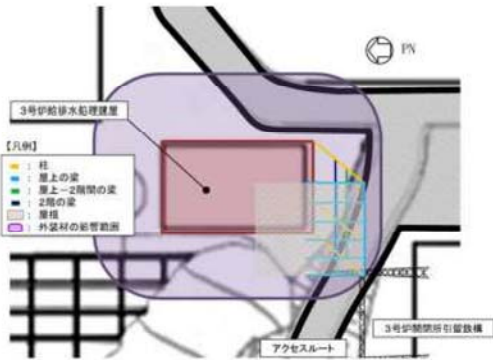
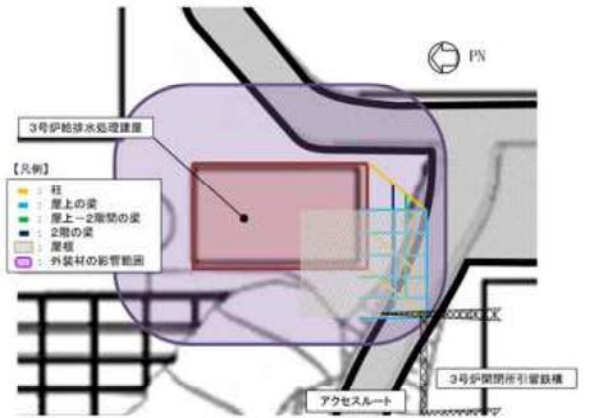
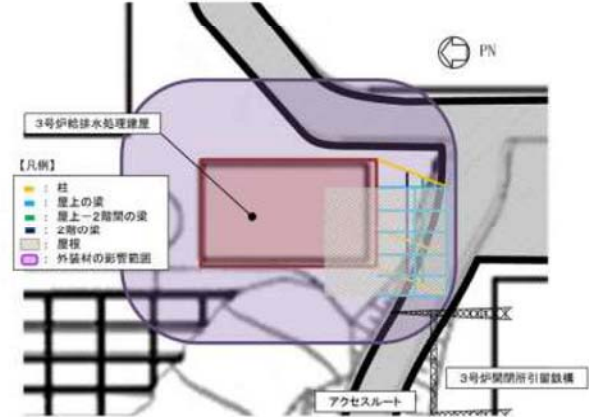
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>ii. がれき撤去時間 仮復旧時間＝区間距離 30m÷作業能力 0.5km/h＝3分36秒</p>  <p>第20図 がれき撤去作業区間</p> <p>アクセスルート復旧時間（がれき撤去）に用いる時間はさらに余裕を見て10分とする。</p> <p>以上から3号炉給排水処理建屋損壊に係る復旧時間評価を118分とする。</p> <p>c. がれき発生箇所のアクセスルート仮復旧評価結果 がれき発生箇所の仮復旧時間は3号炉開閉所引留鉄構復旧時間と3号炉給排水処理建屋復旧時間を合算した155分とする。</p>			

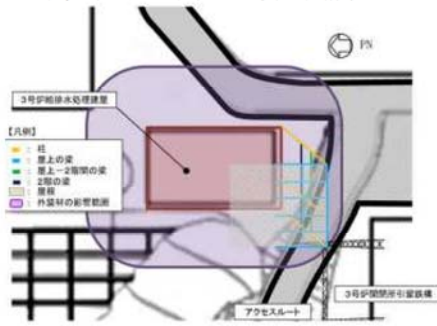
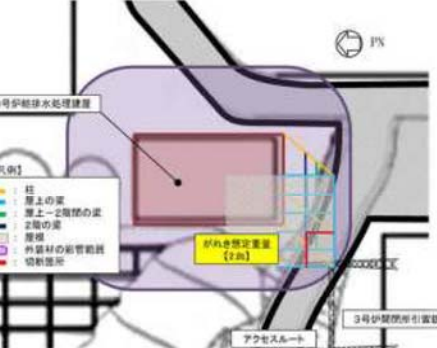
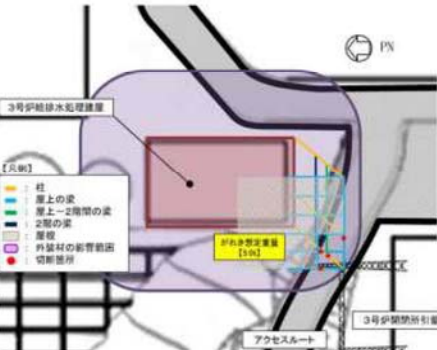
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(4) 被害が重畳した場合の仮復旧時間評価</p> <p>a. 被害想定</p> <p>3号炉開閉所引留鉄構及び3号炉給排水処理建屋の損壊影響範囲が重畳していることから、第21図及び第22図のとおり被害が重畳するものとする。また、それぞれの被害想定は前述の「3号炉開閉所引留鉄構損壊に係る被害想定」及び「3号炉給排水処理建屋損壊に係る被害想定」と同様とする。</p> <p>ただし、3号炉給排水処理建屋の倒壊方向は3号炉開閉所引留鉄構の被害と重畳させる倒壊方向としている。順次、仮復旧する場合の倒壊方向については第23図参照。</p>  <p>第21図 被害想定（3号炉給排水処理建屋が上の場合）</p>  <p>第22図 被害想定（3号炉開閉所引留鉄構が上の場合）</p>  <p>第23図 順次、仮復旧する場合の倒壊方向</p>			

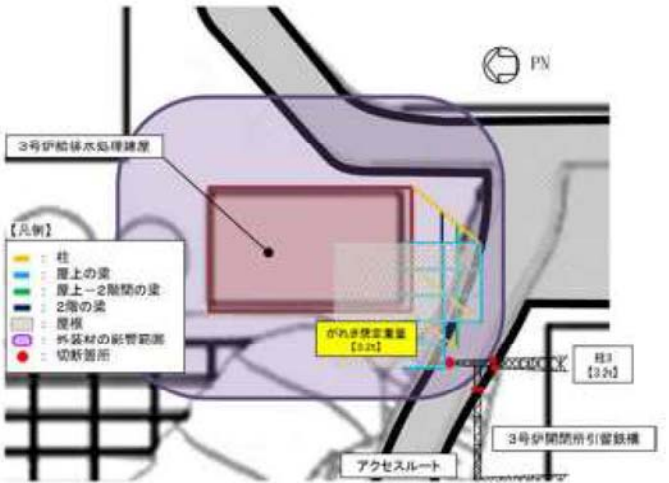
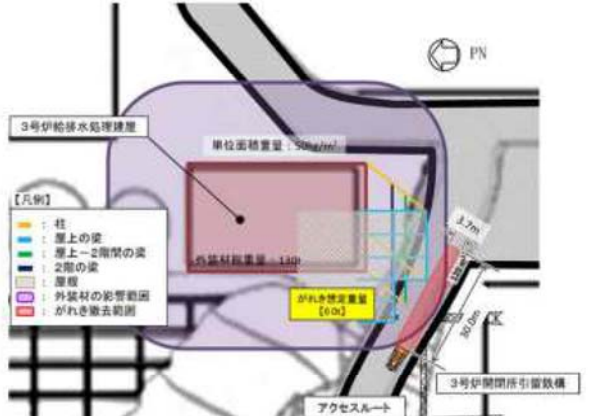
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>b. 作業手順及び仮復旧時間評価 被害に対する作業手順を整理するとともに、作業にかかる時間評価を行う。なお、作業内容に対する作業時間については前述の復旧時間評価条件と同様とする。</p> <p>(a) 3号炉給排水処理建屋が上の場合 i. 作業手順</p> <p>① 3号炉開閉所引留鉄構の電線切断 電線数：14本，切断時間：1分/箇所×1.5=21分</p>  <p>第24図 3号炉開閉所引留鉄構の電線切断</p> <p>② 3号炉給排水処理建屋の屋根切断及び撤去 切断長さ：16m，切断時間：0.5分/0.5m=16分 屋根撤去時間：5分</p>  <p>第25図 3号炉給排水処理建屋の屋根切断及び撤去</p> <p>③ 3号炉給排水処理建屋の構造材切断及び撤去 切断箇所数：4箇所，切断時間：9分/箇所=36分 構造材撤去時間：5分</p>  <p>第26図 3号炉給排水処理建屋の構造材切断及び撤去</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>④ 3号炉開閉所引留鉄構の部材切断及び撤去 切断箇所数：12箇所、切断時間：1分/箇所×1.5=18分 部材撤去時間：5分</p>  <p>第27図 3号炉開閉所引留鉄構の部材切断及び撤去</p> <p>⑤ 3号炉給排水処理建屋の外装材撤去 がれき（外装材）撤去時間：10分</p>  <p>第28図 3号炉給排水処理建屋の外装材撤去</p> <p>ii. 仮復旧時間評価結果 被害が重畳し3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合の仮復旧時間評価結果は第6表のとおり。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第6表 3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合のルート2仮復旧時間評価結果

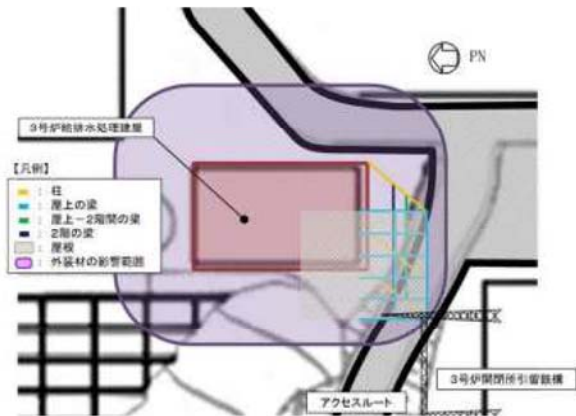
作業内容	所要時間 [分]	累積時間 [分]
状況確認	15	15
ルート確認・判断	40	55
徒歩移動	15	70
重機移動	5	75
手順① 3号炉開閉所引留鉄構の電線切断	21	96
手順② 3号炉給排水処理建屋の屋根切断	16	112
3号炉給排水処理建屋の屋根撤去	5	117
手順③ 3号炉給排水処理建屋の構造材切断	36	153
3号炉給排水処理建屋の構造材撤去	5	158
手順④ 3号炉開閉所引留鉄構の部材切断	18	176
3号炉開閉所引留鉄構の部材撤去	5	181
手順⑤ 3号炉給排水処理建屋の外装材撤去	10	191

(b) 3号炉開閉所引留鉄構が上の場合

i. 作業手順

① 3号炉開閉所引留鉄構の電線切断

電線数：14本，切断時間：1分/箇所×1.5=21

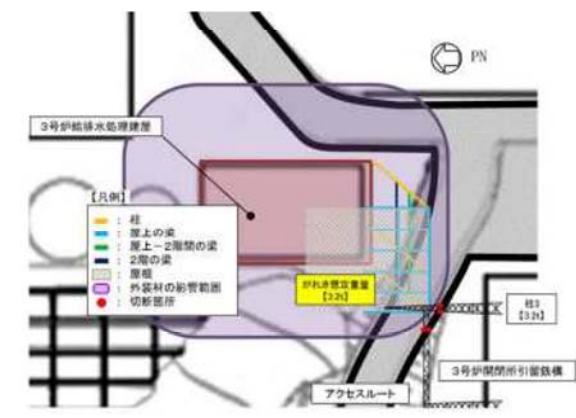


第29図 3号炉開閉所引留鉄構の電線切断

② 3号炉開閉所引留鉄構の部材切断及び撤去

切断箇所数：8箇所，切断時間：1分/箇所×1.5=12分

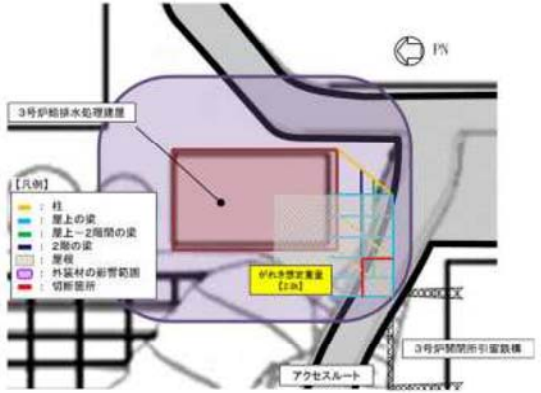
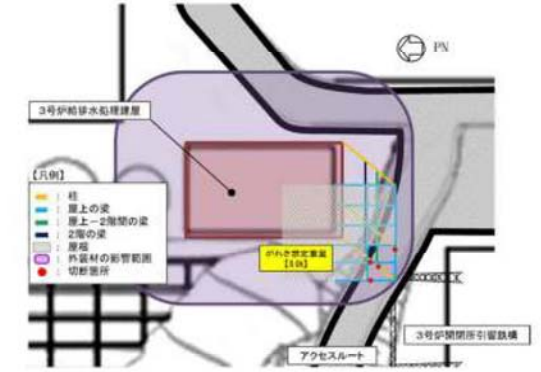

部材撤去時間：5分



第30図 3号炉開閉所引留鉄構の部材切断及び撤去

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>③ 3号炉給排水処理建屋の屋根切断及び撤去 切断長さ：16m, 切断時間：0.5分/0.5m=16分 屋根撤去時間：5分</p> 			
<p>第31図 3号炉給排水処理建屋の屋根切断及び撤去</p>			
<p>④ 3号炉給排水処理建屋の構造材切断及び撤去 切断箇所数：4箇所, 切断時間：9分/箇所=36分 構造材撤去時間：5分</p> 			
<p>第32図 3号炉給排水処理建屋の構造材切断及び撤去</p>			
<p>⑤ 3号炉給排水処理建屋の外装材撤去 がれき（外装材）撤去時間：10分</p> 			
<p>第33図 3号炉給排水処理建屋の外装材撤去</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																												
<p>ii. 仮復旧時間評価結果 被害が重畳し3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合の仮復旧時間評価結果は第7表のとおり。</p> <p>第7表 3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合のルート2仮復旧時間評価結果</p> <table border="1" data-bbox="136 415 854 846"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>所要時間 [分]</th> <th>累積時間 [分]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況確認</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>ルート確認・判断</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>徒歩移動</td> <td>15</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>重機移動</td> <td>5</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>手順①</td> <td>3号炉開閉所引留鉄構の電線切断</td> <td>21</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手順②</td> <td>3号炉開閉所引留鉄構の部材切断</td> <td>12</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>3号炉開閉所引留鉄構の部材撤去</td> <td>5</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手順③</td> <td>3号炉給排水処理建屋の屋根切断</td> <td>16</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>3号炉給排水処理建屋の屋根撤去</td> <td>5</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手順④</td> <td>3号炉給排水処理建屋の構造材切断</td> <td>36</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>3号炉給排水処理建屋の構造材撤去</td> <td>5</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>手順⑤</td> <td>3号炉給排水処理建屋の外装材撤去</td> <td>10</td> <td>185</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 被害が重畳した場合の仮復旧時間 被害が重畳した場合のルート2の仮復旧時間は191分（3時間11分）であり、重畳した場合でも問題ないことを確認した。</p>	作業内容	所要時間 [分]	累積時間 [分]	状況確認	15	15	ルート確認・判断	40	55	徒歩移動	15	70	重機移動	5	75	手順①	3号炉開閉所引留鉄構の電線切断	21	96	手順②	3号炉開閉所引留鉄構の部材切断	12	108	3号炉開閉所引留鉄構の部材撤去	5	113	手順③	3号炉給排水処理建屋の屋根切断	16	129	3号炉給排水処理建屋の屋根撤去	5	134	手順④	3号炉給排水処理建屋の構造材切断	36	170	3号炉給排水処理建屋の構造材撤去	5	175	手順⑤	3号炉給排水処理建屋の外装材撤去	10	185			
作業内容	所要時間 [分]	累積時間 [分]																																													
状況確認	15	15																																													
ルート確認・判断	40	55																																													
徒歩移動	15	70																																													
重機移動	5	75																																													
手順①	3号炉開閉所引留鉄構の電線切断	21	96																																												
手順②	3号炉開閉所引留鉄構の部材切断	12	108																																												
	3号炉開閉所引留鉄構の部材撤去	5	113																																												
手順③	3号炉給排水処理建屋の屋根切断	16	129																																												
	3号炉給排水処理建屋の屋根撤去	5	134																																												
手順④	3号炉給排水処理建屋の構造材切断	36	170																																												
	3号炉給排水処理建屋の構造材撤去	5	175																																												
手順⑤	3号炉給排水処理建屋の外装材撤去	10	185																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p>ルート2のがれき撤去作業における作業プロセス及び時間について</p> <p>1. はじめに ルート2のがれき撤去作業における作業プロセスを明確化するとともに、各々の作業プロセスの時間について積み上げたがれき撤去作業時間を算出する。</p> <p>2. 評価条件 作業プロセス及び作業時間算出における条件は以下のとおり設定する。用語の定義については第1図参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作時間は0.1minとする。ただし、停止操作に関しては操作完了後の停止することから、移動及び駆動停止操作時間は移動及び駆動時間に含める。(①、②、④~⑥) ・バックホウの作業位置合わせのためのブーム・アーム・バケット部の駆動時間は0.1minとする(毎回最大/最小間で駆動しないと考えられることから、最大/最小の駆動時間0.2min^{*1}の半分に設定)。(①、⑥~⑨) ・アタッチメントの「開放、回転、切断(掘み)」の一連の駆動時間を0.1minとする (毎回最大/最小間で駆動しないと考えられることから、最大/最小の駆動時間0.2min^{*1}の半分に設定)。(⑥、⑧、⑨) ・バックホウの作業位置合わせのための移動速度は1.6km/hとする(低速3.2km/h^{*1}の半分に設定)。(④) ・バックホウの作業位置合わせ及び重機入替えのための移動距離はバックホウの作業範囲11m^{*1}に余裕をみて12mとする。(⑥) ・作業位置合わせのための旋回角度は45°とし、旋回時間は0.2min^{*1}とする。(①、②) ・がれき撤去のための旋回角度は90°とし、旋回時間は0.4min^{*1}とする。(④) ・電線、部材、屋根はアタッチメントの駆動と同時に切断できるため、切断時間は駆動時間に含める。(⑥、⑧) ・バックホウによる構造材の切断時間は実証試験の平均値から3.4min^{*2}とする。(⑦) ・構造材は1箇所当たり2回で切断するものとする。^{*1}(⑦) ・ブルドーザの重機入替えの移動速度は4.4km/h^{*1}とする(1速後退速度)。(④) ・ブルドーザの重機入替えの移動距離は20mとする。(④) ・ブルドーザのがれき撤去速度は実証試験の平均値から0.8km/h^{*3}とする。(⑤) ・ブルドーザのがれき撤去距離は周辺構造物影響範囲等から30mとする。(⑤) ・ブルドーザの作業準備はバックホウの作業時間に含める。(⑤) <p>※1 カタログ値又はメーカー提示値(最大値を引用)による</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
※2 実証試験結果による（1.0.2-別紙21-17参照） ※3 実証試験結果による（1.0.2-別紙22-2参照）			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>【操作時間】 レバー等を操作するのに要する時間</p> <p>【駆動時間】 ブーム等が任意の位置から作業位置まで駆動するのに要する時間</p> <p>【旋回角度】 バックホウが任意の向きから作業の向きまでの角度</p> <p>【旋回時間】 バックホウが任意の向きから作業の向きまで旋回するのに要する時間</p> <p>バックホウの各部名称</p> <p>操作レバー</p> <p>駆動時間</p> <p>旋回角度</p> <p>旋回時間</p> <p>バックホウの各部名称</p> <p>バックホウ部</p> <p>アーム</p> <p>ブーム</p> <p>上部フレーム (旋回)</p> <p>アタッチメント (開放、切替、掘り、回転)</p> <p>クローラ (前進、後進)</p>			
<p>第1図 用語の定義</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>3. 作業プロセス及び作業時間評価 作業プロセス及び作業時間について以下のとおり設定する。</p> <p>【①作業準備】 0.5min ①旋回レバー操作：0.1min（作業方向合わせ） ②旋回時間：0.2min（45°） ③ブームレバー操作：0.1min（大まかな位置合わせ） ④ブーム駆動時間：0.1min</p> <p>【②移動準備】 0.4min ①旋回レバー操作：0.1min（進行方向合わせ） ②旋回時間：0.2min（45°） ③クローラレバー操作：0.1min（前進）</p> <p>【③移動（バックホウ）】 0.5min ①移動時間：0.5min（移動距離12m÷移動速度1.6km/h=0.45min）</p> <p>【④移動（ブルドーザ）】 0.4min ①クローラレバー操作：0.1min（後退） ②移動時間：0.3min（移動距離20m÷移動速度4.4km/h=0.28min）</p> <p>【⑥電線切断／部材切断サイクルタイム】 1.0min ①ブームレバー操作：0.1min（位置合わせ） ②ブーム駆動時間：0.1min ③アームレバー操作：0.1min（位置合わせ） ④アーム駆動時間：0.1min ⑤バケット部レバー操作：0.1min（位置合わせ） ⑥バケット部駆動時間：0.1min ⑦アタッチメント操作：0.3min（開放、回転、切断） ⑧アタッチメント駆動：0.1min</p> <p>【⑦構造材切断サイクルタイム】 5.0min ①ブームレバー操作：0.2min（位置合わせを2回ずつ） ②ブーム駆動時間：0.2min ③アームレバー操作：0.2min（位置合わせを2回ずつ） ④アーム駆動時間：0.2min ⑤バケット部レバー操作：0.1min（位置合わせ） ⑥バケット部駆動時間：0.1min ⑦アタッチメント操作：0.6min（開放、回転、切断を2回ずつ） ⑧切断時間：3.4min</p> <p>【⑧屋根切断サイクルタイム】 0.9min ①ブームレバー操作：0.1min（位置合わせ） ②ブーム駆動時間：0.1min ③アームレバー操作：0.1min（位置合わせ） ④アーム駆動時間：0.1min</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>⑤バケット部レバー操作：0.1min（位置合わせ） ⑥バケット部駆動時間：0.1min ⑦アタッチメント操作：0.2min（開放，切断） ⑧アタッチメント駆動：0.1min</p> <p>【⑨がれき撤去時間（バックホウ）】2.5min ①ブームレバー操作：0.2min（位置合わせ，上げ） ②ブーム駆動時間：0.2min ③アームレバー操作：0.2min（位置合わせ，上げ） ④アーム駆動時間：0.2min ⑤バケット部レバー操作：0.1min（位置合わせ） ⑥バケット部駆動時間：0.1min ⑦アタッチメント操作：0.4min（開放，回転，掴み，開放） ⑧アタッチメント駆動：0.1min ⑨旋回レバー操作：0.2min（旋回を2回） ⑩旋回時間：0.8min（90°を2回）</p> <p>【⑤がれき撤去時間（ブルドーザ）】2.4min ①クローラレバー操作：0.1min（前進） ②がれき撤去：2.3min（移動距離30m÷移動速度0.8km/h＝2.25min）</p> <p>(1) 順次がれきを撤去する場合の作業プロセス及び作業時間 各々の作業プロセスの時間について積み上げたがれき撤去作業時間を第1表に，各作業プロセスの状況を第2図～第11図に示す。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					差異理由				
第1表 作業プロセス及びがれき撤去作業時間（順次撤去する場合）																			
作業項目	作業プロセス	作業時間 [分]	累積時間 [分]	備考															
引留鉄構電線切断作業	①作業準備	0.5	18.7	18.7	第2図														
	⑥電線切断サイクル×3回	3.0																	
	②移動準備	0.4																	
	③移動（バックホウ）	0.5																	
	①作業準備	0.5																	
	⑥電線切断サイクル×4回	4.0																	
	第3図	②移動準備			0.4														
		③移動（バックホウ）			0.5														
		①作業準備			0.5														
		⑥電線切断サイクル×6回			6.0														
		②移動準備			0.4														
		③移動（バックホウ）			0.5														
	第4図	①作業準備			0.5														
		⑥電線切断サイクル×6回			6.0														
②移動準備		0.4																	
③移動（バックホウ）		0.5																	
第5図	①作業準備	0.5																	
	⑥電線切断サイクル×1回	1.0																	
	②移動準備	0.4																	
	③移動（バックホウ）	0.5																	
引留鉄構分解作業	⑥部材切断サイクル×4回	4.0	4.9	23.6															
	②移動準備	0.4																	
	③移動（バックホウ）	0.5																	
引留鉄構がれき撤去作業	⑤がれき撤去（ブルドーザ）	2.4	2.8	26.4	第6図														
	④移動（ブルドーザ）	0.4																	
給排水処理建屋分解作業	③移動（バックホウ）	0.5	99.8	126.2	第7図														
	①作業準備	0.5																	
	⑧屋根切断サイクル×32回	28.8																	
	⑨がれき撤去（バックホウ）	2.5																	
	第8図	⑦構造材切断サイクル×4回			20.0														
		⑨がれき撤去（バックホウ）			2.5														
	第9図	②移動準備			0.4														
		③移動（バックホウ）			0.5														
		①作業準備			0.5														
		⑧屋根切断サイクル×28回			25.2														
		⑨がれき撤去（バックホウ）			2.5														
		⑦構造材切断サイクル×3回			15.0														
	第10図	②移動準備			0.4														
		③移動（バックホウ）			0.5														
給排水処理建屋がれき撤去作業	⑤がれき撤去（ブルドーザ）	2.4	2.4	128.6	第11図														


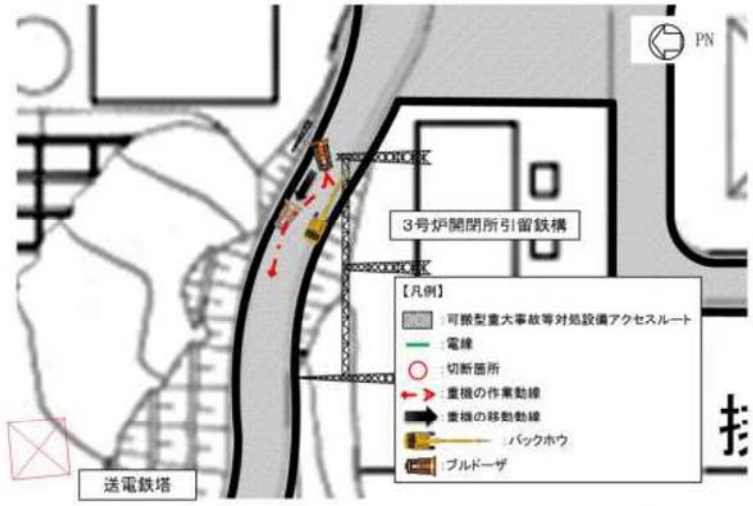
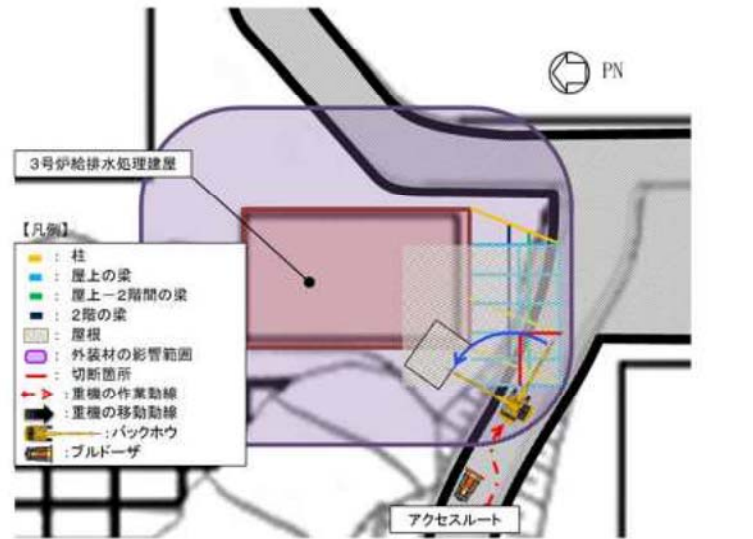
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第2図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（1/10）</p>			
<p>第3図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（2/10）</p>			
<p>第4図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（3/10）</p>			

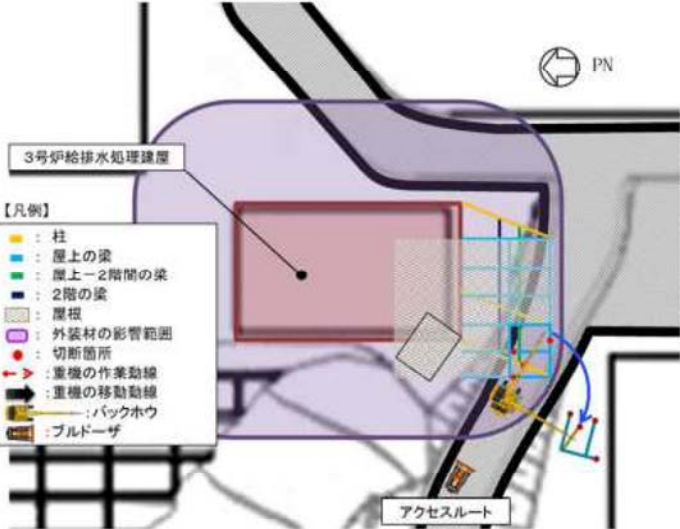
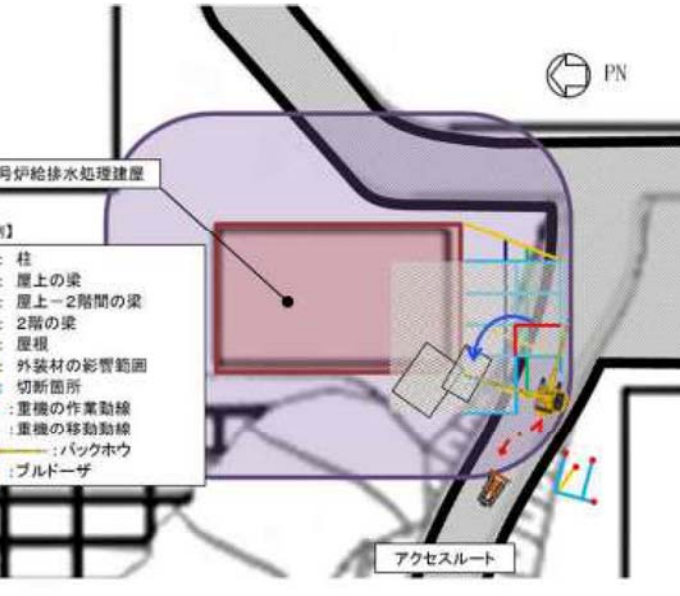
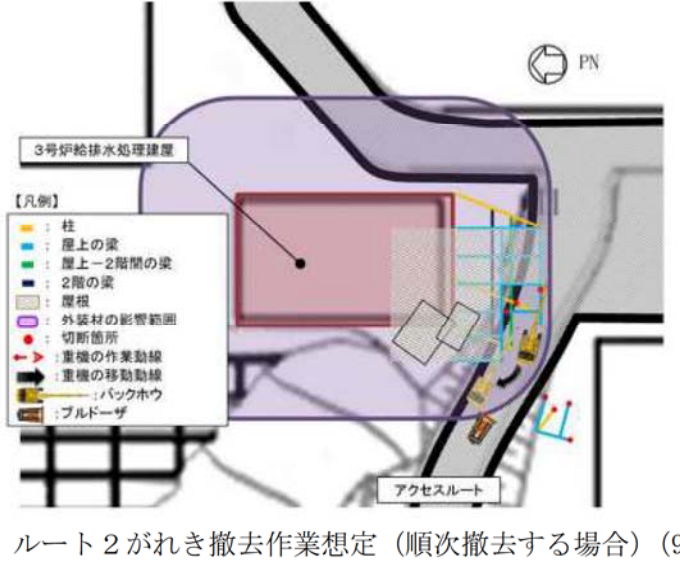
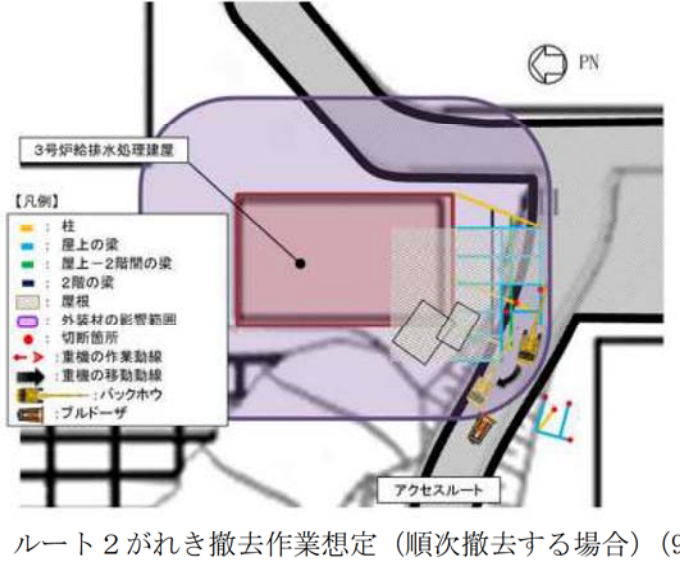
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>第5図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（4/10）</p>  <p>第6図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（5/10）</p>  <p>第7図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（6/10）</p>			

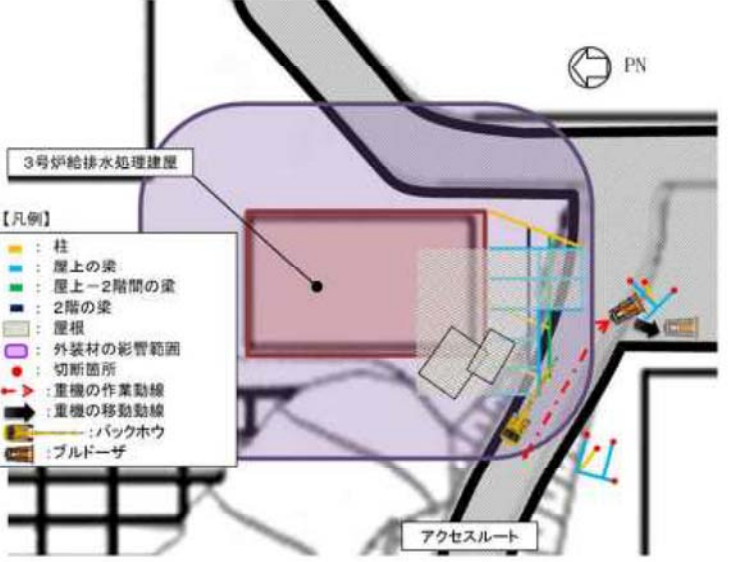
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>3号炉給排水処理建屋</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱 屋上の梁 屋上-2階間の梁 2階の梁 屋根 外装材の影響範囲 切断箇所 重機の作業動線 重機の移動動線 バックホウ ブルドーザ <p>アクセスルート</p>			
<p>第8図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（7/10）</p>  <p>3号炉給排水処理建屋</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱 屋上の梁 屋上-2階間の梁 2階の梁 屋根 外装材の影響範囲 切断箇所 重機の作業動線 重機の移動動線 バックホウ ブルドーザ <p>アクセスルート</p>			
<p>第9図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（8/10）</p>  <p>3号炉給排水処理建屋</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱 屋上の梁 屋上-2階間の梁 2階の梁 屋根 外装材の影響範囲 切断箇所 重機の作業動線 重機の移動動線 バックホウ ブルドーザ <p>アクセスルート</p>			
<p>第10図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（9/10）</p>  <p>3号炉給排水処理建屋</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱 屋上の梁 屋上-2階間の梁 2階の梁 屋根 外装材の影響範囲 切断箇所 重機の作業動線 重機の移動動線 バックホウ ブルドーザ <p>アクセスルート</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>第11図 ルート2がれき撤去作業想定（順次撤去する場合）（10/10）</p> <p>(2) がれきが重複した場合の作業プロセス及び作業時間 がれきが重複した場合（3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合及び3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合の2パターン。）の作業プロセスの時間について積み上げたがれき撤去作業時間を第2表及び第3表に、各作業プロセスの状況を第12図～第23図に示す。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					差異理由							
第2表 作業プロセス及びがれき撤去作業時間（がれきが重複した場合）（3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合）																						
作業項目	作業プロセス	作業時間 [分]	累積時間 [分]	備考																		
引留鉄構電線切断作業	①作業準備	0.5	19.1	19.1	第12図																	
	⑥電線切断サイクル×3回	3.0																				
	②移動準備	0.4																				
	③移動（バックホウ）	0.5				第13図																
	①作業準備	0.5																				
	⑥電線切断サイクル×4回	4.0																				
	②移動準備	0.4																				
	③移動（バックホウ）	0.5					第14図															
	①作業準備	0.5																				
	⑥電線切断サイクル×6回	6.0																				
	②移動準備	0.4																				
	③移動（バックホウ）	0.5					第15図															
	①作業準備	0.5																				
	⑥電線切断サイクル×1回	1.0																				
②移動準備	0.4																					
給排水処理建屋分解作業	③移動（バックホウ）	0.5	54.8	73.9	第16図																	
	①作業準備	0.5																				
	⑧屋根切断サイクル×32回	28.8																				
	⑨がれき撤去（バックホウ）	2.5				第17図																
	⑦構造材切断サイクル×4回	20.0																				
⑨がれき撤去（バックホウ）	2.5																					
引留鉄構分解作業（がれき撤去含む）	⑥部材切断サイクル×12回	12.0	15.4	89.3	第18図																	
	⑨がれき撤去（バックホウ）	2.5																				
	②移動準備	0.4																				
	③移動（バックホウ）	0.5																				
給排水処理建屋がれき撤去作業	⑤がれき撤去（ブルドーザ）	2.4	2.4	91.7	第19図																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

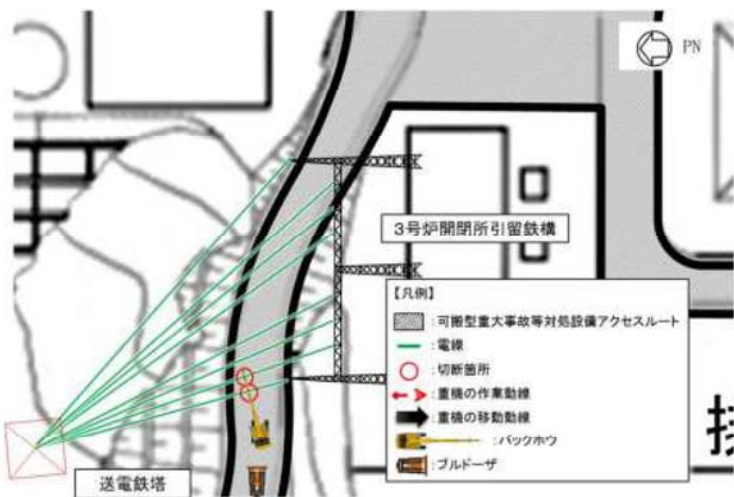
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第3表 作業プロセス及びがれき撤去作業時間（がれきが重複した場合）（3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合）

作業項目	作業プロセス	作業時間 [分]	累積時間 [分]	備考	
引留鉄構電線切断作業	①作業準備	0.5	19.1	第12図	
	⑥電線切断サイクル×3回	3.0			
	②移動準備	0.4			
	③移動（バックホウ）	0.5			
	①作業準備	0.5			第13図
	⑥電線切断サイクル×4回	4.0			
	②移動準備	0.4			
	③移動（バックホウ）	0.5			第14図
	①作業準備	0.5			
	⑥電線切断サイクル×6回	6.0			
	②移動準備	0.4			第15図
	③移動（バックホウ）	0.5			
	①作業準備	0.5			
	⑥電線切断サイクル×1回	1.0			第20図
②移動準備	0.4				
引留鉄構分解作業（がれき撤去含む）	③移動（バックホウ）	0.5	11.5	第20図	
	①作業準備	0.5			
	⑥部材切断サイクル×8回	8.0			
	⑨がれき撤去（バックホウ）	2.5			
給排水処理建屋分解作業	⑧屋根切断サイクル×32回	28.8	54.7	第21図	
	⑨がれき撤去（バックホウ）	2.5			
	⑦構造材切断サイクル×4回	20.0		第22図	
	⑨がれき撤去（バックホウ）	2.5			
	②移動準備	0.4			
	③移動（バックホウ）	0.5			
給排水処理建屋がれき撤去作業	⑥がれき撤去（ブルドーザ）	2.4	2.4	87.7	第23図



第12図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合）
 （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合、3号炉開閉所引留鉄構が上の場合共通）

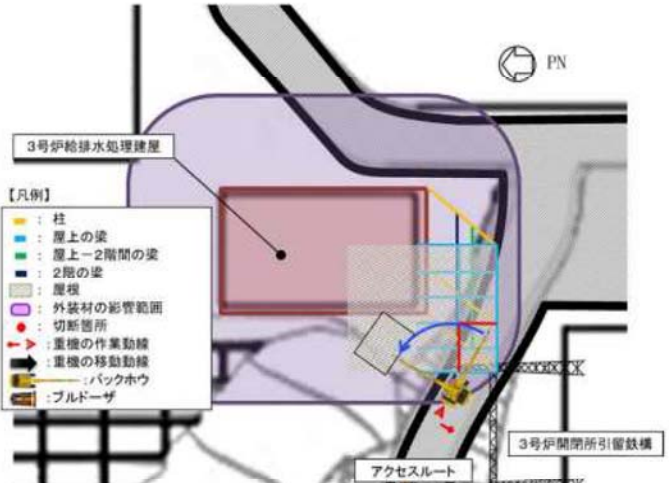
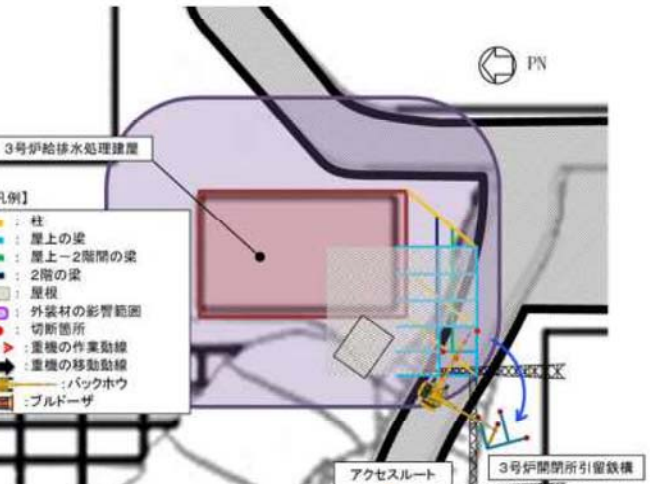
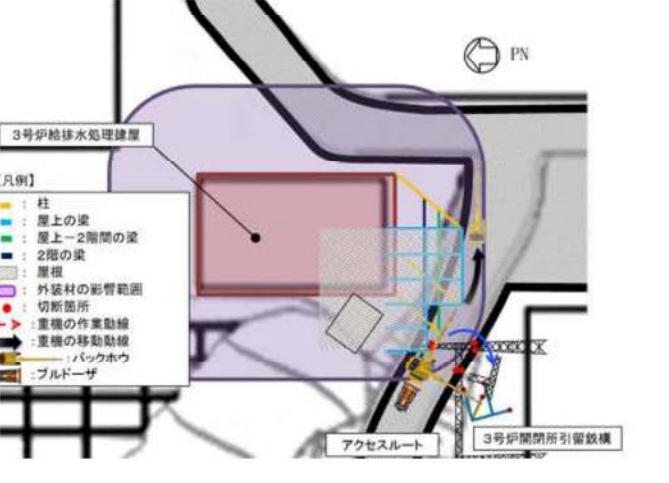
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第13図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合、3号炉開閉所引留鉄構が上の場合共通）</p> <p>第14図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合、3号炉開閉所引留鉄構が上の場合共通）</p> <p>第15図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合、3号炉開閉所引留鉄構が上の場合共通）</p>			

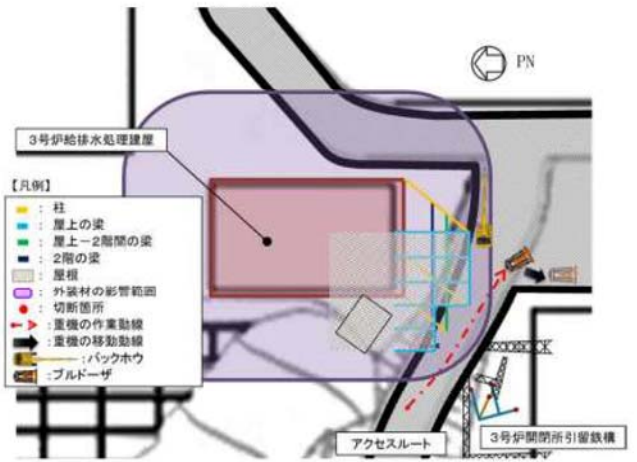
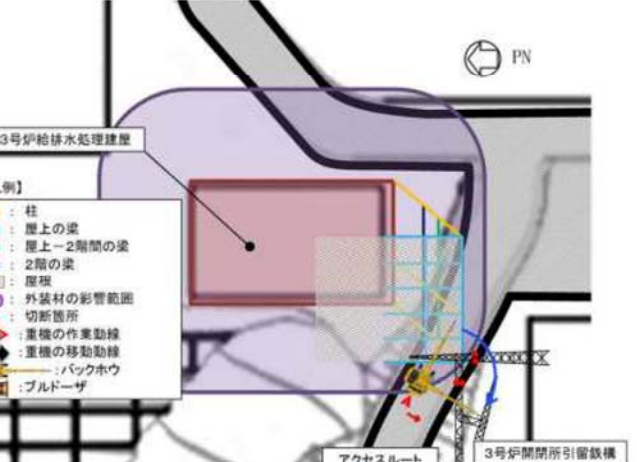
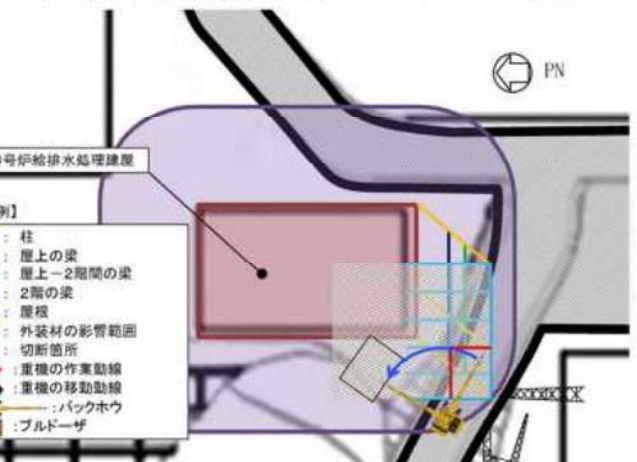
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>第16図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合）</p>	 <p>第17図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合）</p>	 <p>第18図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合）</p>	

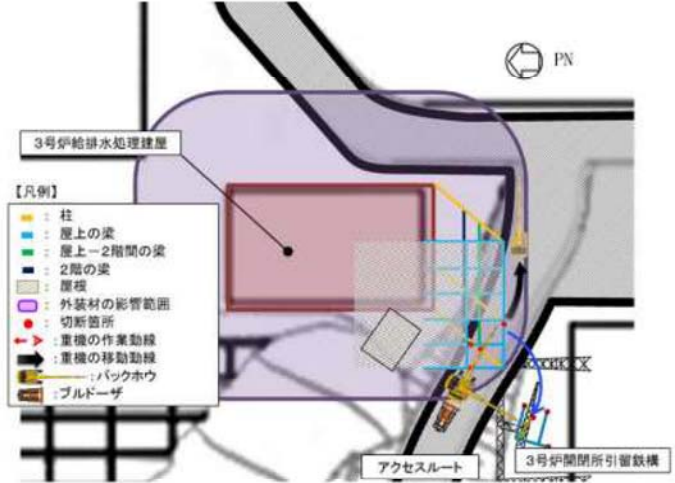
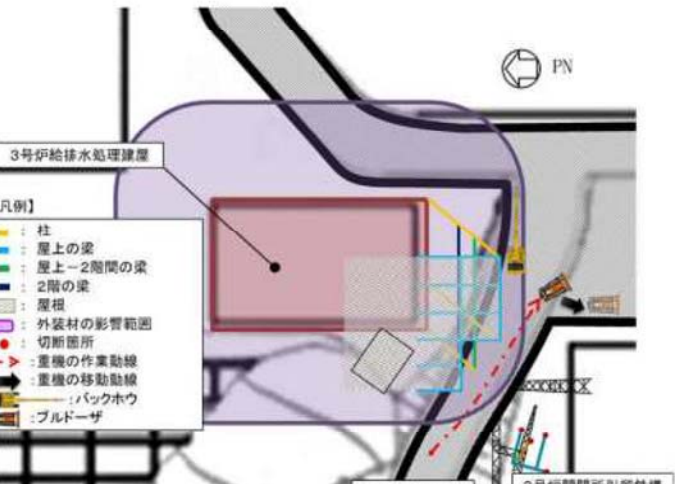
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p data-bbox="371 147 667 178">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="133 640 875 714">第19図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合）</p>  <p data-bbox="133 1165 875 1239">第20図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合）</p>  <p data-bbox="133 1690 875 1764">第21図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合）</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>第22図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合）</p>  <p>第23図 ルート2がれき撤去作業想定（がれきが重複した場合） （3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合）</p> <p>4. 評価結果 ルート2のアクセスルート復旧時間230分に対して、各々の作業プロセスの時間について積み上げた作業時間を第4表～第6表に示す。その結果、最長でも順次がれきを撤去する場合の約204分であることを確認した。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第4表 アクセスルート復旧時間（ルート2）（順次がれきを撤去する場合）

項目	プロセス積算時間		アクセスルート復旧時間	
	作業時間 [分]	累積時間 [分]	作業時間 [分]	累積時間 [分]
状況確認・準備	/	/	15	15
ルート確認・判断			40	55
徒歩移動			15	70
重機移動			5	75
引留鉄構電線切断作業	18.7	93.7	21	96
引留鉄構分解作業	4.9	98.6	6	102
引留鉄構がれき撤去作業	2.8	101.4	10	112
給排水処理建屋分解作業	99.8	201.2	108	220
給排水処理建屋がれき撤去作業	2.4	203.6	10	230

第5表 アクセスルート復旧時間（ルート2）（がれきが重複した場合）
 （3号炉給排水処理建屋のがれきが上の場合）

項目	プロセス積算時間		アクセスルート復旧時間	
	作業時間 [分]	累積時間 [分]	作業時間 [分]	作業時間 [分]
状況確認	/	/	15	15
ルート確認・判断			40	55
徒歩移動			15	70
重機移動			5	75
引留鉄構電線切断作業	19.1	94.1	21	96
給排水処理建屋分解作業	54.8	148.9	62	158
引留鉄構分解作業（がれき撤去含む）	15.4	164.3	23	181
給排水処理建屋がれき撤去作業	2.4	166.7	10	191

第6表 アクセスルート復旧時間（ルート2）（がれきが重複した場合）
 （3号炉開閉所引留鉄構のがれきが上の場合）

項目	プロセス積算時間		アクセスルート復旧時間	
	作業時間 [分]	累積時間 [分]	作業時間 [分]	作業時間 [分]
状況確認	/	/	15	15
ルート確認・判断			40	55
徒歩移動			15	70
重機移動			5	75
引留鉄構電線切断作業	19.1	94.1	21	96
引留鉄構分解作業（がれき撤去含む）	11.5	105.6	17	113
給排水処理建屋分解作業	54.7	160.3	62	175
給排水処理建屋がれき撤去作業	2.4	162.7	10	185

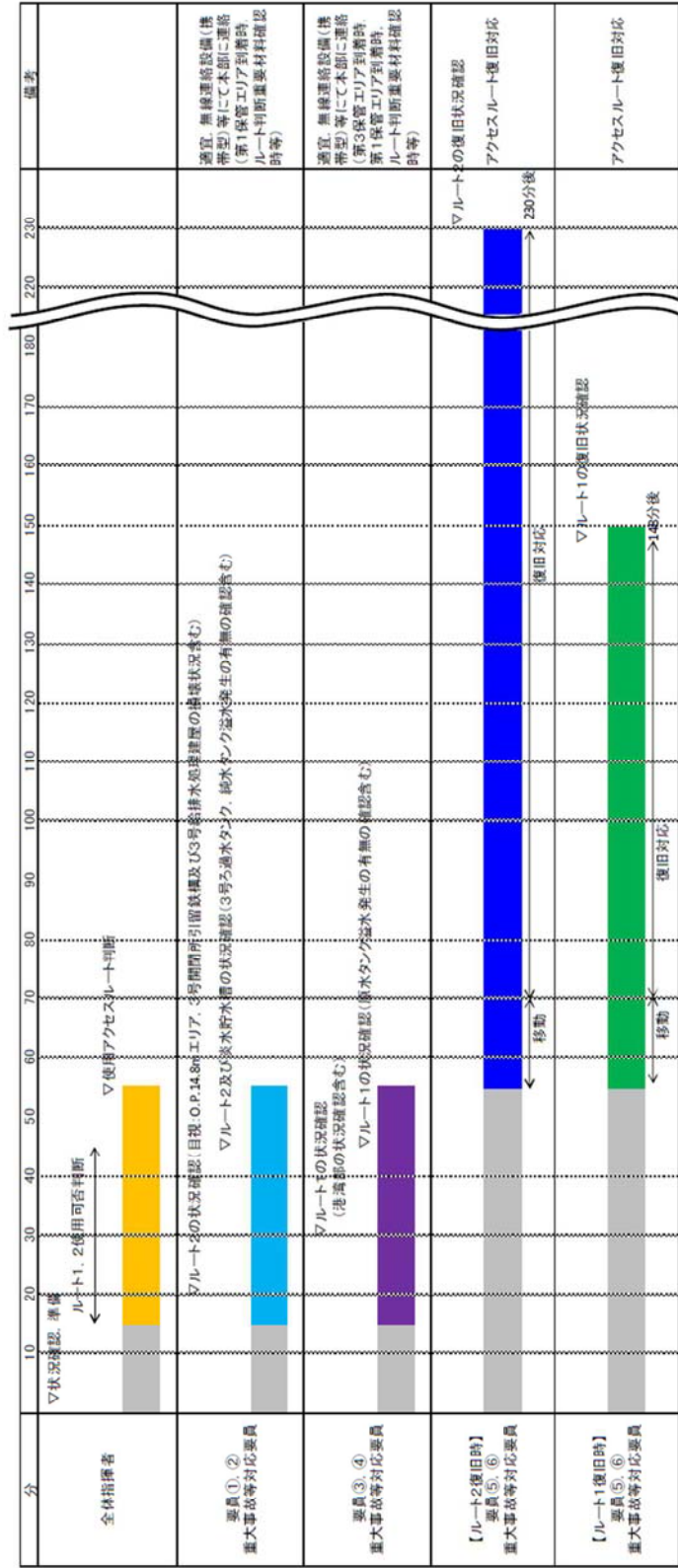
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲

女川原子力発電所2号炉

別紙(24)

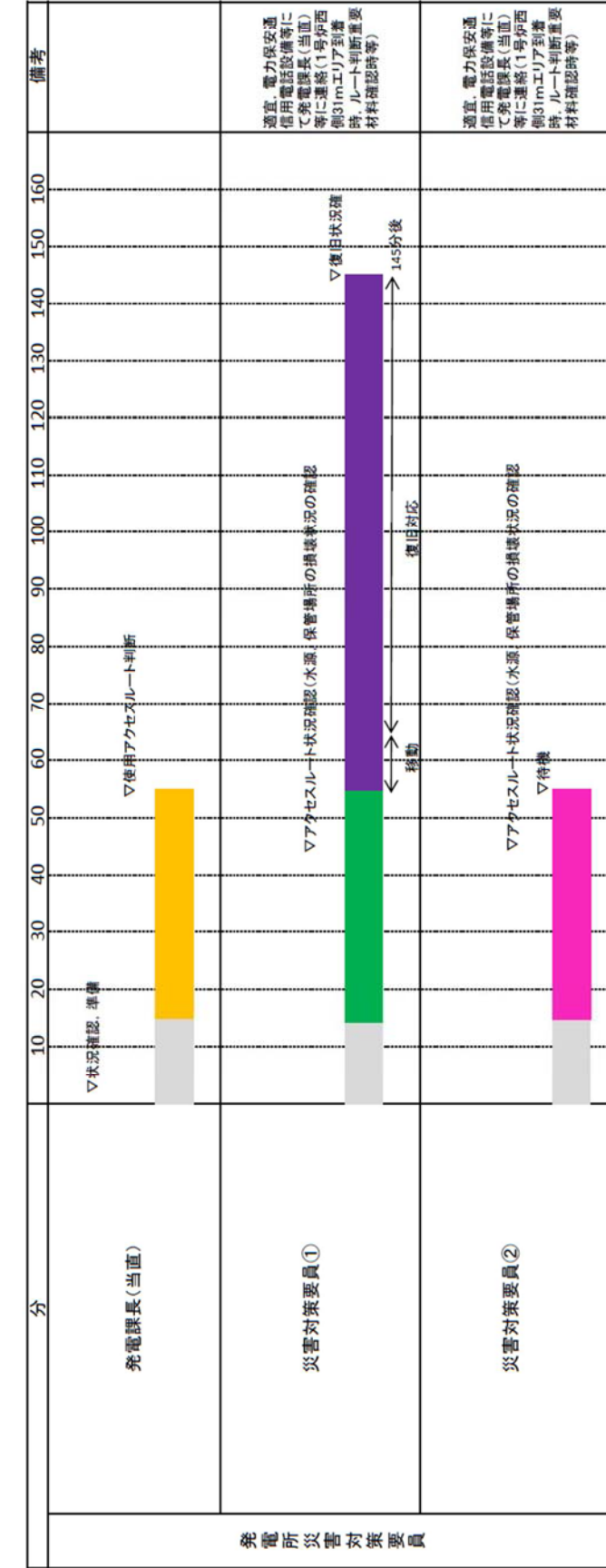


島根原子力発電所2号炉

該当箇所なし

泊発電所3号炉

別紙(24)



差異理由
 【女川】記載内容の相違
 ・要員名称、要員数、通信設備、及び仮復旧時間の相違

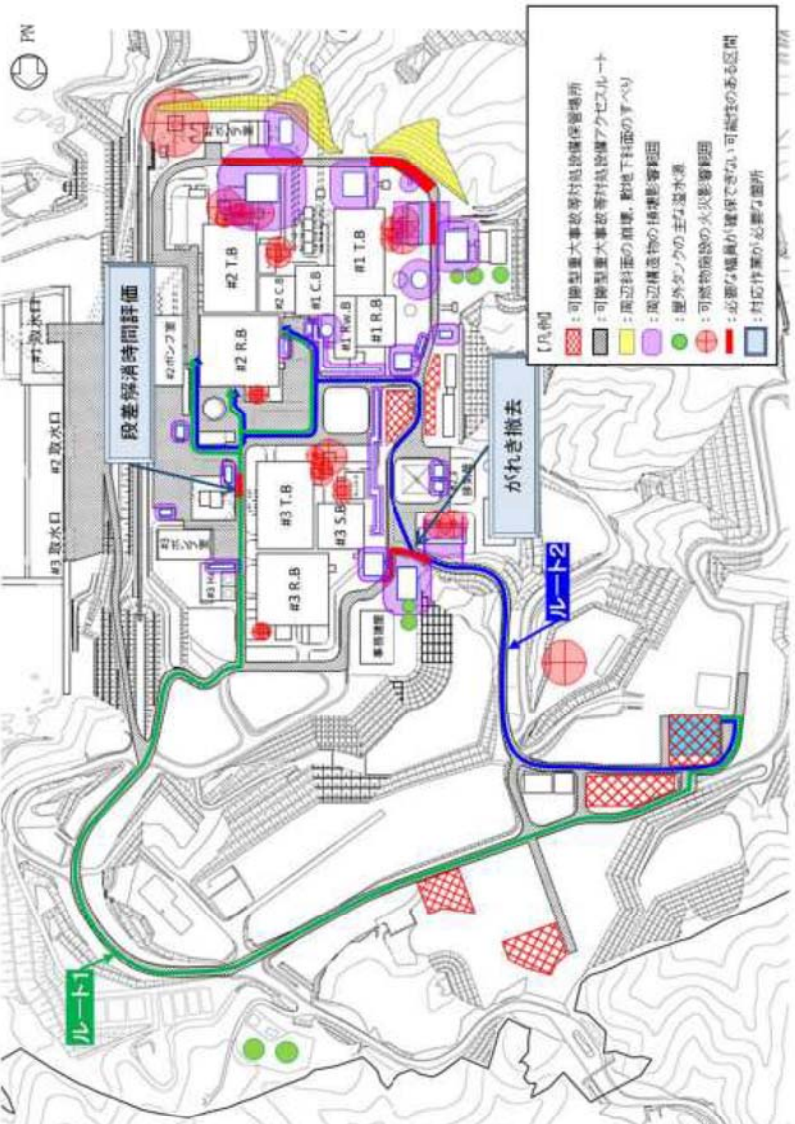
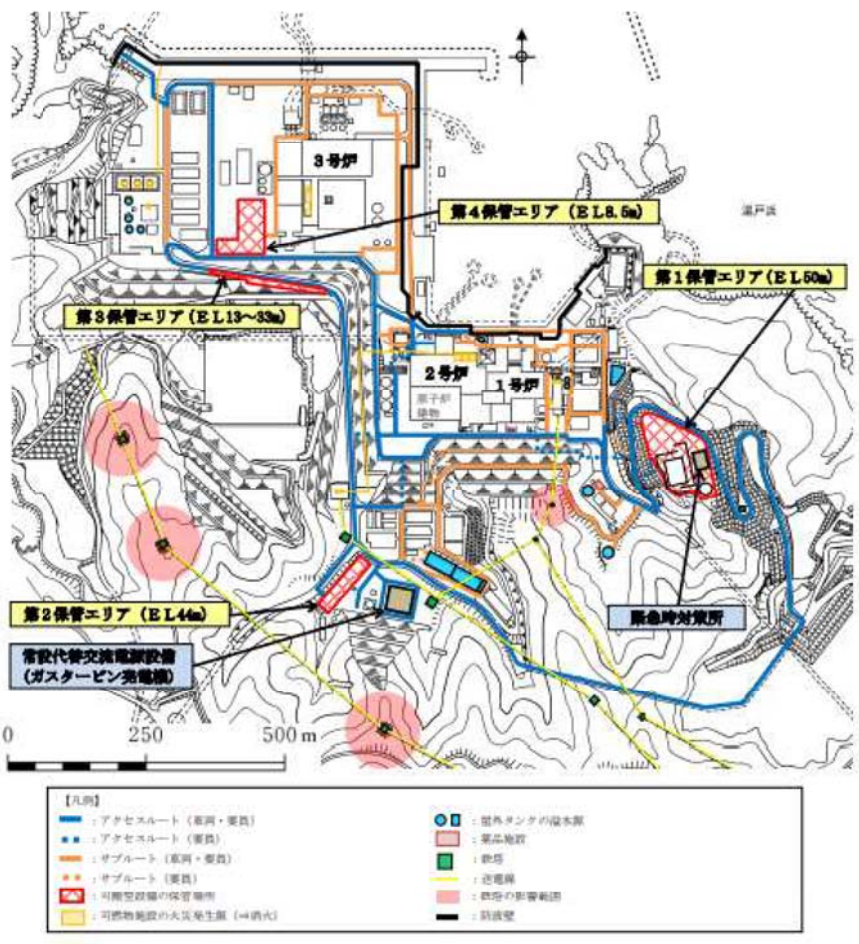

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は水源、及び仮復旧に係る移動ルートについても記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(25)	島根原子力発電所2号炉 別紙(19)	泊発電所3号炉 別紙(25)	差異理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 35px; top: 285px;">アクセスルートにおける地震後の被害想定</p> 	<p style="text-align: center;">屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<p style="text-align: center;">屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による被害状況の相違</p>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。










赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p>アクセスルート復旧後における車両の通行量について</p> <p>アクセス道路の復旧については、大型車両が通行できる道幅（約3.7m）を復旧することとしている。道路復旧後の車両の通行量は以下のとおり。</p> <p>【アクセスルート復旧後から6時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI）：1（往路のみ） ・熱交換器ユニット：1（往路のみ） ・可搬型窒素ガス供給装置：1（往路のみ） ・ホース延長回収車（2台）：5往復 ・タンクローリ：1（往路のみ） <p>【アクセスルート復旧後6時間から15時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI）：1（往路のみ） ・ホース延長回収車：4往復 ・タンクローリ：1往復 ・タンクローリ：2往復 <p>以上の結果により、車両の通行量はアクセスルート復旧後6時間までで、5往復程度であることを確認した。</p> <p>アクセスルートは6m以上の幅員の道路であり、可搬型車両のすれ違いは可能である。</p> <p>一部段差復旧箇所やがれき発生箇所等、復旧された道路幅では片道通行となるが、発電所対策本部が各車両と無線連絡設備（携帯型）等により相互連絡することにより、車両は徐行運転（10～20km/h）で通行可能であり、車両の離合により時間をロスすることはないため、アクセス時間に影響はないと考える。</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p>屋外のアクセスルート復旧後における車両の通行量について</p> <p>アクセス道路の復旧については、大型車両が通行できる道幅（約3.5m）を復旧することとしている。道路復旧後の車両の通行量は以下のとおり。</p> <p>【アクセスルート復旧後から7時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車（1台）：1（往路のみ） ・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：1往復 ・可搬型タンクローリ（1台）：1往復 <p>【アクセスルート復旧後7時間から15時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車（1台）：1（往路のみ） ・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：1往復 ・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：1往復 ・可搬型タンクローリ（1台）：1往復 ・可搬型タンクローリ（1台）：1往復 <p>以上の結果により、車両の通行量はアクセスルート復旧後7時間までで3往復程度、15時間までで8往復程度であることを確認した。</p> <p>アクセスルートは6m以上の幅員の道路であり、可搬型車両のすれ違いは可能である。</p> <p>一部土砂撤去箇所等、復旧された道路幅では片道通行となるが、発電所対策本部が各車両と衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等により相互連絡することにより、車両は徐行運転（10～20km/h）で通行可能であり、車両の離合により時間をロスすることはないため、アクセス時間に影響はないと考える。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・必要道路幅の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・車両及び通行量の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・車両通行量の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・復旧箇所の相違及び通信設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(27)</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について</p> <p>アクセスルート通行時における通信手段及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型照明（懐中電灯）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型照明（ヘッドライト）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p>	<p style="text-align: right;">別紙(16)</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ヘッドライト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>懐中電灯</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (ランタンタイプ)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (三脚タイプ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (フロアタイプ)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p> <p>また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置（別紙(13)参照）している。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第2図 電源内蔵型照明</p>	<p style="text-align: right;">別紙(27)</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について</p> <p>アクセスルート通行時における通信手段及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(LEDヘッドランプ, LED懐中電灯)</p> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・配備する照明の相違。 【島根】記載内容の相違 ・配備する照明の相違。 (女川と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  送受信器 (ベージング) (警報装置を含む。) </div> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 (PHS端末) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  無線連絡設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  衛星電話設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  携帯型通話装置 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第2図 通信連絡設備 (イメージ)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  所内通信連絡設備 (ハンドセットステーション) </div> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 (PHS端末) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  有線式通信設備* (有線式通信機) </div> <div style="text-align: center;">  無線通信設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  衛星電話設備 (携帯型) </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第3図 通信連絡設備</p> <p style="margin-top: 20px;">※有線式通信設備の使用方法 中央制御室や現場（建物内）の壁面に設置されている専用接続端子に有線式通信機を接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続端子と遠い場合は、コードリール（100m/本、6台設置）を使用することで中央制御室と現場の通信連絡が可能である。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 (携帯) </div> <div style="text-align: center;">  携帯型通話装置* (ハンドセットステーション) </div> <div style="text-align: center;">  運転指令設備 (ハンドセットステーション) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  トランシーバ </div> <div style="text-align: center;">  無線通話設備 </div> <div style="text-align: center;">  衛星携帯電話 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">第2図 通信連絡設備 (イメージ)</p> <p style="margin-top: 20px;">※：携帯型通話装置の使用方法 使用する場所にて、最寄りの通話設備ジャックに端末を接続する。通話連絡を必要とする場所が通話設備ジャックと遠い場合は、通話装置用ケーブルを用いて延長し、複数の端末を接続することで複数者の連絡を可能とする。</p>	<p style="margin-top: 20px;">【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(28)</p> <p style="text-align: center;">機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対応のホース等の機材設置後のアクセスルートの通行性については、ホースブリッジ（300Aホース用）等を配備することで、すべての車両が通行可能である。</p> <p>機材設置後のルート図について第1図～第3図に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 【300Aホース用ホースブリッジ】 【車両通行状況（例）】 </p>	<p style="text-align: right;">別紙(20)</p> <p style="text-align: center;">資材設置後の作業成立性</p> <p>重大事故等対処設備である大量送水車、大型送水ポンプ車を用いて、輪谷貯水槽（西1/西2）及び低圧原子炉代替注水槽への補給、燃料プール等への注水を行う。</p> <p>大量送水車の配置場所は輪谷貯水槽（西1/西2）近傍及び原子炉建物近傍、大型送水ポンプ車の配置場所は海水取水箇所近傍となり、ホース敷設ルートは輪谷貯水槽（西1/西2）から原子炉建物近傍まで、海水取水箇所から原子炉建物近傍及び輪谷貯水槽（西1/西2）までとなる。</p> <p>アクセスルート上にホースを敷設する際には、道路の端に敷設することを基本とするため、主要な発電所構内道路への影響は限定的であり、機材を設置することにより通行に支障は来さない。</p> <p>なお、あらゆる悪条件に備えホースブリッジ等の資機材を確保しており緊急時の柔軟な対応に厚みを持たせている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第1図 ホースブリッジ</p>	<p style="text-align: right;">別紙(28)</p> <p style="text-align: center;">機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対応のホース等の機材設置後のアクセスルートの通行性については、ホースブリッジ等を配備することで、全ての車両が通行可能である。また、第1表に示すとおり、有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多いシナリオ（全交流動力電源喪失）を選択した場合においても、可搬型設備の配置及びホースの敷設が可能である。</p> <p>機材設置後のルート図について第1図及び第2図に、作業の成立性の配置条件を第1表に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

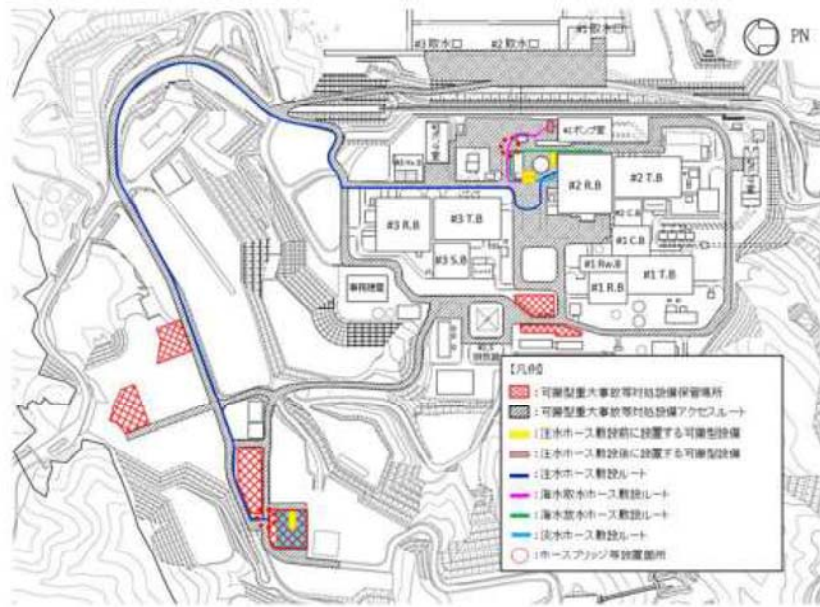
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

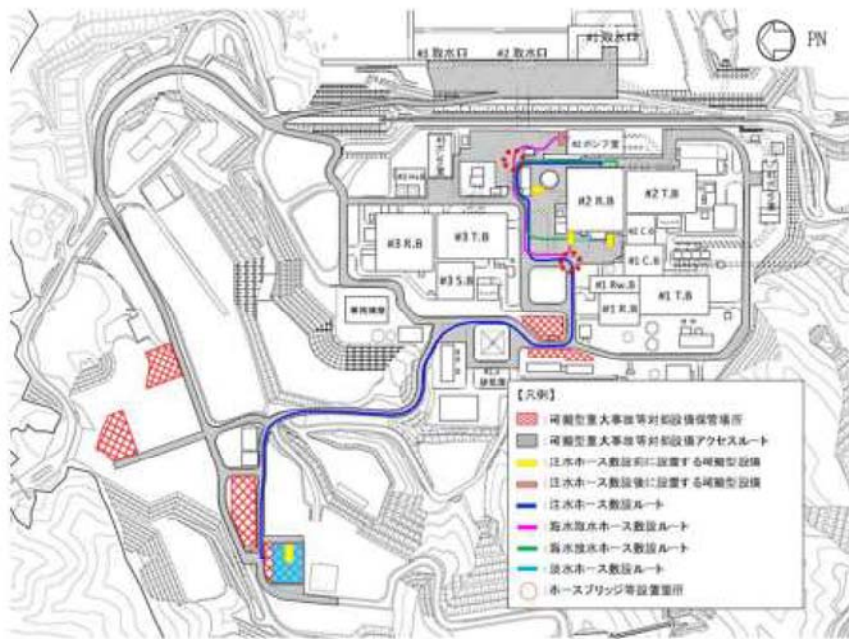
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

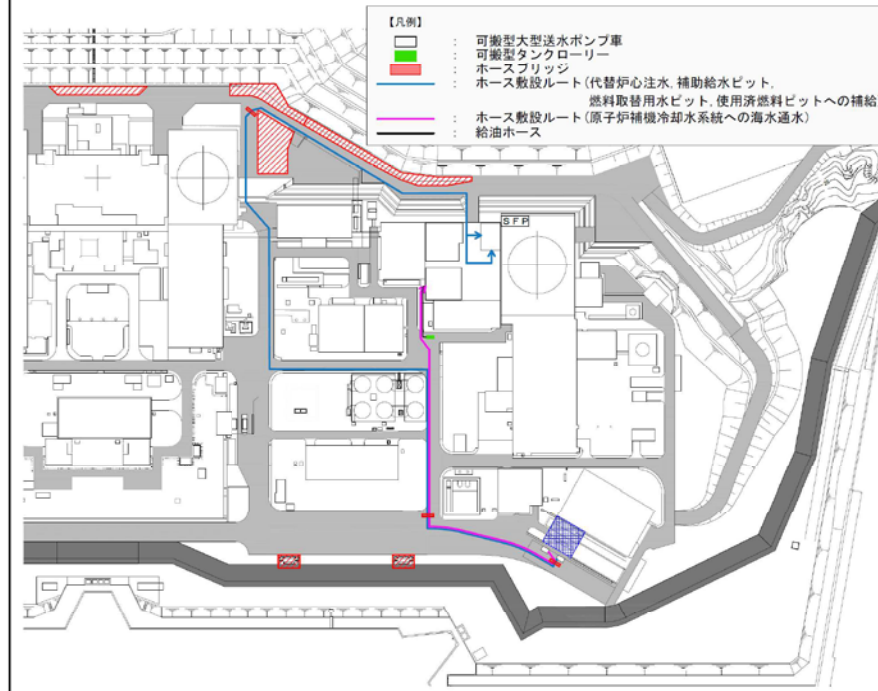
差異理由



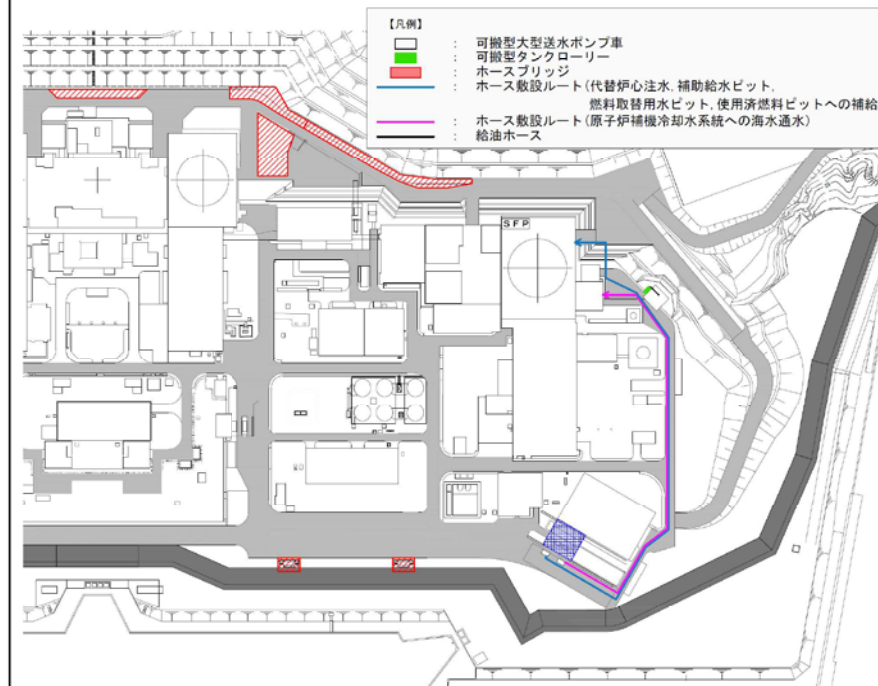
第1図 機材設置後の作業成立性（ルート1）



第2図 機材設置後の作業成立性（ルート2）



第1図 3号炉原子炉建屋東側を経由したルートの作業の成立性（機材設置なし）



第2図 3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの作業の成立性（機材設置あり）

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 ホースブリッジの設置
 個所の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

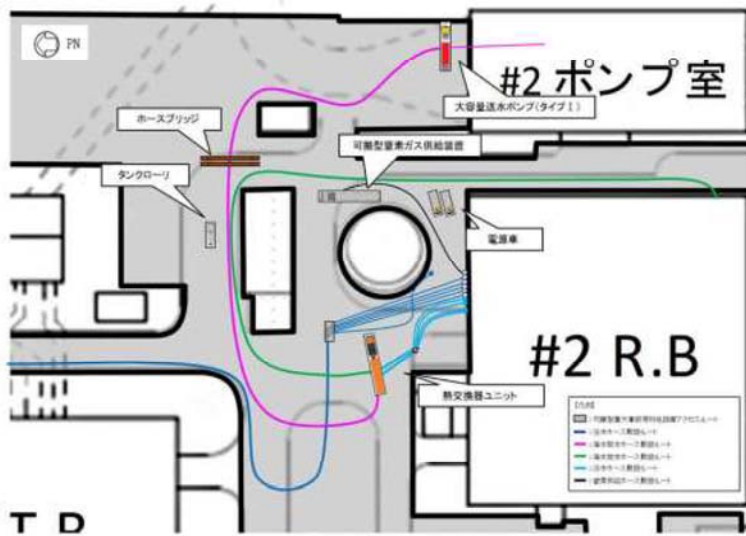
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由



第3図 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）

第1表 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）の配置条件

項目	条件
シナリオ	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）
配置する可搬型設備*	大容量送水ポンプ（タイプ1）：2台（注水設備1台、除熱設備1台） 熱交換器ユニット：1台 電源車（可搬型代替交流電源設備）：2台 電源車（緊急時対策所用）：1台 可搬型窒素ガス供給装置：1台 タンクローリ：1台
注水ルート	ルート1
接続口使用箇所	原子炉建屋北側接続口
海水取水箇所	2号炉海水ポンプ室
ホース敷設前に設置する可搬型設備	熱交換器ユニット：1台 電源車（可搬型代替交流電源設備）：2台 可搬型窒素ガス供給装置：1台

※ 注水設備用の大容量送水ポンプ（タイプ1）は淡水貯水槽、電源車（緊急時対策所用）は緊急時対策所用に設置するため「第3図 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）」には記載していない。

第1表 機材設置後の作業成立性（3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの配置例）の配置条件

項目	条件
シナリオ	全交流動力電源喪失
配置する可搬型設備	可搬型大型送水ポンプ車：2台 可搬型タンクローリ：2台
注水ルート	3号炉原子炉建屋西側を経由したルート
接続口使用箇所	可搬型大型送水ポンプ車33m接続口 可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口
海水取水箇所	3号炉取水ピットスクリーン室
ホース敷設前に設置する可搬型設備	なし

【女川】記載内容の相違
 ・女川は原子炉建屋周辺の機材設置後の可搬型設備の配置を拡大図で明確化している。
 ・泊は第1図及び第2図に第1表に記載している可搬型設備を示している

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による表の内容の相違

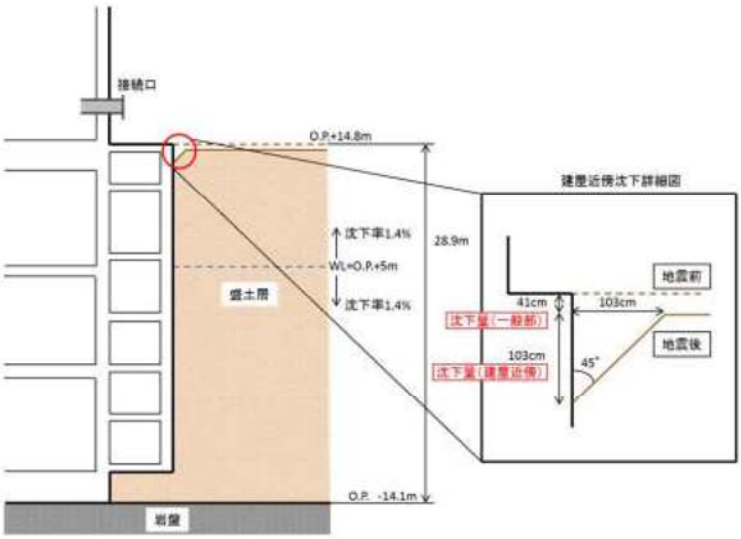
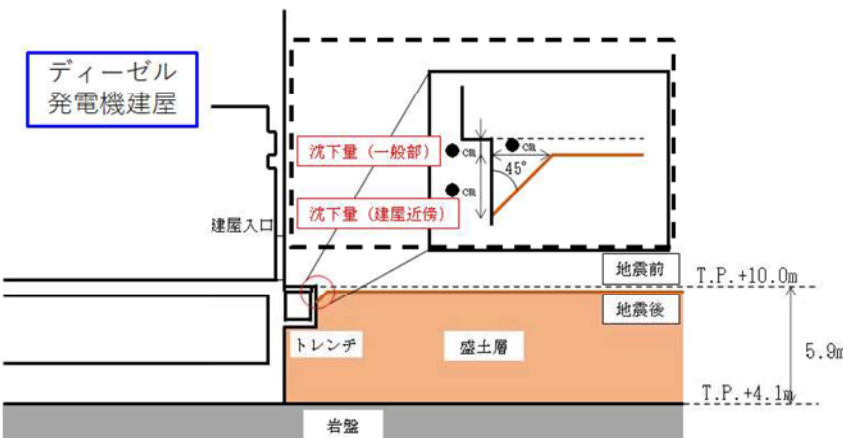
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(29)</p> <p style="text-align: center;">地震による建屋直近の地盤沈下に伴う 可搬型設備の接続作業への影響について</p> <p>1. 屋外作業に想定される影響と対策</p> <p>原子炉建屋近傍での地盤の沈下が生じた場合には、建屋壁面近傍でのホース等の接続作業に影響が生じると想定される。</p> <p>建屋壁面近傍でのホース等の接続作業については、あらかじめ足場材等を配備しておくことにより、対応操作が可能となるよう対策する。対策例を第1図に示す。</p> <p>なお、接続口位置については別紙(3)参照。</p> <div data-bbox="172 1155 836 1659"> </div> <p style="text-align: center;">断面図 平面図</p> <p style="text-align: center;">第1図 足場材等を用いた対策 (例)</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(29)</p> <p style="text-align: center;">地震による建屋直近の地盤沈下に伴う 可搬型設備の接続作業への影響について</p> <p>1. 屋外作業に想定される影響と対策</p> <p>ディーゼル発電機建屋及び原子炉補助建屋近傍では、地震時にくさび崩壊[*]に伴う地盤沈下が生じる可能性があり、建屋壁面近傍でのホース等の接続作業に影響が生じると想定される。</p> <p>建屋壁面近傍でのホース等の接続作業については、ホース延長・回収車（送水車用）に積載している土のうを用いて段差を解消することにより、対応操作が可能となるよう対策する。対策例を第1図に示す。</p> <p>なお、接続口位置については別紙(3)参照。</p> <p>※：くさび崩壊とは、構造物と周囲地盤の相対変位に起因する主働状態で生じるすべり破壊をいう。</p> <div data-bbox="2018 798 2493 1617"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 土のうを用いた対策 (例)</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は「別紙(15)」にてくさび崩壊の注釈を記載している。 【女川】対応方針の相違 ・くさび崩壊に対する対策の相違。</p>

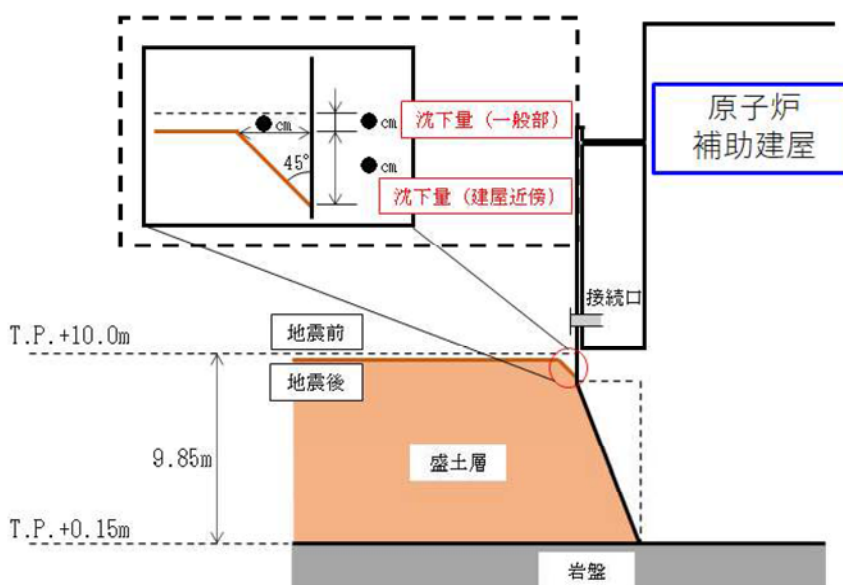
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(1) 沈下量の想定</p> <p>2011年東北地方太平洋沖地震の実績では、明らかなくさび崩壊に伴う建物近傍の大きな沈下は確認されていないが、本評価においては2007年新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の結果を参照して建屋近傍の沈下量は一般部の3.5倍と想定して評価する。</p> <p>a. 一般部の沈下量</p> <p>原子炉建屋近傍における沈下評価対象層厚は28.9mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率1.4%を考慮し、41cmを想定する。</p> <p>b. 建屋近傍の沈下量</p> <p>建屋近傍の沈下について、一般部の想定41cmの3.5倍である144cmを想定する。</p> <p>c. 地震後の想定地盤形状</p> <p>a. 及びb.の想定を踏まえ、地震後の想定形状を第2図に示す。</p>  <p>第2図 地震後の想定地盤形状</p>		<p>(1) 沈下量の想定</p> <p>本評価においては2007年新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の結果を参照して建屋近傍の沈下量は一般部の3.5倍と想定して評価する。</p> <p>a. 一般部の沈下量</p> <p>ディーゼル発電機建屋近傍における沈下評価対象層厚は5.9mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率●%を考慮し、●cmを想定する。</p> <p>原子炉補助建屋近傍における沈下評価対象層厚は9.85mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率●%を考慮し、●cmを想定する。</p> <p>b. 建屋近傍の沈下量</p> <p>ディーゼル発電機建屋近傍の沈下について、一般部の想定●cmの3.5倍である●cmを想定する。</p> <p>原子炉補助建屋近傍の沈下について、一般部の想定●cmの3.5倍である●cmを想定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】 (沈下量について、第5条「耐津波設計方針」の審査を踏まえ反映するため)</p> </div> <p>c. 地震後の想定地盤形状</p> <p>a. 及びb.の想定を踏まえ、各建屋近傍における地震後の想定形状を第2図及び第3図に示す。</p>  <p>第2図 ディーゼル発電機建屋近傍における地震後の想定地盤形状</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う沈下率及び沈下量の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>第3図 原子炉補助建屋近傍における地震後の想定地盤形状</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】 (沈下量について、第5条「耐津波設計方針」の審査を踏まえ反映するため)</p> </div>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合の考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震による内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。 原子炉建屋原子炉棟への通行ルートとして、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートをアクセスルートとして設定する。なお、地震による配管破損等の影響により通行できない場合以外に利用可能なルートとして、タービン建屋及び原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートを設定する。 	<p style="text-align: right;">別紙(13)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場活動場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを選定する場合、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震随伴内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災発生時にアクセス性が阻害された場合は、迂回路を使用する。 	<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合、地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震による内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p>また、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の必要な階層を経由し、現場操作場所まで移動するルートをアクセスルートとして設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉建屋内に原子炉棟は無いため現場操作場所までのアクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、地震による影響を考慮して移動可能なルートをあらかじめ設定したうえで、アクセスルートが、地震による影響を受けた場合のルート選定の考え方を記載した。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「地震による内部溢水の影響評価について」参照</p> <p>2. 屋内アクセスルートの成立性 技術的能力1.1～1.19で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。 また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。第1図に示した「①～⑦」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートと関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係 重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、重大事故等対応要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>・原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の各階層を移動するルートは、地震、火災等の被害により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・地震随伴内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、必要な措置を講じる。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(17)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価」参照 ※2：内部溢水については、別紙(18)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価」参照</p> <p>2. アクセスルートの成立性 技術的能力1.1～1.19で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。 また、移動経路については、本別紙第1図「島根原子力発電所2号炉重大事故等時 屋内のアクセスルート」に示す。また、第1図に記した「①～⑩」は、本別紙第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」のアクセスルートに記載のある数字と関連づけがなされている。</p> <p>なお、第2表に、第1図中の操作対象箇所における操作対象機器、操作項目等を示す。</p> <p>3. 屋外のアクセスルートとの関係 重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。そこで、重大事故等対処設備を使用する場合には、緊急時対策要員（現場要員）の滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>・原子炉建屋及び原子炉補助建屋の各階層を移動するルートは、地震、溢水の影響により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>・地震による内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、適切な防護具を着用したうえでアクセスする。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について」参照</p> <p>2. アクセスルートの成立性 技術的能力1.1～1.19で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。 また、移動経路については、第1図「屋内のアクセスルート図」に示す。また、第1図に示した「①～⑩」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」のアクセスルートに記載のある数字と関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目等を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外のアクセスルートとの関係 重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、災害対策要員等は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、あらかじめ設定したルートのアクセス性が地震時の影響により仮に阻害された場合のルート選定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水水位の影響を受ける場合は、防護具を持参してアクセスすることを記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び対応要員の名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	○	/	/
	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	○	/	/
	自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止	○	/	/
	ほう酸水注入	○	/	/
1.2 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	中央制御室からの高圧代替注水系起動	○	/	/
	現場手動操作による高圧代替注水系起動	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G④→(④)階段A⑤→(⑤)階段J⑥→(⑥)→(⑥-3)→(⑥)階段J⑦→(⑦-1)→(⑦)階段J⑧→(⑧-1)→(⑧)→(⑧-2)】	/
	現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G④→(④)階段A⑤→(⑤-1)→(⑤-23)→(⑤)階段J⑦→(⑦-2)→(⑦)階段J⑧→(⑧)階段A④→(④-50)→(④)階段A⑤→(⑤)階段J⑦→(⑦-3)→(⑦)階段J⑧→(⑧-6)→(⑧)階段J⑦→(⑦-4)→(⑦-5)→(⑦)階段J⑧→(⑧)階段A④→(④-50)】	/
	ほう酸水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入	○	/	/
	原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水	○	/	/
	高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	○	/	/

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/13)

条文	対応手段	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	○	/	/
	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	○	/	/
	自動減圧系の起動阻止スイッチによる原子炉出力急上昇防止	○	/	/
1.2 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却	○	/	/
	高圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却	○	/	/
	高圧原子炉隔離時冷却系からの注水による発電用原子炉の冷却	○	/	/
	高圧原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却	○	原子炉圧力容器の水位、圧力を確認【中央制御室→(④-11)→(④-10)】 高圧原子炉隔離時冷却系現場起動【中央制御室→(④)階段B②→(④-1)→(④)階段B③→(④-2)→(④-1)→(④)階段B④→(④-3)】	/
	原子炉隔離時冷却系の現場操作による発電用原子炉の冷却	○	原子炉圧力容器の水位、圧力を確認【中央制御室→(④-11)→(④-10)】 原子炉隔離時冷却系現場起動【中央制御室→(④)階段B②→(④-1)→(④-2)→(④)階段B③→(④-3)】	/
	高圧原子炉隔離時冷却系(中央制御室起動時)の監視装置	○	/	/
1.3 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧を減圧するための手順等	ほう酸水注入による高圧抑制(ほう酸水注入)	○	/	/
	減圧の自動化	○	/	/
	手動操作による減圧(過剰安全弁)	○	/	/
	可搬型減圧装置による過剰安全弁機能回復	○	原子炉圧力容器の圧力を確認【中央制御室→(④-11)→(④-10)】 主蒸気逃がし安全弁電報の発報【中央制御室→(④-10)】	/
	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源)による過剰安全弁機能回復	○	原子炉圧力容器の圧力を確認【中央制御室→(④-11)→(④-10)】 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池の発報【屋外A→(④)階段D⑤→(④)階段B②→(④)階段B③→(④-10)】	/
	過剰安全弁用蓄電池の監視装置による過剰安全弁機能回復	○	過剰安全弁用蓄電池の監視装置の発報【中央制御室→(④)階段R⑤→(⑤-6)】 B系ポンプを切替える場合【中央制御室→(④)階段R⑦→(④)階段H⑤→(④-1)】	/
過剰安全弁用窒素ガス供給系による窒素ガス確保	○	窒素ガス供給圧力調整による高圧対策【屋外A→(④)階段D⑤→(④)階段B②→(④)階段B③→(④)階段B④→(④-2)】	/	
過剰安全弁の高圧対策	○	窒素ガス供給圧力調整による高圧対策【屋外A→(④)階段D⑤→(④)階段B②→(④)階段B③→(④)階段B④→(④-2)】	/	
発電用原子炉の減圧	○	/	/	

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	手動による原子炉緊急停止	○	/	/
	原子炉出力抑制(自動)	○	/	/
1.2 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉出力抑制(手動)	○	/	/
	ほう酸水注入	○	/	/
	1次系のフィードアンドブリード	○	/	/
	タービン動補給給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補給給水ポンプの機能回復	○	系統構成、蒸気供給器接続、ポンプ起動準備、ポンプ起動操作【中央制御室→(④)階段H④→(④-1)→(④)階段H⑤→(④)階段E⑤→(④)階段O⑥→(④-1)→(④)階段O⑥→(④-1)→(④-2)】 機材準備、蒸気供給器接続、ポンプ起動準備、引上げ用具取付、ポンプ起動操作【中央制御室→(④)階段E⑤→(④-1)→(④)階段O⑥→(④-1)→(④)階段O⑥→(④-2)】	/
	代替非常用発電機による電動補給給水ポンプの機能回復	○	/	/
	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復	1.3 【主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復】参照	/	/
	加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は推定	1.15 【可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視】参照	/	/
	補給給水ポンプの作動状況確認	○	【中央制御室→(④)階段E⑤→(④-3)→(④-4)】	/
	加圧器水位(原子炉水位)の制御	1.4 【代替給水ポンプスプレイポンプによる代替炉心注水】参照	/	/
	蒸気発生器水位の制御	1.2 【タービン動補給給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁(現場手動操作)によるタービン動補給給水ポンプの機能回復】参照 1.3 【主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復】参照	/	/
1.3 原子炉冷却材圧力バウナダリ高圧を減圧するための手順等	1次系のフィードアンドブリード	1.2 【1次系のフィードアンドブリード】参照	/	/

※1：屋外のアクセスルートは、屋内(中央制御室)又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違

・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（2/16）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための手順等	手動操作による減圧（主蒸気逃がし安全弁）	○		
	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○		
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○	【中央制御室→(1)階段L(3)→(3)-4】→(3)-5】→(3)-4】	
	高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動源確保	○	・系統構成 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段G(4)→(4)-1】→(4)-2】→(4)階段G(3)→(3)階段F(4)→(4)-4】→(4)-3】 ・高圧窒素ガスポンベ切替えA系の場合 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F(4)→(4)-55】 B系の場合 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F(4)→(4)-56】 ・高圧窒素ガスポンベ取替えA系の場合 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F(4)→(4)-55】→(4)-56】→(4)-55】 B系の場合 【中央制御室→(1)→(3)→(3)階段F(4)→(4)-56】→(4)-55】→(4)-56】	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（2/13）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材の減圧・補給の調整	○	A-RHR注水弁(222-54)の場合 【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-1】→(3)階段F(3)→(3)階段E(3)→(3)換気A(3)→(3)-6】 B-RHR注水弁(222-55)の場合 【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-11】→(3)階段F(3)→(3)階段E(3)→(3)-16】 C-RHR注水弁(222-56)の場合 【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-13】→(3)階段F(3)→(3)階段E(3)→(3)-16】 L.P.C.S注水弁(222-2)の場合 【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-1】→(3)階段F(3)→(3)-6】	
	原子炉冷却材の減圧・補給の調整及び監視装置	○		
1.4 原子炉冷却材圧力バウナダリ減圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○	非常用コントロールセンタ切替が使用不可な場合 【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-3】	
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○	非常用コントロールセンタ切替が使用不可な場合 【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-3】→(3)-4】 全交機動力喪失で原子炉冷却材注水弁(A)注入配管使用の場合 【中央制御室→(3)-4】→(3)-7】 全交機動力喪失で原子炉冷却材注水弁(B)注入配管使用の場合 【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-16】	緊急時対策所-第2保管エリア又は第3保管エリア
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○	【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-16】 【屋外E→(3)階段S(2)→(3)階段Q(2)→(3)階段L(2)→(3)-21】	緊急時対策所-第2保管エリア又は第3保管エリア
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○		
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○		
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○		
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○		
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○		
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○		
	原子炉冷却材注水弁(222)による発電用原子炉の冷却	○		
1.5 最終シートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉冷却材注水弁(222)による最終シートシンクへ熱を輸送するための手順等	○		
	最終シートシンクへ熱を輸送するための手順等	○	非常用コントロールセンタ切替が使用不可な場合 【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)-3】→(3)-4】	
	最終シートシンクへ熱を輸送するための手順等	○		緊急時対策所-第4保管エリア
	最終シートシンクへ熱を輸送するための手順等	○	【屋外A→(3)-24】	緊急時対策所-第4保管エリア

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2：本手段におけるアクセスルートは地震による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（2/19）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための手順等	電動補助給水ポンプ又はタービン動機補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	○		
	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	○		
	タービン動機補助給水ポンプ（現場手動操作）及びタービン動機補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁（現場手動操作）によるタービン動機補助給水ポンプの機能回復	○		
	代替非常用発電機による電動補助給水ポンプの機能回復	○		
	主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復	○	【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)階段S(3)→(3)-1】	
	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベによる加圧器逃がし弁の機能回復	○	【中央制御室→(3)-11】	
	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復	○	電源装置 【中央制御室→(3)階段A(3)→(3)-15】 ケーブル及びバッテリー接続 【中央制御室→(3)階段A(3)→(3)-16】	
	炉心損傷時における高圧溶融物放出及び格納容器蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧接続の手順	○	【中央制御室→(3)階段H(3)→(3)階段S(3)→(3)-2】	
1.4 原子炉冷却材圧力バウナダリ減圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	充てんポンプによる炉心注水	○		
	B-格納容器スプレイポンプ（RHR S-CSS全注給ライン使用）による代替炉心注水	○	【中央制御室→(3)階段A(3)→(3)階段M(3)→(3)-7】	

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (3/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 代替高圧窒素ガス供給系による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○	・系統構成 A系の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④-5)→(④-6)→(④-7)→(④-8)→(④-9)→(④-10)】 B系の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④-11)→(④-12)→(④-13)→(④-14)→(④-15)→(④-16)】 ・高圧窒素ガスボンベ取替え A系の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④-5)→(④-11)→(④-5)】 B系の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④-11)→(④-5)→(④-11)】	
	インターフェイスシステム LOCA 発生時の対応	○	高圧炉心スプレイ系の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G(④)→(④)階段A(⑤)→(⑤-2)】	
1.4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	○	原子炉運転中の低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	
	原子炉運転中の低圧代替注水系（可搬型）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G(④)→(④)階段A(⑤)→(⑤-2)】	
	原子炉運転中の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④-5)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉運転中の残留熱除去系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5	最終ヒート交換機フィルタメント停止後の蒸気ガスタージ（故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響がある場合※2）	○	【屋外A→(①)階段K(①)→(①)階段D(①)→(①-2)】	緊急時対策所→第4保管エリア
	格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び排熱（乾燥動作）	○	格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び排熱 ウェットウェルベントの場合 【中央制御室→(①)階段D(①)→(①-2)→(①)階段K(①)→(①)階段D(①)→中央制御室】 ドライウェルベントの場合 【中央制御室→(①)階段D(①)→(①-2)→(①)階段K(①)→(①)階段D(①)→中央制御室】	
	原子炉格納容器注水による排熱	○	原子炉格納容器注水による排熱 格納容器注水A系使用の場合 【中央制御室→(①)階段B(①)→(①)階段C(①)→(①-2)】 【中央制御室→(①)階段D(①)→(①-2)→(①)階段F(①)→(①-2)】 【中央制御室→(①)階段D(①)→(①-2)→(①)階段L(①)→(①-2)】 【中央制御室→(①)階段D(①)→(①-2)→(①)階段L(①)→(①-2)】 【屋外A→(①)→(①-1)】 【屋外A→(①)→(①)】 【屋外A→(①)→(①)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器注水による排熱	○	格納容器注水B系使用の場合 【中央制御室→(①)階段B(①)→(①)階段C(①)→(①-2)】 【中央制御室→(①)階段D(①)→(①-2)→(①)階段F(①)→(①-2)】 【中央制御室→(①)階段D(①)→(①-2)→(①)階段L(①)→(①-2)】 【屋外A→(①)→(①-1)】 【屋外A→(①)→(①)】 【屋外A→(①)→(①)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
1.6	原子炉格納容器内の冷却のための手順等	○	非常用コントロールセンタ切替型が使用不可な場合 【中央制御室→(①)階段D(①)→(①-2)】	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2 本手順におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (3/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	○	系統構成 水張り及び代替格納容器スプレイポンプ注水 【中央制御室→(①)階段A(①)→(①)階段I(①)→(①)階段F(①)→(①-5)→(①)階段F(①)→(①)階段I(①)→(①)階段A(①)→(①)階段M(①)→(①-5)→(①)階段M(①)→(①-9)→(①-12)】 代替格納容器スプレイポンプ受電準備受電操作 【中央制御室→(①)階段A(①)→(①-2)】 系統構成 【中央制御室→(①)階段A(①)→(①-9)】 注水先を格納容器から原子炉へ切り替える場合 【中央制御室→(①)階段A(①)→(①)階段M(①)→(①-11)→(①)階段M(①)→(①-11)】	
	海水を用いた可搬型大型送水ポンプによる代替炉心注水	○	系統構成 【中央制御室→(①)階段A(①)→(①-5)→(①)階段M(①)→(①-8)】 系統構成 【中央制御室→(①)階段A(①)→(①-5)】 ・可搬型大型送水ポンプ車 10m 搬送口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→(①-2)】 ホース敷設、代替給水・注水配管と接続 【中央制御室→(①)階段B(①)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(①-8)】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 搬送口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(①)階段A(①)→(①)階段I(①)→(①)階段F(①)→(①-11)】 ホース敷設、代替給水・注水配管と接続 【中央制御室→(①)階段B(①)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(①-3)】	屋外A→51m 倉庫車庫エリア、展望台行管理室西側 60m エリア又は2号炉東側31m エリア→屋外C又は屋外D
	高圧注入ポンプによる高圧再循環運転	○		
	B-格納容器スプレイポンプ（RHR-S-CS S供給ライン使用）による代替再循環運転	○	【中央制御室→(①)階段A(①)→(①)階段M(①)→(①-9)】	

※1 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違

・設備及び手順等の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（4/16）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低下時に発電用原子炉を冷却するための手順等	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系B系注入配管使用の場合）	○		
	原子炉運転中の代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○		
	原子炉運転中の低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(4)→(4)～57】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉運転中の低圧代替注水系（可搬型）による残存溶融炉心の冷却（残留熱除去系B系注入配管使用の場合）	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(4)→(4)～57】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉停止中の低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	○		
	原子炉停止中の低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(4)→(4)～57】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（4/13）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.6	原子炉格納容器内の冷却のための手順等	○	非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可な場合 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 全自動動力電源が喪失でB→格納容器代替スプレィ系スプレィ配管使用の場合 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可な場合 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 全自動動力電源が喪失でB→格納容器代替スプレィ系スプレィ配管使用の場合 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器代替スプレィ系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却（海水/海水）	○	【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器代替スプレィ系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却（海水/海水）（地震による大規模地震の発生その他のテロリズムによる影響がある場合※2）	○	【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器代替スプレィ系（可搬型）による原子炉格納容器内の冷却（海水/海水）（地震による大規模地震の発生その他のテロリズムによる影響がある場合※2）	○	【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
1.7	原子炉格納容器の過圧破壊を防止するための手順等	○	非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可な場合 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第4保管エリア
	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び降熱	○	【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第4保管エリア
	格納容器フィルタベント系停止後の窒素ガススレージ	○	【屋外A→(①)～(①)】	緊急時対策所→第4保管エリア
	格納容器フィルタベント系停止後の窒素ガススレージ（原子炉格納容器内での使用した場合）	○	【屋外A→(①)～(①)】	緊急時対策所→第4保管エリア
1.8	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び降熱	○	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び降熱 ウェットウェルメントの場合 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 ドライウェルメントの場合 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第4保管エリア
	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び降熱（可搬型）	○	【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】 【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第4保管エリア
1.9	不活性ガス（窒素ガス）による減圧の復元	○	【中央制御室→(①)階段F(4)→(①)～(①)】	緊急時対策所→第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは地震による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震時建物内大気及び地震時建物内設備水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（4/19）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.4	原子炉冷却材圧力バウンダリ低下時に発電用原子炉を冷却するための手順等	○		
	格納容器再循環システムクリーン開塞の操作が見られた場合の手順	○		
	B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	○	【中央制御室→(①)階段A(4)→(①)～(①)】 →(①)階段M(4)→(①)～(①)】	
	A-高圧主入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転	○		
	格納容器隔離弁の閉止	○	1次冷却材ポンプ対水ライン隔離弁等閉止操作及び格納容器隔離弁閉止操作 【中央制御室→(①)階段A(4)→(①)～(①)】 →(①)～(①)→(①)～(①)→(①)～(①)】 主給水隔離弁閉止操作 【中央制御室→(①)階段H(4)→(①)～(①)】	
	溶融デブリが原子炉容器に蓄存する場合の冷却手順等	○		
	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	○		
	主蒸気進がし弁による蒸気放出	○		
1.5	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	○		
	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	○		
	主蒸気進がし弁（現場手動操作）による主蒸気進がし弁の機能回復	1.3 【主蒸気進がし弁（現場手動操作）による主蒸気進がし弁の機能回復】参照		
	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	1.7 【可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却】参照		

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違

・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (5/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉停止中の残留熱除去系電源復旧後の発電用原子炉からの除熱	○		
	残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水	○		
	低圧炉心スプレィ系による原子炉圧力容器への注水	○		
	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による発電用原子炉からの除熱	○		
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	○	原子炉建屋原子炉棟作業 【中央制御室→(①)階段L(④)→[④-52]→[④-53]】 原子炉建屋付属棟作業 【[④-52]→(④)階段L(①)→(①)→(③)階段F(④)→[④-54]】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	フィルタ装置への水補給	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.7 原子炉格納容器下部の除熱が心身を冷却するための手順等	原子炉格納容器下部の除熱	○	非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可の場合 【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】 【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】 【屋外A→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】 【屋外E→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器下部の除熱（地震による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響がある場合※）	○	【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】 【屋外A→(②-4)→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】 【屋外E→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
1.8 原子炉格納容器下部の除熱が心身を冷却するための手順等	ベグスタル代注水（常設）による原子炉格納容器下部への注水	○	非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可の場合 【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	ベグスタル代注水（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○	非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可の場合 【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器代注水（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○	非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可の場合 【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	ベグスタル代注水（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水（地震による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響がある場合※）	○	【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】 【屋外E→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】 【(①)階段L(④)→[④-23]】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	原子炉格納容器下部への注水	○	非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可の場合 【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	原子炉格納容器下部への注水	○	非常用コントロールセンタ切替盤が使用不可の場合 【中央制御室→(①)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	原子炉格納容器内の減圧による原子炉格納容器破損防止	○	【屋外E→(②)階段R(②)→(②-3)→(②-4)】 【(①)階段L(④)→[④-23]】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	原子炉格納容器への注水	○		緊急時対策所→第4保管エリア

※1 屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは地震による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (5/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	○	系統構成 【中央制御室→(①)階段A(⑤)→(⑤-7)→(⑤)階段B(⑥)→(⑤-7)→(⑤)階段B(⑥)→(⑤-6)→(⑤)階段R(⑦)→(⑤-11)】 可搬型大型送水ポンプ車B号管接続口（東側）を使用する場合 系統構成 【中央制御室→(①)階段A(⑤)→(⑤-6)→(⑤)階段E(⑧)→(⑤-11)→(⑤)階段R(⑦)→(⑤-11)】 系統構成及び通水操作 【中央制御室→(①)階段A(⑤)→(⑤)階段I(⑧)→(⑤-3)→(⑤)階段I(⑧)→(⑤)階段A(⑤)→(⑤)階段E(⑧)→(⑤)階段R(⑦)→(⑤-5)】 ホース敷設、原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続 【中央制御室→(①)階段B(⑥)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→(⑤)階段E(⑧)→(⑤)階段R(⑦)→(⑤-11)】 可搬型大型送水ポンプ車A号管接続口（西側）を使用する場合 系統構成 【中央制御室→(①)階段A(⑤)→(⑤-6)→(⑤)階段E(⑧)→(⑤-11)→(⑤)階段R(⑦)→(⑤-3)】 系統構成及び通水操作 【中央制御室→(①)階段A(⑤)→(⑤)階段I(⑧)→(⑤-3)→(⑤)階段I(⑧)→(⑤)階段A(⑤)→(⑤)階段E(⑧)→(⑤)階段R(⑦)→(⑤-3)】 ホース敷設、原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続	屋外A→51m倉庫車庫エリア、展望台行管理道路西側60mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外C
	可搬型大型送水ポンプ車によるA高圧注入ポンプ（海水冷却）への補機冷却水（海水）通水	○		

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したホース敷設ルート変更の反映】
 （上の追而箇所においてアクセスルートの設定結果を反映する。）

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (6/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給	○	屋開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-21]又は[④-22]】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素パージ	○	屋開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-21]又は[④-22]→[④-23]→[④-24]→[④-17]→[④-18]→[④-19]】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	○	系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G(④)→(④)階段A(③)→[③-6]→[③-7]→[③-1]→[③-2]】 サブプレッションチェンバ側の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(⑤)→[⑤-3]】 ドライウェル側の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-27]】	
原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保（A系）		○	・屋外接続口を使用する場合 水張り、空気抜き 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-29]→[④-43]→[④-28]→[④-29]→[④-30]→[④-31]】 ・屋内接続口を使用する場合 屋開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】 水張り、空気抜き 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-37]→[④-43]→[④-36]→[④-37]→[④-38]→[④-39]】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(6/13)

条文	対応手段	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	原子炉格納容器内不燃性ガスによる原子炉格納容器水素爆発防止（原子炉格納容器減圧装置を使用した場合）	○	【屋外A→(①-24)】	緊急時対策所→第4保管エリア
	原子炉格納容器内不燃性ガスによる原子炉格納容器水素爆発防止（注意による大気放出時の発生その他テロリズムによる影響がある場合※2）	○	【屋外F→(②)階段B(②)→(②)階段D(②)→[②-24]】	緊急時対策所→第4保管エリア
1.10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び窒素ガスの排出	○	非常用コントロールセンサ切替装置が使用不可の場合 【中央制御室→(①)階段G(④)→[④-4]】	緊急時対策所→第4保管エリア
	可搬型窒素ガス供給装置による格納容器フィルタベント系の不燃性ガス	○		緊急時対策所→第4保管エリア
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	燃料プールの冷却	○		緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	燃料プールの冷却	○	燃料プールの冷却（可搬型スプレイング）による燃料プールへの注水 【屋外C→(①-14)→(①)階段D(②)→(②)階段B(②)→[②-1]】 原子炉格納容器からの放熱の場合 【屋外E→(①-14)→(①)階段A(②)→[②-2]】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	大型送水ポンプ及び放水砲による火災への放射性物質の拡散抑制	○	燃料プールの冷却（可搬型スプレイング）による燃料プールの冷却 【屋外C→(①-14)→(①)階段D(②)→(②)階段B(②)→[②-1]】 原子炉格納容器からの放熱の場合 【屋外E→(①-14)→(①)階段A(②)→[②-2]】	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	放射線検出装置による格納容器への放射性物質の拡散抑制	○	燃料プールの冷却（可搬型スプレイング）による燃料プールの冷却 【中央制御室→(①)階段G(④)→[④-11]】	緊急時対策所→第4保管エリア
1.13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	大型送水ポンプ及び放水砲による火災への放射性物質の拡散抑制	○	燃料プールの冷却（可搬型スプレイング）による燃料プールの冷却 【中央制御室→(①)階段G(④)→[④-11]】	緊急時対策所→第4保管エリア
	放射線検出装置による格納容器への放射性物質の拡散抑制	○	燃料プールの冷却（可搬型スプレイング）による燃料プールの冷却 【中央制御室→(①)階段G(④)→[④-11]】	緊急時対策所→第4保管エリア

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは装置による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震時発生内部火災及び地震時発生内部水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (6/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	○		1.7 「C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」参照
	代替格納容器スプレイングによる代替格納容器スプレイング	○	系統構成 水張り及び代替格納容器スプレイング起動 【中央制御室→(⑤)階段A(⑤)→(⑤)階段I(⑤)→(⑤)階段F(⑤)→[⑤-6]→(⑤)階段F(⑤)→(⑤)階段I(⑤)→(⑤)階段A(⑤)→[⑤-12]】 代替格納容器スプレイング受電準備受電操作 【中央制御室→(⑤)階段A(⑤)→[⑤-21]】 系統構成 【中央制御室→(⑤)階段A(⑤)→[⑤-10]】	
	代替格納容器スプレイングによる代替格納容器スプレイング	○	注水先を原子炉から格納容器へ切り替える場合 【中央制御室→(⑤)階段A(⑤)→[⑤-11]】	
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	格納容器スプレイングによる格納容器スプレイング	○		1.7 「可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却」参照
	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	○		【中央制御室→(⑤)階段A(⑤)→(⑤)階段I(⑤)→(⑤)階段A(⑤)→[⑤-8]→(⑤)階段E(⑤)→(⑤)階段N(⑤)→[⑤-2]→[⑤-3]】
	代替格納容器スプレイングによる代替格納容器スプレイング	○		1.6 「代替格納容器スプレイングによる代替格納容器スプレイング」参照

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違

・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（7/16）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保（B系）	○	【中央制御室→(①)階段L④→[④-33]→[④-44]→[④-32]→[④-33]→[④-34]→[④-35]】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）による補機冷却水確保	○		
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレィ	○		
	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレィ	○	格納容器スプレィ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→[④-57]】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレィ	○		
	残留熱除去系電源復旧後のサブプレッションプールの除熱	○		
	残留熱除去系（格納容器スプレィ冷却モード）による原子炉格納容器内へのスプレィ	○		
	残留熱除去系（サブプレッションプール冷却モード）によるサブプレッションプールの除熱	○		
	大型航空機による影響を考慮した場合のスプレィ（屋内接続口の使用。）※2	○	原子炉建屋原子炉棟作業 【中央制御室→(①)階段L④→[④-52]→[④-53]】 原子炉建屋付属棟作業 【[④-52]→(③)階段L①→(①)→(③)→(③)階段F④→[④-54]】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（7/13）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	海水水源とした大量送水車及び大型送水ポンプ車又は大量送水車（2台）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
1.14 電源の確保に関する手順等	発電機出力調整による給電 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→[④-57]】	○		
	発電機出力調整による給電 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→[④-57]】	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（7/19）

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したホース敷設ルート変更の反映】
 （上の追而箇所においてアクセスルートの設定結果を反映する。）

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	○	系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-25]又は[④-26]】 サブプレッションチェンバ側の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(⑤)→[⑤-3]】 ドライウェル側の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-27]】	
		○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
		○	扉開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-21]又は[④-22]】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
		○	扉開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-21]又は[④-22]→[④-23]→[④-24]→[④-17]→[④-18]→[④-19]】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
		○		
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	○		
	原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替循環冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-25]又は[④-26]】 サブプレッションチェンバ側の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(⑤)→[⑤-3]】 ドライウェル側の場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-27]】	
		○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
		○	扉開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-21]又は[④-22]】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
		○	扉開放 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-20]】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→[④-21]又は[④-22]→[④-23]→[④-24]→[④-17]→[④-18]→[④-19]】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
		○		
		○		
		○		
		○		
		○		
		○		
		○		

※1 屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手順におけるアクセスルートは故意による大気空気の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合には使用するルートとして設定する。なお、従来事故が地震ではないことから、転倒、地震発生時内部火災及び地震発生時内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等	格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ	○		
	代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ	○	系統構成 水張り及び代替格納容器スプレイポンプ並動 【中央制御室→(①)→(③)階段A(⑤)→(③)階段I(⑥)→(③)階段F(⑦)→(③)階段I(⑧)→(③)階段A(⑨)→(③)階段I(⑩)→(③)階段A(⑪)→(③)階段I(⑫)】 代替格納容器スプレイポンプ受電準備受電操作 【中央制御室→(①)→(③)階段A(⑤)→(③)階段I(⑥)→(③)階段F(⑦)→(③)階段I(⑧)→(③)階段A(⑨)→(③)階段I(⑩)→(③)階段A(⑪)→(③)階段I(⑫)】	
	高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを使用した炉心注水	○		
	充てんポンプによる充てんラインを使用した炉心注水	○		
	B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS給線ライン使用）による代替炉心注水	1.4 【B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS給線ライン使用）による代替炉心注水】参照		
	代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水	1.4 【代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水】参照		
	B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水	1.4 【B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水】参照		
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	原子炉格納容器内水素処理装置	○		
	格納容器水素グナイト	○		

※1 屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (10/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.9	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	○		
1.10	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	○		
1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却のための手順等	○	燃料プール注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→(④)→(④-57)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	○	原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G④→(④)→(④-40)→(④)階段C①→(①-1)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	燃料プールのスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ	○	燃料プールのスプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→(④)→(④-57)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	○	原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G④→(④)→(④-40)→(④)階段C①→(①-1)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	燃料プールのスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ	○	原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→(④)→(④-41)→(④)階段F③→(③)→(③)階段G④→(④)階段B①→(①-1)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (10/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14	電源の確保に関する手順等	○	可搬型非常用発電機による給電 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F④→(④)→(④-57)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	緊急時対策所からの給電	○	緊急時対策所からの給電	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	緊急時対策所からの給電	○	緊急時対策所からの給電	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	緊急時対策所からの給電	○	緊急時対策所からの給電	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	緊急時対策所からの給電	○	緊急時対策所からの給電	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	緊急時対策所からの給電	○	緊急時対策所からの給電	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	緊急時対策所からの給電	○	緊急時対策所からの給電	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手順におけるアクセスルートは地震による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合には使用するルートとして設定する。なお、原因事象が地震ではないことから、転倒物、地震発生時内部火災及び地震発生時内部浸水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (10/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	○		
	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱槽（貯蔵槽内燃料体等）への放水	○		
	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱槽（貯蔵槽内燃料体等）への放水	○		
	使用済燃料ピット監視計の電源（交流又は直流）を代替電源設備から給電する手順等	○	可搬型水位計運搬、設置 【中央制御室→(⑥)階段B③→(③-7)】 可搬型エリアモニタ運搬、設置 【中央制御室→(⑥)階段B③→(④)階段G⑤→(⑤-9)→屋外E】 監視カメラ空冷装置準備 【中央制御室→(⑥)階段B③→(③-8)】	
1.12	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A】	屋外A→51m倉庫車庫エリア又は1.2号機北側31mエリア
	放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制			緊急時対策所→T.F.10m 盤集水樹又は51m倉庫車庫エリア
	荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散抑制			緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア
	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる海洋への拡散抑制			緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア
	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火		【中央制御室→(⑥)階段B③→屋外A】	屋外A→51m倉庫車庫エリア又は1.2号機北側31mエリア
	可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給			緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (11/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却のための手順等 大型航空機による影響を考慮した場合の注水及びスプレィ（屋内接続口の使用） ^{※2}	○	原子炉建屋原子炉棟作業 【中央制御室→(①階段L④)→(④-52)→(④-53)】 原子炉建屋付属棟作業 【(④-52)→(④階段L①)→(①-③)→(③階段F④)→(④-54)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
1.12	発電所外の放射性物質の拡散を抑制するための手順等			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への放射性物質の拡散抑制			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
1.13	重大事故等の収束に必要な水の供給手順等			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(11/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート ^{※1}
1.11	事故時の対策に関する手順等			
1.12	原子炉建屋の居住性等に関する手順等			

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (11/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート ^{※1}
1.12	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等		システム構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料移送ポンプ起動及び燃料移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(④-12)→(④階段E④)→(④-28)→(④階段F④)→(④-31)→(④階段P④)→(④-28)→(④階段E④)→(④-12)→(④階段E④)→(④-28)→(④-29)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(④-12)→(④階段E④)→(④-28)→(④階段T④)→(④-31)→(④階段P④)→(④-28)→(④階段E④)→(④-12)→(④階段E④)→(④-28)→(④-29)】 ホース敷設 追而	緊急時対策所→1号機西側 31m エリア又は2号機東側 31m エリア→屋外A
1.13	重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	1次系のフィードアンドブリード	1,2 【1次系のフィードアンドブリード】参照	
		海水を用いた補助給水ピットへの補給	○	・可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口（東側）使用時 システム構成 【中央制御室→(④-31)】 ホース敷設、代替給水・注水配管と接続 【中央制御室→(④階段B④)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→(④-8)】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 接続口（西側）使用時 システム構成 【中央制御室→(④階段A④)→(④階段I④)→(④階段F④)→(④-2)→(④階段F④)→(④階段I④)→(④階段A④)→(④-31)】 ホース敷設、代替給水・注水配管と接続 【中央制御室→(④階段B④)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→(④-3)】
	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水運切替（炉心注水中）	○	【中央制御室→(④-5)→(④階段A④)→(④-14)→(④階段M④)→(④-10)→(④階段M④)→(④-14)→(④-12)】	

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したホース敷設ルート変更の反映】
 （上の追而箇所においてアクセスルートの設定結果を反映する。）

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (12/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプII)による淡水貯水槽への補給			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
1.14 電源の確保に関する手順等	ガスタービン発電機によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電	○	【中央制御室→(①階段L⑥)→(⑥-4)→(⑥-5)→(⑥-4)→(⑥階段L⑤)→(⑤-16)→(⑤階段L①)→(①-3)→(③階段F④)→(④-48)→(④-49)】	緊急時対策所→緊急用電気品建屋
	電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電	○	【中央制御室→(①階段L⑤)→(⑤-16)→(⑤-18)→(⑤-19)→(⑤-20)→(⑤階段L①)→(①-3)→(③階段F⑤)→(⑤-10)→(⑤-11)→(⑤-12)→(⑤-14)→(⑤-13)→(⑤階段F④)→(④-42)→(④-45)→(④階段F③)→(③階段G⑤)→(⑤-9)→(⑤-4)→(⑤-5)→(⑤-7)→(⑤-8)→(⑤-6)】	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	○	【中央制御室→(①階段L⑤)→(⑤-15)→(⑤-17)→(⑤-22)→(⑤-21)】	
常設代替直流電源設備による給電	125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作	○	・125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段L④)→(④-47)→(④階段L①)→中央制御室→(①階段L④)→(④-46)】	
	不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段L④)→(④-46)→(④-47)】	○	・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段L④)→(④-46)→(④階段L①)→中央制御室→(①階段L④)→(④-47)】	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(12/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.17 監視測定等に関する手順等	可搬式モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替検定			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	放射線測定装置による空気中の放射線量の測定及び代替検定			緊急時対策所→第1保管エリア
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア
	可搬式モニタリング・ポストのバックグラウンド試験対策			緊急時対策所→第1保管エリア

※1 屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (12/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	燃料取替用水ピットから海への水源切替(海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水)参照			1.4 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」参照
	海水を用いた燃料取替用水ピットへの補給	○	・可搬型大型送水ポンプ車 10m 撈取口(東側) 使用時 系統構成 【中央制御室→(⑤-4)→(⑤階段A⑥)→(⑤階段I①)→(⑤階段F②)→(⑤-3)】 ホース敷設、代替給水・注水配管と接続 【中央制御室→(⑤階段A⑥)→(⑤階段B⑦)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→(⑤-3)】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33m 撈取口(西側) 使用時 系統構成 【中央制御室→(⑤階段A⑥)→(⑤階段I①)→(⑤階段F②)→(⑤-3)】 ホース敷設、代替給水・注水配管と接続 【中央制御室→(⑤階段A⑥)→(⑤階段B⑦)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→(⑤-3)】	屋外A→51m倉庫車庫エリア、展望台行管理棟西側50mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外C又は屋外D
	燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替(格納容器スプレイ中)	○	系統構成、水張り及び格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(⑤-5)→(⑤階段A⑥)→(⑤-14)→(⑤-12)】	
	B-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環運転			1.4 「B-格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環運転」参照
	A-高圧注入ポンプ(海水冷却)及び可搬型大型送水ポンプ車による高圧代替再循環運転			1.4 「A-高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転」参照 1.5 「可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ(海水冷却)への補給冷却水(海水)通水」参照
	海水を用いた使用済燃料ピットへの注水			1.11 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」参照
海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ			1.11 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」参照	

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違

・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (13/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	可搬型代替直流電源設備による給電	○	・125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段L④)→[④-47]→(④階段L①)→中央制御室→(①階段L④)→[④-46]】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段L④)→[④-46]→[④-47]】 ・125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①階段L④)→[④-46]→(④階段L①)→中央制御室→(①階段L④)→[④-47]】 不要直流負荷切離し 【中央制御室→(①階段L④)→[④-46]→[④-47]】 ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①→③)→(③階段F④)→[④-45]】	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	ガスタービン発電機によるパワーセンタ26系及びモータコントロールセンタ26系受電	○		
	電源車によるパワーセンタ26系及びモータコントロールセンタ26系受電	○	【中央制御室→(①→③)→(③階段F④)→[④-45]】	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	軽油タンクからタンクローリへの補給			緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	ガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補給			緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	代替電源設備からの給電手順（緊急時対策所用発電機の並列運転手順）			緊急時対策所→第1保管エリア
1.13 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (13/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水	1.12		【可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制】参照
	可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による原子炉格納容器及びアニュラス器への放水	1.12		【可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制】参照
	可搬型タンクローリによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給			緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリによる可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給			緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア
				系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料移送ポンプ起動及び燃料移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油油槽を使用する場合 【中央制御室→[⑤-12]→(⑤階段E②)→[⑤-28]→(⑤階段P③)→[⑤-3]→(⑤階段P③)→[⑤-28]→(⑤階段E②)→[⑤-12]→(⑤階段E②)→[⑤-28]→[⑤-29]】 ・B-ディーゼル発電機燃料油油槽を使用する場合 【中央制御室→[⑤-12]→(⑤階段E②)→[⑤-28]→(⑤階段T③)→[⑤-3]→(⑤階段T③)→[⑤-28]→(⑤階段E②)→[⑤-12]→(⑤階段E②)→[⑤-28]→[⑤-29]】 ホース敷設 追而
1.14 電源の確保に関する手順等	代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電	○		受電準備及び受電操作 【中央制御室→(⑤階段C②)→[⑤-17]→[⑤-18]】 受電準備 【中央制御室→[⑤-16]→(⑤階段C②)→[⑤-17]→[⑤-30]】 受電準備 【中央制御室→(⑤階段C②)→[⑤-17]】

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

追而【3号炉原子炉建屋西側を經由したホース敷設ルート変更の反映】
 （上の追而箇所においてアクセスルートの設定結果を反映する。）

【女川及び島根】記載内容及び記載方針
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (14/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	タンクローリーから各機器への給油	/	/	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	非常用交流電源設備による給電	○	/	/
	非常用直流電源設備による給電	○	/	/
1.15 事故時の計装に関する手順等	他チャンネルによる計測、代替パラメータによる推定（計器の故障）	○	/	/
	代替パラメータによる推定（計器の計測範囲を超えた場合）	○	/	/
	可搬型計測器による計測又は監視	○	【(4-52)→(4)階段L(1)→中央制御室】	/
	パラメータの記録	/	/	/
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室換気空調系の運転手順	○	/	/
	中央制御室待避所の運用手順	○	【中央制御室→(1)階段L(4)→(4-51)→(4)階段L(6)→(6-7)】	/
	中央制御室の照明を確保する手順	○	/	/
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	/	/
	中央制御室待避所の照明を確保する手順	○	/	/
	中央制御室待避所の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	/	/
	データ表示装置（待避所）によるプラントパラメータ等の監視手順	/	/	/
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系起動手順）	○	/	/

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (14/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	可搬型代替電源車による代替電源（交流）からの給電	○	受電準備 【中央制御室→(4-16)→(4)階段A(4)→(4-30)→(4-19)】 受電操作 【中央制御室→(4)階段A(4)→(4-20)】 可搬型代替電源車の移動 【中央制御室→(4)階段B(4)→屋外A】	屋外A→1号炉西南31mエリア、展望台行管理道路、西側60mエリア、2号炉東側31mエリア
	充電後操作（充電器盤の受電操作）	/	蓄電池室排気ファン起動及び充電器の受電 【中央制御室→(4)階段A(4)→(4-22)→(4-23)】 コネクタ差替え 【中央制御室→(4)階段A(4)→(4-22)】 ダンパ開操作 【中央制御室→(4)階段A(4)→(4-15)】	/
	蓄電池（非常用）による直流電源からの給電	○	不要な直流負荷切離し操作（SBO発生1時間以内） 【中央制御室→(4-18)】 不要な直流負荷切離し操作（SBO発生8.5時間以内） 【中央制御室→(4)階段A(4)→(4-24)】	/
	待機蓄電池による代替電源（直流）からの給電	○	/	/
可搬型直流電源用充電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	可搬型直流電源用充電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電	○	受電準備 【中央制御室→(4)階段A(4)→(4-26)】 受電操作 【中央制御室→(4)階段A(4)→(4-26)→(4-27)】 充電機移動 【中央制御室→(4)階段B(4)→屋外A】 充電機起動、受電操作 ・可搬型直流電源接続盤（東側）に接続する場合 【屋外E→(4)階段G(4)→(4)階段A(4)→(4-26)】 ・可搬型直流電源接続盤（西側）に接続する場合 【屋外A→(4)階段B(4)→(4)階段A(4)→(4-26)】	屋外A→1号炉西南31mエリア、1,2号炉北側31mエリア又は2号炉東側31mエリア→屋外A又は屋外E

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (15/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系停止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（中央制御室での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）		【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段G④→(④)階段B②→(②)→(①)→(①-2)】	
1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定			
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定			
	海上モニタリング			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定			緊急時対策所→第2保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (15/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機）		系統構成 【中央制御室→(⑤)階段A④→(⑤)-25]→(⑤)階段A④→(⑤)-14】 代替非常用発電機起動及び代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 【中央制御室→(⑤)階段B④→(⑤)-25]→(⑤)階段A④→(⑤)-14]→(⑤)階段B④→(⑤)-16】 系統構成及び代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 【中央制御室→(⑤)階段A④→(⑤)-16]→(⑤)階段B④→(⑤)-10]→(⑤)階段B④→(⑤)-14]→(⑤)階段B④→(⑤)-16】	屋外A→代替非常用発電機→屋外A
	代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）		系統構成 【中央制御室→(⑤)階段A④→(⑤)-25]→(⑤)階段A④→(⑤)-14】 代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 【中央制御室→(⑤)階段A④→(⑤)-25]→(⑤)階段A④→(⑤)-14】 系統構成及び代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 ・可搬型代替電源接続盤（東側）に接続する場合 【中央制御室→(⑤)階段A④→(⑤)-16]→(⑤)階段B④→(⑤)-10]→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外E→(⑤)階段G④→(⑤)-14]→(⑤)階段B④→(⑤)-16】 ・可搬型代替電源接続盤（西側）に接続する場合 【中央制御室→(⑤)階段A④→(⑤)-16]→(⑤)階段B④→(⑤)-10]→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外A→(⑤)階段B④→(⑤)-14]→(⑤)階段B④→(⑤)-16】	屋外A→1号機西側31mエリア、展望台行管理道路、西側60mエリア、2号機東側31mエリア→屋外A又は屋外E
	可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給			緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (16/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機運転手順	/	/	/
	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	/	/	/
	緊急時対策所可搬型エアモニタ設置手順	/	/	/
	緊急時対策所での格納容器ベントを実施する場合の対応の手順	/	/	/
	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え手順	/	/	/
	安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラントパラメータ等の監視手順	/	/	/
	緊急時対策所換気空調系の切替え手順	/	/	/
	ガスタービン発電機による給電	/	/	/
1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	緊急時対策所→第4保管エリア
	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	/	/	/

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧 (16/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.14	電源の確保に関する手順等 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給	/	系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料移送ポンプ起動及び燃料移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油移送油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-12→⑩階E⑤→⑩-28→⑩階P⑤→⑩-3→⑩階E⑤→⑩-12→⑩階E⑤→⑩-28→⑩-29】 ・B-ディーゼル発電機燃料油移送油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-12→⑩階E⑤→⑩-28→⑩階T⑤→⑩-3→⑩階E⑤→⑩-12→⑩階E⑤→⑩-28→⑩-29】 ホース敷設 追而	緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア→屋外A
1.15	計器の故障	○	/	/
	計器の計測範囲（把握能力）を超えた場合	○	/	/
	全交流動力電源喪失時の代替電源の供給	1.14 【代替電源（交流）による給電手順等】及び「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」参照	/	/
	直流電源喪失時の代替電源の供給	1.14 【直流電源及び代替電源（直流）による給電手順等】参照	/	/
	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	/	【中央制御室→⑩-15】	/
	重大事故等時のパラメータを記録する手順	/	/	/

※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したホース敷設ルート変更の反映】
 （上の追而箇所においてアクセスルートの設定結果を反映する。）

【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																		
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（17/19）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内のアクセスルート</th> <th>屋外のアクセスルート^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等</td> <td>中央制御室空調装置の運転手順等（交流動力電源が正常な場合）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順等（交流動力電源が喪失した場合）</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→(⑧)階段A④→(⑧-14)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→(⑧-17)→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリアの設置手順</td> <td></td> <td>【(⑧-19)→(⑧-20)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源及び直流電源が健全である場合）</td> <td>1.10 【水素排出（アニュラス空気浄化設備）（交流動力電源及び直流電源が健全である場合の操作手順）参照】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源又は直流電源が喪失した場合）</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→(⑧)階段A④→(⑧)階段B④→(⑧-4)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">1.17 監視測定等に関する手順等</td> <td>可換型モニタリングポストによる放射線量の代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可換型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング測定</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート ^{※1}	1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室空調装置の運転手順等（交流動力電源が正常な場合）	○			中央制御室空調装置の運転手順等（交流動力電源が喪失した場合）	○	【中央制御室→(⑧)階段A④→(⑧-14)】		中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→(⑧-17)→中央制御室】		中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	○			チェンジングエリアの設置手順		【(⑧-19)→(⑧-20)】		放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源及び直流電源が健全である場合）	1.10 【水素排出（アニュラス空気浄化設備）（交流動力電源及び直流電源が健全である場合の操作手順）参照】			放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源又は直流電源が喪失した場合）	○	【中央制御室→(⑧)階段A④→(⑧)階段B④→(⑧-4)】		1.17 監視測定等に関する手順等	可換型モニタリングポストによる放射線量の代替測定				可換型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定				放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定				放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定				放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定				放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定				海上モニタリング測定			緊急時対策所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア	<p>【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違 ・設備及び手順等の相違 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																																			
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート ^{※1}																																																																	
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室空調装置の運転手順等（交流動力電源が正常な場合）	○																																																																			
	中央制御室空調装置の運転手順等（交流動力電源が喪失した場合）	○	【中央制御室→(⑧)階段A④→(⑧-14)】																																																																		
	中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→(⑧-17)→中央制御室】																																																																		
	中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	○																																																																			
	チェンジングエリアの設置手順		【(⑧-19)→(⑧-20)】																																																																		
	放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源及び直流電源が健全である場合）	1.10 【水素排出（アニュラス空気浄化設備）（交流動力電源及び直流電源が健全である場合の操作手順）参照】																																																																			
	放射性物質の濃度を低減するための手順等（交流動力電源又は直流電源が喪失した場合）	○	【中央制御室→(⑧)階段A④→(⑧)階段B④→(⑧-4)】																																																																		
1.17 監視測定等に関する手順等	可換型モニタリングポストによる放射線量の代替測定																																																																				
	可換型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定																																																																				
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定																																																																				
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定																																																																				
	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定																																																																				
	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定																																																																				
	海上モニタリング測定			緊急時対策所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア																																																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																										
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（18/19）</p> <table border="1" data-bbox="1780 304 2588 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">案文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内のアクセスルート</th> <th>屋外のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.17 監視測定等に関する手順等</td> <td>可換型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可換型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>可換型空気浄化装置運転手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可換型エリアモニタ設置手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可換型空気浄化装置への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>通信連絡に関わる手順等</td> <td colspan="3">1.18 「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」参照</td> </tr> <tr> <td>可換型空気浄化装置の切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可換型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料搬送手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	案文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート	1.17 監視測定等に関する手順等	可換型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	/	/	/	可換型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	/	/	/	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可換型空気浄化装置運転手順	/	/	/	空気供給装置による空気供給準備手順	/	/	/	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	/	/	/	緊急時対策所可換型エリアモニタ設置手順	/	/	/	空気供給装置への切替準備手順	/	/	/	空気供給装置への切替手順	/	/	/	可換型空気浄化装置への切替手順	/	/	/	緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順	/	/	/	通信連絡に関わる手順等	1.18 「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」参照			可換型空気浄化装置の切替手順	/	/	/	緊急時対策所用発電機準備手順	/	/	/	緊急時対策所用発電機起動手順	/	/	/	緊急時対策所用発電機の切替手順	/	/	/	可換型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料搬送手順	/	/	緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア	<p>【女川及び島根】記載内容の相違及び記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び手順等の相違 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。
案文	対応手順	操作・作業場所																																																																											
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート																																																																									
1.17 監視測定等に関する手順等	可換型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	/	/	/																																																																									
	可換型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定	/	/	/																																																																									
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可換型空気浄化装置運転手順	/	/	/																																																																									
	空気供給装置による空気供給準備手順	/	/	/																																																																									
	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	/	/	/																																																																									
	緊急時対策所可換型エリアモニタ設置手順	/	/	/																																																																									
	空気供給装置への切替準備手順	/	/	/																																																																									
	空気供給装置への切替手順	/	/	/																																																																									
	可換型空気浄化装置への切替手順	/	/	/																																																																									
	緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順	/	/	/																																																																									
	通信連絡に関わる手順等	1.18 「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」参照																																																																											
	可換型空気浄化装置の切替手順	/	/	/																																																																									
	緊急時対策所用発電機準備手順	/	/	/																																																																									
	緊急時対策所用発電機起動手順	/	/	/																																																																									
	緊急時対策所用発電機の切替手順	/	/	/																																																																									
可換型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料搬送手順	/	/	緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア																																																																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																	
		第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧（19/19）	【女川及び島根】記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内のアクセスルート</th> <th>屋外のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1783 304 1843 472">1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td data-bbox="1843 304 2122 766"> ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料搬送手順 </td> <td data-bbox="2122 304 2181 766"></td> <td data-bbox="2181 304 2448 766"> 系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料移送ポンプ起動及び燃料移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油槽を使用する場合 【中央制御室→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤階P⑤→⑤-3→⑤階P⑤→⑤-28→⑤階E⑤→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤-28】 ・B-ディーゼル発電機燃料油槽を使用する場合 【中央制御室→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤階T⑤→⑤-3→⑤階T⑤→⑤-28→⑤階E⑤→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤-28】 ホース敷設 追而 </td> <td data-bbox="2448 304 2591 766"> 緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア→屋外A </td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所用発電機の待機運転手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所用発電機の接続先切替手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 871 1843 934">1.19 通信連絡に関する手順等</td> <td data-bbox="1843 871 2122 934"> 発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	系文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料搬送手順		系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料移送ポンプ起動及び燃料移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油槽を使用する場合 【中央制御室→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤階P⑤→⑤-3→⑤階P⑤→⑤-28→⑤階E⑤→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤-28】 ・B-ディーゼル発電機燃料油槽を使用する場合 【中央制御室→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤階T⑤→⑤-3→⑤階T⑤→⑤-28→⑤階E⑤→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤-28】 ホース敷設 追而	緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア→屋外A		緊急時対策所用発電機の待機運転手順					緊急時対策所用発電機の接続先切替手順				1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等					発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等				
系文	対応手順	操作・作業場所																																		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート																																
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料搬送手順		系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料移送ポンプ起動及び燃料移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油槽を使用する場合 【中央制御室→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤階P⑤→⑤-3→⑤階P⑤→⑤-28→⑤階E⑤→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤-28】 ・B-ディーゼル発電機燃料油槽を使用する場合 【中央制御室→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤階T⑤→⑤-3→⑤階T⑤→⑤-28→⑤階E⑤→⑤-12→⑤階E⑤→⑤-28→⑤-28】 ホース敷設 追而	緊急時対策所→1号機西側31mエリア又は2号機東側31mエリア→屋外A																																
	緊急時対策所用発電機の待機運転手順																																			
	緊急時対策所用発電機の接続先切替手順																																			
1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等																																			
	発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等																																			
		※1：屋外のアクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。																																		
		追而【3号炉原子炉建屋西側を經由したホース敷設ルート変更の反映】 （上の追而箇所においてアクセスルートの設定結果を反映する。）																																		